

伊予市
高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画

【計画期間：2021（令和3）年度～2023（令和5）年度】



2021（令和3）年3月

伊 予 市

はじめに

わが国では、総人口が減少に転じる中、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて高齢化率は上昇の一途をたどることが見込まれています。

本市においては、国よりも早いスピードで高齢化が進行しており、2025年には後期高齢化率が20.5%に達する見込みとなっています。



今後、高齢単身世帯及び夫婦のみ世帯、また要介護者及び認知症高齢者の更なる増加が予想されることから、介護サービスの利用拡大に伴う給付費の増大、担い手である介護人材の確保、災害や感染症対策など、高齢者を取り巻く様々な課題への対策・対応はますます重要となってまいります。

そのような中、本市では、健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実現を目指し、「伊予市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、市民一人一人が、高齢になっても「だれもが安心して、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活できるやすらぎとぬくもりのある伊予市」を理念に掲げ、2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現に向けた一層の取り組み、介護予防・健康づくり施策の充実・推進など医療・介護・保健・福祉が連携した本市の特性や実情に見合った高齢者保健福祉施策を総合的に取り組んでいくこととしております。

市民の皆様をはじめ、関係機関・関係団体の皆様におかれましても、相互に支え合いながら、健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました伊予市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定審議会委員の皆様、アンケート等を通じ貴重なご意見、ご提言を賜りました多くの市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

2021(令和3)年3月

伊予市長 武智 邦典

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画策定体制	4
5 日常生活圏域の設定	6
第 2 章 高齢者等に関する現状	9
1 人口等の実績と将来推計	9
2 第 7 期計画期間における給付実績	18
3 「見える化」システムを活用した地域分析	23
4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要	31
5 在宅介護実態調査結果の概要	50
第 3 章 計画の基本方向	59
1 基本理念	59
2 重点目標	60
3 計画の施策体系	61
第 4 章 施策の展開	63
重点目標 1 介護予防・生きがいづくりの推進	63
重点目標 2 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり	72
重点目標 3 介護保険サービスの基盤整備と適正な運営	98
第 5 章 計画の推進	121
1 計画の推進体制	121
2 計画の進行管理と評価	121
第 6 章 参考資料	123
1 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会条例	123
2 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会委員名簿	125
3 市内施設・事業所等略図	126

伊予市のSDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

伊予市では、2015（平成 27）年に国連サミットにおいて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現への貢献を目指しています。

SDGs の考え方を本市の施策に取り入れる取り組みとして、伊予市の将来にわたる持続的発展を目指すため、「伊予市 SDGs 推進プロジェクト会議」を立ち上げて、市政への SDGs の取り入れ方を研究しています。

本計画を推進することは、SDGs の達成に向けた取り組みにもつながっていきます。SDGs の 17 の目標のうち本計画と関連性が高い目標としては以下の **3** **8** **11** が挙げられます。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

3 すべての人に
健康と福祉を



8 働きがいも
経済成長も



11 住み続けられる
まちづくりを



第1章 計画の概要

計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の65歳以上人口は、2020（令和2）年9月1日現在3,616万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は28.7%（総務省人口推計概算値）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（2017（平成29）年推計）によると、高齢化率は今後も上昇を続け、いわゆる「団塊の世代」（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ）が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年には30.0%となり、第2次ベビーブーム期（1971（昭和46）年～1974（昭和49）年）に生まれた世代が65歳以上となる2040（令和22）年には、35.3%になると見込まれています。要介護率が高くなる後期高齢者の割合は、2019（令和元）年現在の14.7%から、2040（令和22）年には20.2%になると推計されています。さらにその後も高齢者人口は増加を続け、2042（令和24）年に3,935万人でピークを迎え、その後減少に転じると推計されています。

高齢化の進展を背景に、社会保障給付費は増加を続けており、2017（平成29）年度では120兆2,443億円となり過去最高の水準で、国民所得に占める割合が約3割となり、そのうち高齢者関係給付費は約3分の2を占めています。

本市では、国より早いスピードで高齢化が進行しており、2020（令和2）年9月末現在で、高齢化率が33.5%、後期高齢化率が17.3%となっています。人口推計結果では、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年には、後期高齢化率が20.5%に達する見込みとなっており、本市の65歳以上人口は2023（令和5）年を目途に12,357人とピークを迎え、その後は減少に転じる見込みとなっています。

このような社会構造の変化や、様々な高齢者のニーズに応えるために、国においては地域の事情に応じて可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。さらに、介護保険制度改革において、「地域共生社会の実現と2040年への備え」を念頭に、地域包括ケアシステムの推進に加えて、介護予防・地域づくりの推進、認知症施策推進大綱にもとづき「共生」・「予防」を車の両輪として総合的に推進する認知症施策、介護現場の革新などに向けて、制度の持続可能性確保のための見直しを不断に実施するとしています。

本市におきましても、介護の必要な高齢者や一人暮らしの高齢者、認知症の高齢者など、地域全体で見守る必要のある高齢者はさらに増加するものと予想されることから、介護保険サービスの充実や質の向上はもとより、地域の実情に応じた、住民等の多様な主体が参画した多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりが急務となっています。

本計画は、市民一人一人が高齢になっても自らの持てる力を発揮しながら、いきいきと暮らせる地域社会の構築を目指し、介護が必要な状態になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができるまちづくりを目指して、策定するものです。

【第8期介護保険事業計画策定における国の基本指針】

国が示す基本指針においては、以下の項目が示されています。

（１）2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

- 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

（２）地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

（３）介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等を含む）
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標は国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用とそのための環境整備について記載

（４）有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

（５）認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

（６）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

（７）災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

第91回社会保障審議会介護保険部会(令和2年7月27日)より

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定することとなる「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第116条第1項による国の基本指針に沿って、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものです。

なお、2008（平成20）年4月に老人保健法は廃止となりましたが、各種保健事業は健康増進法に引き継がれたため、同法と食育基本法に基づき策定している「伊予市健康づくり・食育推進計画」との整合性を図り、従前どおり高齢者保健福祉計画として策定します。

(2) 他の計画との関係

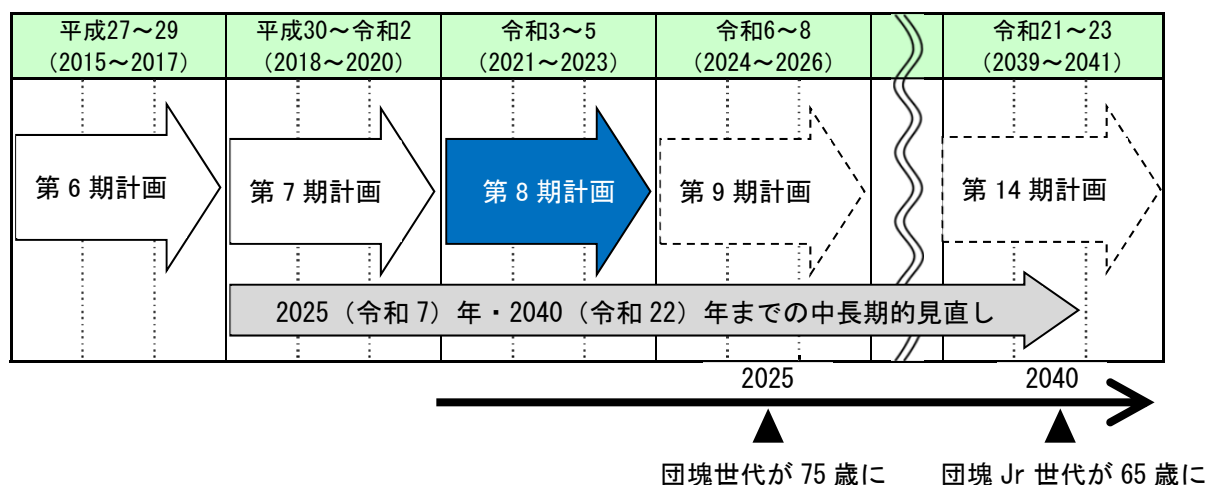
市の関連する保健、福祉分野の計画、住まいに関する計画、国・県との整合性を図るとともに、第7期計画の成果等を十分検討した上で策定しました。

また、愛媛県の「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」で、保健福祉圏域単位に介護保険施設サービス量の見込みが定められること、保健・医療に関連する分野は「第7次愛媛県地域保健医療計画」において、保健医療圏単位に医療提供体制が定められることなどから、愛媛県、中予保健所、近隣市町との意見調整を行いました。

3 計画の期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、本計画の期間は3年間とします。

本計画期間は2021（令和3）年度から2023（令和5）年度とし、2025（令和7）年度及び2040（令和22）年度までの中長期的な視野に立った施策を展開します。



4 計画策定体制

本計画の策定に当たっては、国の基本指針に示された内容を踏まえて行います。

(1) 庁内の計画策定体制

本計画では、制度・分野ごとの縦割りを超えた取り組みによって、「地域共生社会」の実現を目指すことから、介護、保健、福祉関係課にとどまることなく、庁内の組織横断的な連携体制のもと、施策の検討・情報共有を行い、本計画を策定しました。

(2) 保険者機能の強化

2017（平成 29）年の地域包括ケア強化法において、PDCA サイクルによる高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みが制度化されました。本市では、以下の取り組みを推進しており、本計画においても引き続き、保険者機能を発揮して取り組みを強化します。

- リハビリテーション専門職による、地域における介護予防活動の評価と助言
- 理学療法士との協働による介護予防体操の開発と普及
- 多職種の関係者が参加する地域ケア推進会議における地域課題の解決に向けた施策立案

(3) 愛媛県との連携強化

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況については、愛媛県からの情報連携を強化し、市内の整備状況と入所者への介護サービスの提供状況の把握に努めます。

(4) 業務の効率化の推進

本市が介護保険サービス事業所に提出を求める、指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、その記載項目や添付書類等の必要性を精査し、必要に応じた見直しを行い、事業者と本市双方の業務の効率化と負担軽減を図ります。

(5) アンケート調査の実施

本計画の策定においては、国の方針に従って、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施して、計画策定の基礎資料としました。

■調査概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査目的	要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的とする。	主として、要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方を検討するために在宅の要介護者の状態把握を行うことを目的とする。
調査対象	2019(令和元)年11月1日現在、伊予市にお住まいの65歳以上の方2,000名（要介護・要支援の認定を受けている方は除く）	2018(平成30)年12月1日～2019(令和元)年9月1日の間に要介護（支援）認定更新申請・区分変更申請を行った方で伊予市在住の在宅の方（ケアハウス、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅入居者は対象に含む）
調査方法	郵送による配布と回収	認定調査員による聞き取り調査
実施期間	2019(令和元)年12月6日～12月27日	2018(平成30)年1月8日～2019(令和元)年9月26日
回収状況	1,597（有効回収票）／2,000（配布件数）＝79.9％（有効回収率）	691（有効回収票）／691（配布件数）＝100.0％（有効回収率）

(6) 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会での審議

本計画の策定に当たり、有識者、保健・医療・福祉分野の担当者、被保険者代表等からなる伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会を設置し、今後の高齢者福祉、介護保険事業等のあり方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。

開催日		議題
第1回	2020(令和2)年8月12日	(1) 高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画の策定について (2) 伊予市の現状について (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について (4) 在宅介護実態調査結果について (5) 策定スケジュールについて
第2回	2020(令和2)年10月21日	(1) 高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画の骨子案について (2) 高齢者福祉の現状と課題、施策の展開について
第3回	2020(令和2)年12月14日	(1) 高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画素案について (2) 介護保険サービス給付の見込みについて (3) パブリックコメントについて
第4回	2021(令和3)年2月8日	(1) パブリックコメントの結果について (2) 介護保険料について (3) 事業計画の答申案について

5 日常生活圏域の設定

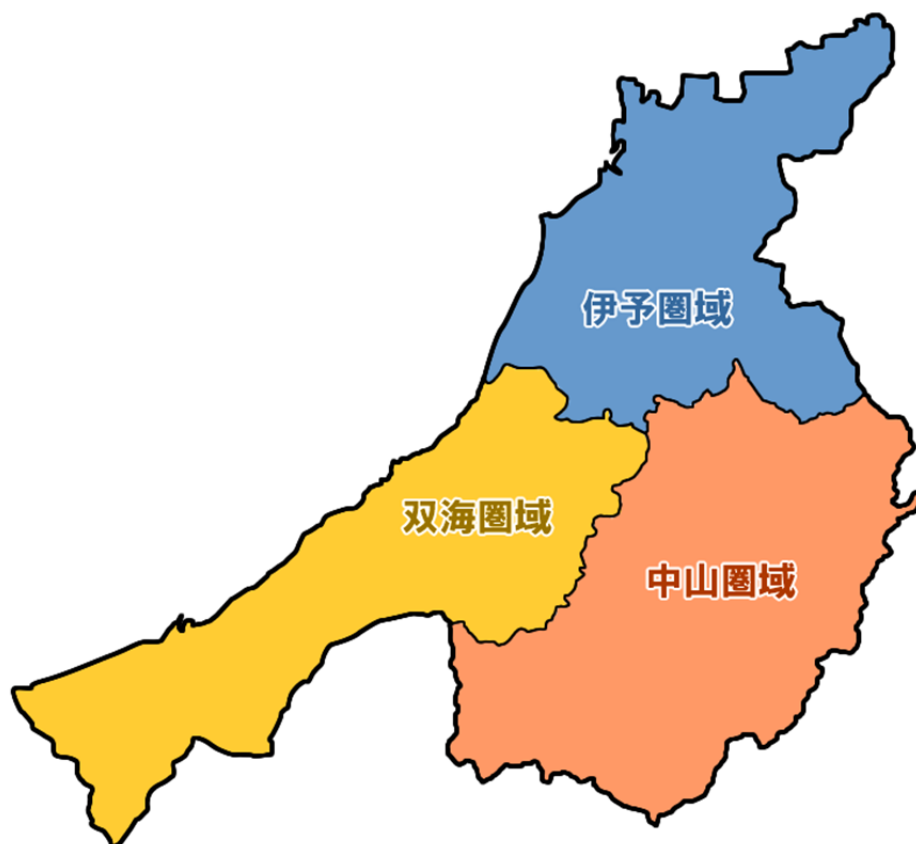
高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも暮らせるよう、市民が日常生活を営むために行動している範囲ごとに区分した日常生活圏域を設定し、その範囲内で保健・医療・福祉サービス等の利用が完結するように、サービス基盤の整備を進めています。

本市においては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、前期計画と同様に3つの圏域を設定します。

圏域別の人口、高齢者数、高齢化率は次のとおりです。

■日常生活圏域の状況（2020（令和2）年9月末現在）

日常生活圏域	伊予圏域	中山圏域	双海圏域
人口(人)	30,192 人	2,755 人	3,584 人
高齢者数(人)	8,989 人	1,496 人	1,756 人
高齢化率(%)	29.8%	54.3%	49.0%



圏域別の介護サービス基盤の状況は、次のとおりです。

■日常生活圏域の状況（施設数、括弧内は定員数）

		伊予 圏域	中山 圏域	双海 圏域	計
介護予防支援事業所		1	0	0	1
居宅介護支援事業所		6	1	2	9
居宅サービス事業所	訪問介護	7	2	3	12
	訪問入浴介護	0	0	0	0
	訪問看護	3	3	0	6
	訪問リハビリテーション	2	0	0	2
	通所介護	6	1	1	8
	通所リハビリテーション	4	0	0	4
	短期入所生活介護	2	2	1	5
	短期入所療養介護	1	0	0	1
	特定施設入居者生活介護	1	0	0	1
	福祉用具貸与	2	0	0	2
	特定福祉用具販売	2	0	0	2
地域密着型サービス事業所	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	6	2	0	8
	認知症対応型通所介護	3	0	0	3
	療養通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	1	0	0	1
	複合型サービス	0	0	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	6(108)	1(18)	1(18)	8(144)
	特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
施設サービス事業所	介護老人福祉施設	2(100)	1(30)	1(50)	4(180)
	介護老人保健施設	1(100)	0	0	1(100)
	介護療養型医療施設	1(16)	0	0	1(16)
	介護医療院	1(44)	0	0	1(44)
介護予防・生活支援サービス事業所	訪問介護	7	2	3	12
	通所介護	11	3	1	15

伊予市調べ 参考：厚生労働省 介護サービス情報公表システム

■その他の高齢者向け施設の状況（施設数、括弧内は定員数）

	伊予 圏域	中山 圏域	双海 圏域	計
住宅型有料老人ホーム	4(69)	0	0	4(69)
サービス付高齢者向け住宅	6(111)	0	0	6(111)

伊予市調べ

第2章 高齢者等に関する現状

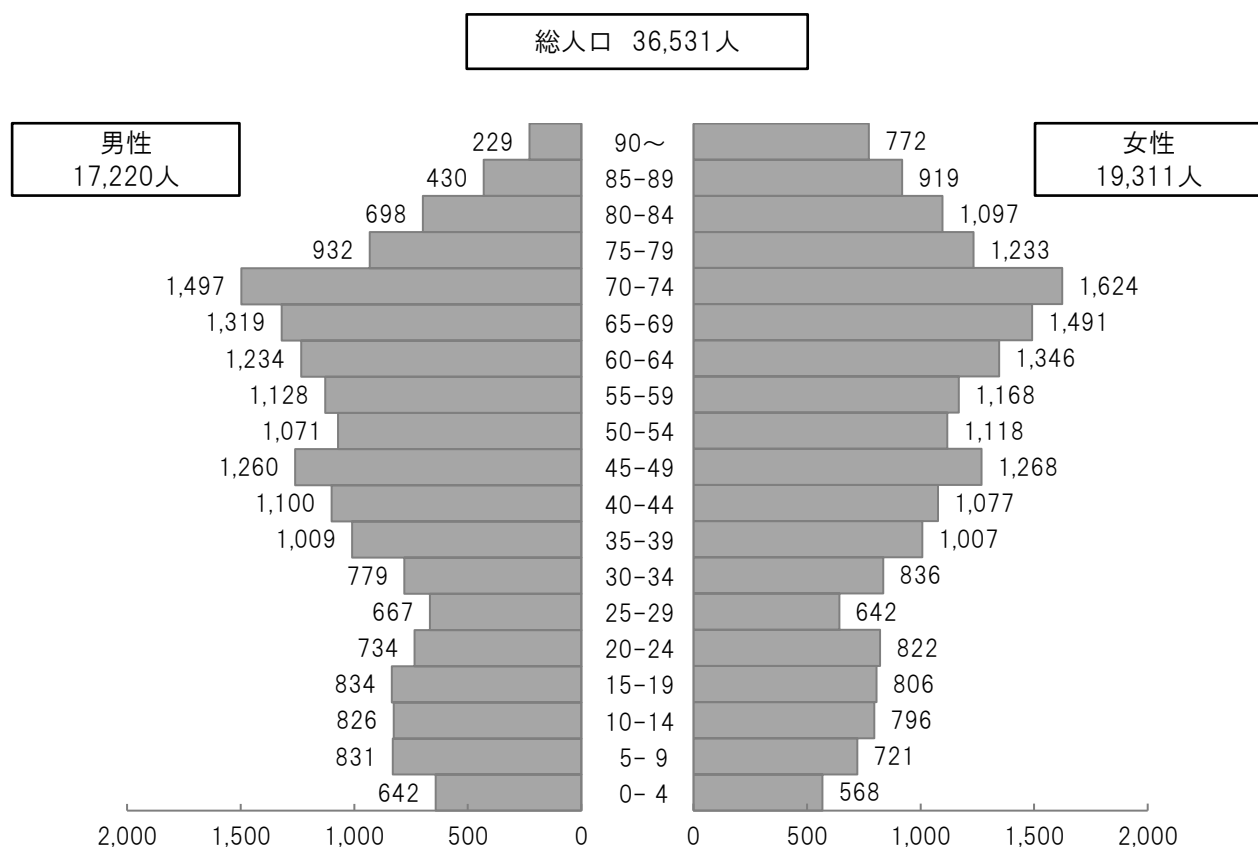
高齢者等に関する現状

1 人口等の実績と将来推計

(1) 人口構成

本市の2020（令和2）年9月末現在の人口は、男性17,220人、女性19,311人で合計36,531人となっています。年齢階層別にみると、「70～74歳」が男性1,497人、女性1,624人と最も多くなっています。

■人口ピラミッド



出典：住民基本台帳 2020（令和2）年9月末現在

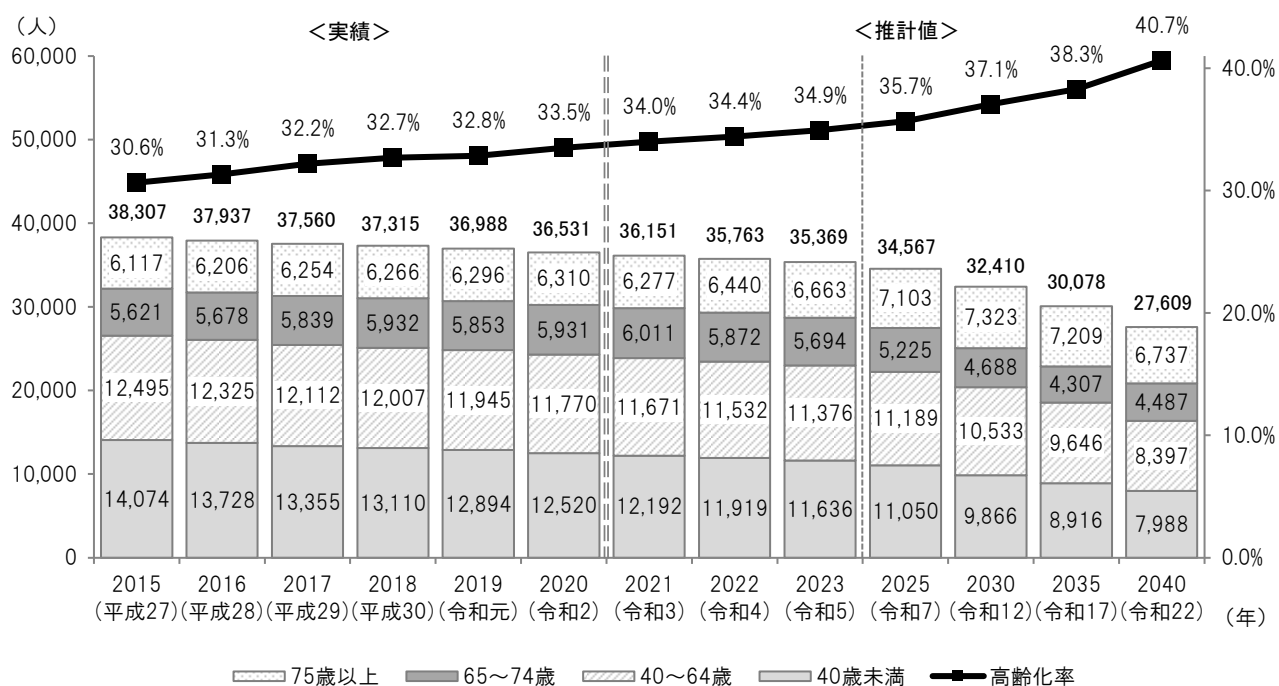
(2) 人口実績の推移と将来推計人口

本市の総人口は、2015（平成27）年の38,307人から、2020（令和2）年には36,531人と、1,776人減少しています。年齢階層別に見ると、65歳以上人口は横ばい傾向となっており、65歳未満人口が減少しています。

(単位：人)

年齢		人口実績					
		2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年
	第1号被保険者 (65歳以上)	11,738	11,884	12,093	12,198	12,149	12,241
	(内75歳以上)	6,117	6,206	6,254	6,266	6,296	6,310
	第2号被保険者 (40～64歳)	12,495	12,325	12,112	12,007	11,945	11,770
	40歳未満	14,074	13,728	13,355	13,110	12,894	12,520
総人口		38,307	37,937	37,560	37,315	36,988	36,531
高齢化率		30.6%	31.3%	32.2%	32.7%	32.8%	33.5%
後期高齢化率		16.0%	16.4%	16.7%	16.8%	17.0%	17.3%

人口実績の推移と将来推計人口



出典：住民基本台帳 各年9月末時点

人口推計は、2016（平成 28）年から 2020（令和 2）年までの住民基本台帳実績を用い、2021（令和 3）年からコーホート変化率法により行いました。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040（令和 22）年を見据えた計画の策定が国の基本指針に示されていることから、2040（令和 22）年までの推計人口を算出しました。

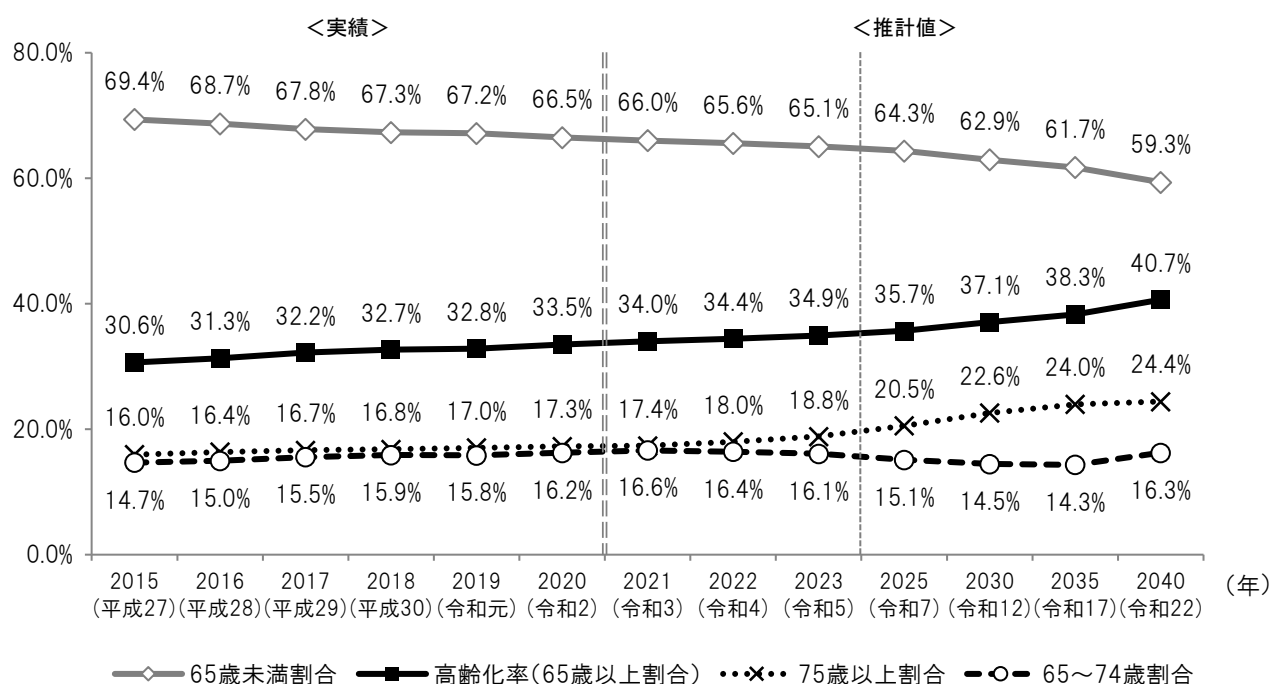
推計結果をみると、総人口の減少傾向は今後も続き、第 8 期計画期間の最終年度となる 2023（令和 5）年には 35,369 人、2040（令和 22）年には 27,609 人となる見込みです。

一方、高齢化率は年々上昇し、2040（令和 22）年には 40.7%まで上昇すると予測されています。

（単位：人）

年齢	第 8 期計画期間			2025 (令和 7)年	2030 (令和 12)年	2035 (令和 17)年	2040 (令和 22)年
	2021 (令和 3)年	2022 (令和 4)年	2023 (令和 5)年				
第 1 号被保険者 (65 歳以上)	12,288	12,312	12,357	12,328	12,011	11,516	11,224
(内 75 歳以上)	6,277	6,440	6,663	7,103	7,323	7,209	6,737
第 2 号被保険者 (40～64 歳)	11,671	11,532	11,376	11,189	10,533	9,646	8,397
40 歳未満	12,192	11,919	11,636	11,050	9,866	8,916	7,988
総人口	36,151	35,763	35,369	34,567	32,410	30,078	27,609
高齢化率	34.0%	34.4%	34.9%	35.7%	37.1%	38.3%	40.7%
後期高齢化率	17.4%	18.0%	18.8%	20.5%	22.6%	24.0%	24.4%

人口の年齢区分別構成比の推移と推計



出典：住民基本台帳 各年 9 月末時点

■日常生活圏域別人口の推移

(伊予圏域)

(単位：人)

年齢		人口実績					
		2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年	2018 (平成 30) 年	2019 (令和元) 年	2020 (令和 2) 年
	第1号被保険者 (65 歳以上)	8,387	8,560	8,767	8,866	8,884	8,989
	(内 75 歳以上)	4,069	4,204	4,277	4,331	4,431	4,485
	第2号被保険者 (40～64 歳)	10,179	10,107	9,998	10,006	10,025	9,946
	40 歳未満	12,257	12,019	11,758	11,626	11,530	11,257
総人口		30,823	30,686	30,523	30,498	30,439	30,192
高齢化率		27.2%	27.9%	28.7%	29.1%	29.2%	29.8%
後期高齢化率		13.2%	13.7%	14.0%	14.2%	14.6%	14.9%

(双海圏域)

(単位：人)

年齢		人口実績					
		2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年	2018 (平成 30) 年	2019 (令和元) 年	2020 (令和 2) 年
	第1号被保険者 (65 歳以上)	1,833	1,809	1,788	1,794	1,754	1,756
	(内 75 歳以上)	1,109	1,078	1,065	1,036	999	986
	第2号被保険者 (40～64 歳)	1,303	1,257	1,212	1,144	1,109	1,063
	40 歳未満	1,080	1,011	946	884	820	765
総人口		4,216	4,077	3,946	3,822	3,683	3,584
高齢化率		43.5%	44.4%	45.3%	46.9%	47.6%	49.0%
後期高齢化率		26.3%	26.4%	27.0%	27.1%	27.1%	27.5%

(中山圏域)

(単位：人)

年齢		人口実績					
		2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年	2018 (平成 30) 年	2019 (令和元) 年	2020 (令和 2) 年
	第1号被保険者 (65 歳以上)	1,518	1,515	1,538	1,538	1,511	1,496
	(内 75 歳以上)	939	924	912	899	866	839
	第2号被保険者 (40～64 歳)	1,013	961	902	857	811	761
	40 歳未満	737	698	651	600	544	498
総人口		3,268	3,174	3,091	2,995	2,866	2,755
高齢化率		46.5%	47.7%	49.8%	51.4%	52.7%	54.3%
後期高齢化率		28.7%	29.1%	29.5%	30.0%	30.2%	30.5%

出典：住民基本台帳 各年 9 月末時点

■日常生活圏域別人口の推計結果

(伊予圏域)

(単位：人)

年齢		第8期計画期間			2025 (令和7年)
		2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	
	第1号被保険者 (65歳以上)	9,061	9,117	9,188	9,250
	(内75歳以上)	4,499	4,655	4,846	5,226
	第2号被保険者 (40～64歳)	9,929	9,883	9,823	9,786
	40歳未満	11,045	10,869	10,682	10,279
総人口		30,035	29,869	29,693	29,315
高齢化率		30.2%	30.5%	30.9%	31.6%
後期高齢化率		15.0%	15.6%	16.3%	17.8%

(双海圏域)

(単位：人)

年齢		第8期計画期間			2025 (令和7年)
		2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	
	第1号被保険者 (65歳以上)	1,737	1,713	1,698	1,652
	(内75歳以上)	958	969	973	1,013
	第2号被保険者 (40～64歳)	1,030	982	932	848
	40歳未満	700	658	613	522
総人口		3,467	3,353	3,243	3,022
高齢化率		50.1%	51.1%	52.4%	54.7%
後期高齢化率		27.6%	28.9%	30.0%	33.5%

(中山圏域)

(単位：人)

年齢		第8期計画期間			2025 (令和7年)
		2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	
	第1号被保険者 (65歳以上)	1,489	1,477	1,461	1,406
	(内75歳以上)	819	814	838	859
	第2号被保険者 (40～64歳)	710	668	625	556
	40歳未満	461	417	382	319
総人口		2,660	2,562	2,468	2,281
高齢化率		56.0%	57.7%	59.2%	61.6%
後期高齢化率		30.8%	31.8%	34.0%	37.7%

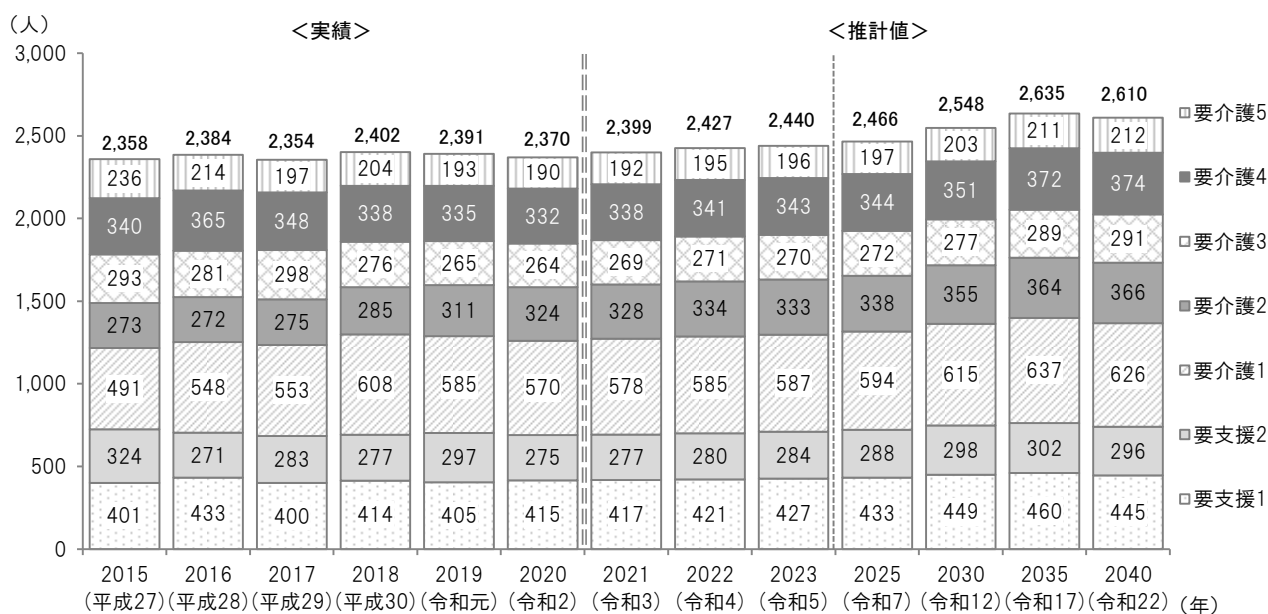
(3) 要支援・要介護認定者数の推移と推計

要支援・要介護認定者数の推移は、2015（平成27）年で2,358人、2020（令和2）年で2,370人と、ほぼ横ばい傾向となっています。要介護度別に見ると要支援2、要介護3、要介護5が減少し、要介護1と要介護2が増加しています。

（単位：人）

	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	構成比(%) 2020(令和2)年
要支援1	401	433	400	414	405	415	17.5%
要支援2	324	271	283	277	297	275	11.6%
要介護1	491	548	553	608	585	570	24.1%
要介護2	273	272	275	285	311	324	13.7%
要介護3	293	281	298	276	265	264	11.1%
要介護4	340	365	348	338	335	332	14.0%
要介護5	236	214	197	204	193	190	8.0%
総認定者数	2,358	2,384	2,354	2,402	2,391	2,370	100.0%

要支援・要介護認定者の推移と推計



出典：厚生労働省 介護保険事業状況報告 各年9月末時点

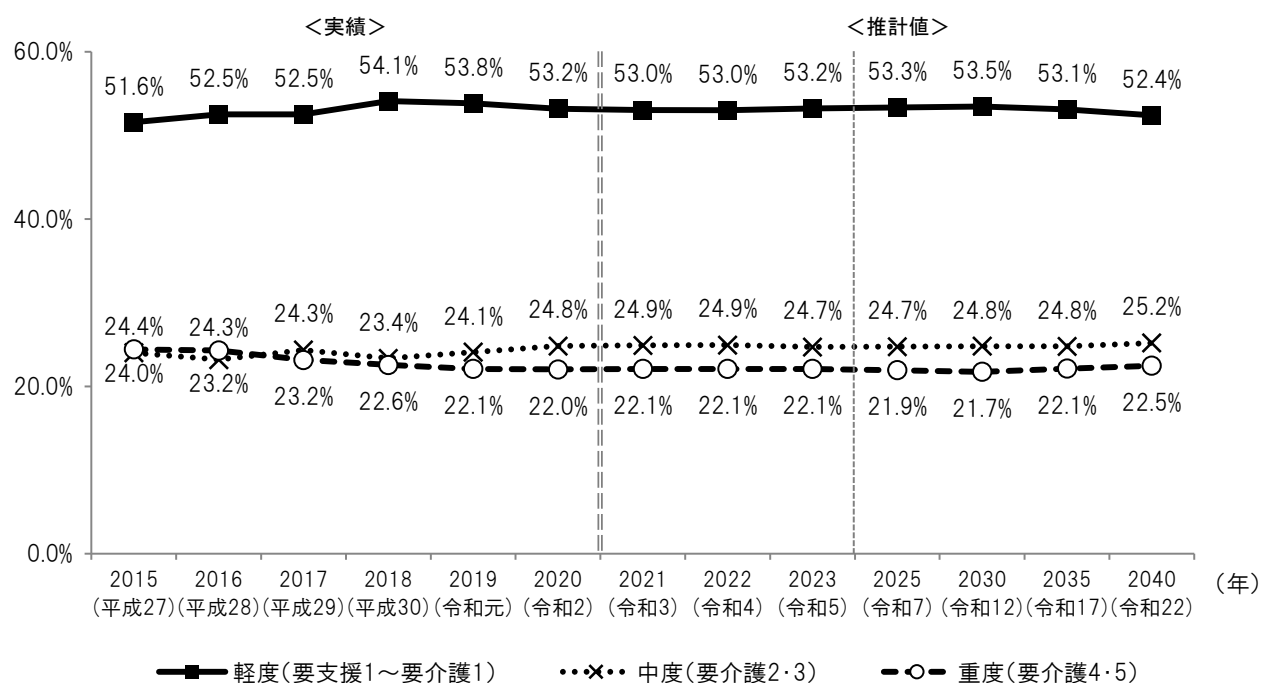
認定者数は今後増加を続け、第8期計画期間の最終年度となる2023（令和5）年は2,440人で、2035（令和17）年の2,635人をピークに認定者数は減少に転じるものと見込まれています。

（単位：人）

	第8期計画期間			2025 (令和7)年	2030 (令和12)年	2035 (令和17)年	2040 (令和22)年	構成比（%） 2023(令和5)年
	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年					
要支援1	417	421	427	433	449	460	445	17.5%
要支援2	277	280	284	288	298	302	296	11.6%
要介護1	578	585	587	594	615	637	626	24.1%
要介護2	328	334	333	338	355	364	366	13.6%
要介護3	269	271	270	272	277	289	291	11.1%
要介護4	338	341	343	344	351	372	374	14.1%
要介護5	192	195	196	197	203	211	212	8.0%
合 計	2399	2,427	2,440	2,466	2,548	2,635	2,610	100.0%

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

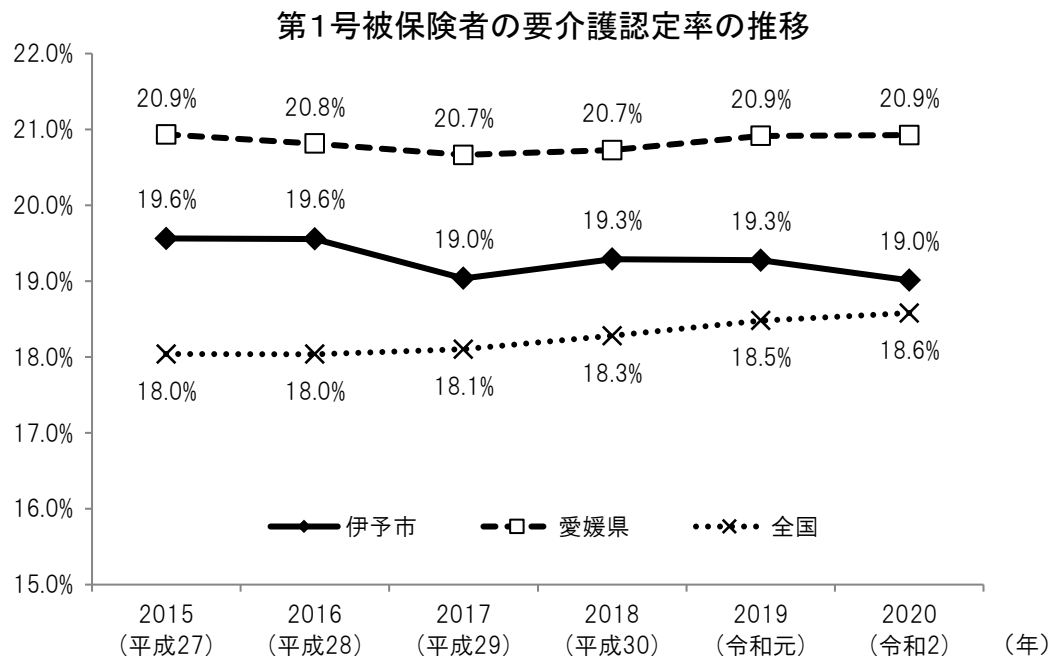
要支援・要介護認定者構成比の推移と推計



出典：厚生労働省 介護保険事業状況報告 各年9月末時点

（４）第1号被保険者の要介護認定率の推移

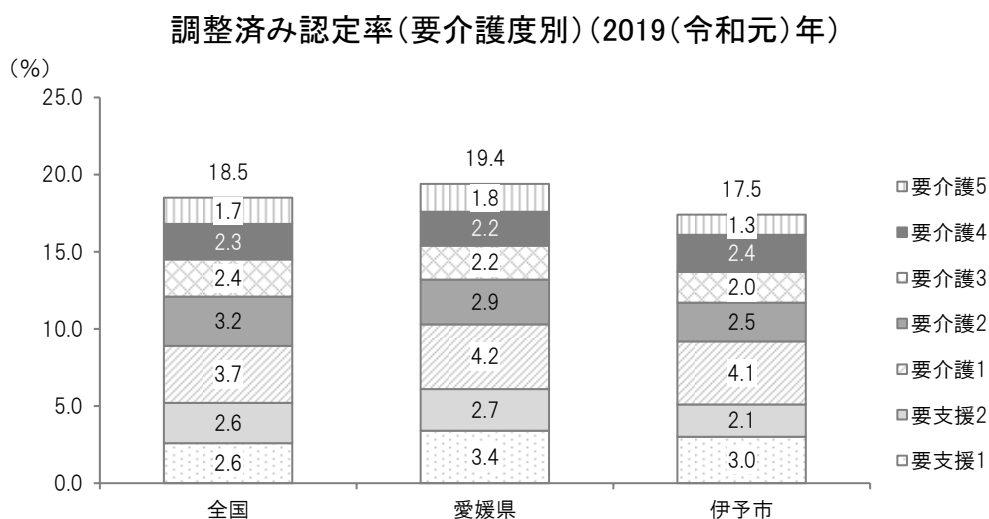
本市における第1号被保険者の認定率は、2015（平成27）年の19.6%が、2020（令和2）年には19.0%と0.6ポイント低下しています。各年とも愛媛県平均を下回っていますが、全国平均よりは高い認定率となっています。



出典：厚生労働省 介護保険事業状況報告 各年9月末時点

（５）調整済み認定率の比較

認定率は、第1号被保険者の性別・年齢別人口構成による影響が大きいことから、その影響を除外した「調整済み認定率」で比較すると、本市は全国、愛媛県平均よりも下回っています。



（時点）2019（令和元）年

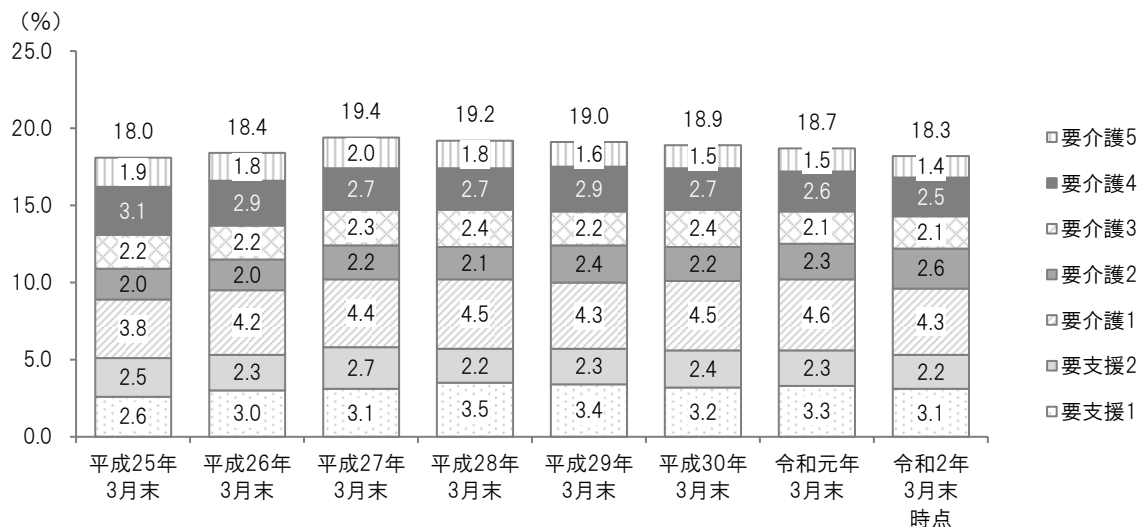
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2.11.18取得)

(6) 要介護度別調整済み認定率の推移

本市の調整済み認定率は、2015（平成27）年以降低下しています。要介護5の低下幅が最も大きくなっており、重度化防止への取り組みの効果が現れていると考えられます。

調整済み認定率(要介護度別)(伊予市)



(注目する地域) 伊予市

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」(令和元年度、令和2年度は「介護保険事業状況報告(月報)」)及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※四捨五入の関係で全体の認定率と要介護度別認定率の合計が一致しないことがあります。

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2.11.18取得)

2 第7期計画期間における給付実績

(1) 介護給付

① 居宅サービス

第7期計画における計画値と実績値を比較すると、2019（令和元）年度において給付実績が計画値を上回ったサービスは、「訪問介護」「特定施設入居者生活介護」などとなっています。

（単位：千円、人）

サービスの種類		2018(平成30)年度			2019(令和元)年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
居宅サービス		1,486,374	1,604,146	92.7	1,566,081	1,622,237	96.5
訪問介護	給付費	213,173	215,008	99.1	262,067	217,718	120.4
	延べ利用人数	3,268	3,504	93.3	3,509	3,540	99.1
訪問入浴介護	給付費	8,583	7,754	110.7	7,602	7,758	98.0
	延べ利用人数	109	108	100.9	109	108	100.9
訪問看護	給付費	79,110	87,996	89.9	86,243	88,575	97.4
	延べ利用人数	2,050	2,124	96.5	2,201	2,136	103.0
訪問リハビリテーション	給付費	880	2,370	37.1	162	2,371	6.8
	延べ利用人数	31	96	32.3	7	96	7.3
居宅療養管理指導	給付費	19,342	20,326	95.2	20,534	20,703	99.2
	延べ利用人数	2,673	2,628	101.7	2,698	2,676	100.8
通所介護	給付費	411,242	442,246	93.0	435,637	447,141	97.4
	延べ利用人数	5,009	5,340	93.8	5,205	5,388	96.6
通所リハビリテーション	給付費	136,406	153,336	89.0	139,936	154,756	90.4
	延べ利用人数	1,573	1,728	91.0	1,581	1,740	90.9
短期入所生活介護	給付費	192,805	226,856	85.0	184,737	229,641	80.4
	延べ利用人数	1,956	2,148	91.1	1,869	2,172	86.0
短期入所療養介護（老健）	給付費	6,408	4,838	132.4	4,637	4,840	95.8
	延べ利用人数	87	72	120.8	58	72	80.6
短期入所療養介護（病院等）	給付費	1,095	5,637	19.4	722	5,639	12.8
	延べ利用人数	20	36	55.6	12	36	33.3
特定施設入居者生活介護	給付費	186,211	180,812	103.0	188,843	182,946	103.2
	延べ利用人数	1,000	984	101.6	1,023	996	102.7
福祉用具貸与	給付費	77,877	85,488	91.1	78,903	86,924	90.8
	延べ利用人数	6,363	6,552	97.1	6,435	6,636	97.0
特定福祉用具販売	給付費	3,073	2,945	104.3	2,239	2,945	76.0
	延べ利用人数	104	120	86.7	73	120	60.8
住宅改修	給付費	6,126	10,871	56.4	6,371	10,871	58.6
	延べ利用人数	80	132	60.6	81	132	61.4
居宅介護支援	給付費	144,043	157,663	91.4	147,448	159,409	92.5
	延べ利用人数	10,329	11,196	92.3	10,762	11,304	95.2

※計画対比については、小数点第2位を四捨五入しています。また、各サービス別給付費の合計は、千円単位以下の取扱いにより、一致しない場合があります。（以下同様）

※給付実績は、月報の積み上げのため年報とは一致しない場合があります。（以下同様）

②地域密着型サービス

第7期計画における計画値と実績値を比較すると、2019（令和元）年度においては、「地域密着型通所介護」の給付実績は計画値を上回りましたが、その他のサービスの給付実績は計画値を下回っています。

（単位：千円、人）

サービスの種類		2018(平成30)年度			2019(令和元)年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
地域密着型サービス		740,295	712,734	103.9	660,924	727,367	90.9
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	8,664	6,066	142.8	5,271	6,069	86.9
	延べ利用人数	69	36	191.7	48	36	133.3
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	延べ利用人数	0	0	－	0	0	－
認知症対応型通所介護	給付費	22,723	32,297	70.4	18,355	32,311	56.8
	延べ利用人数	176	252	69.8	164	252	65.1
小規模多機能型居宅介護	給付費	97,035	104,961	92.4	68,900	107,074	64.3
	延べ利用人数	487	540	90.2	348	552	63.0
認知症対応型共同生活介護	給付費	450,327	437,499	102.9	407,882	449,566	90.7
	延べ利用人数	1,832	1,728	106.0	1,637	1,776	92.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	延べ利用人数	0	0	－	0	0	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	延べ利用人数	0	0	－	0	0	－
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	延べ利用人数	0	0	－	0	0	－
地域密着型通所介護	給付費	161,546	131,911	122.5	160,515	132,347	121.3
	延べ利用人数	1,715	1,476	116.2	1,739	1,476	117.8

③施設サービス

第7期計画における計画値と実績値を比較すると、2019（令和元）年度において給付実績が計画値を上回ったサービスは、「介護老人福祉施設」「介護医療院」「介護療養型医療施設」となっています。

（単位：千円、人）

サービスの種類		2018(平成 30)年度			2019(令和元)年度		
		給付実績	計画値	計画 対比	給付実績	計画値	計画 対比
介護保険施設サービス		1, 273, 190	1, 232, 770	103. 3	1, 291, 916	1, 238, 567	104. 3
介護老人福祉施設	給付費	594, 832	579, 425	102. 7	638, 147	581, 483	109. 7
	延べ利用人数	2, 396	2, 376	100. 8	2, 529	2, 376	106. 4
介護老人保健施設	給付費	593, 323	579, 914	102. 3	551, 321	580, 173	95. 0
	延べ利用人数	2, 048	2, 016	101. 6	1, 892	2, 016	93. 8
介護医療院	給付費	0	6, 566	0. 0	28, 690	10, 016	286. 4
	延べ利用人数	0	24	0. 0	78	36	216. 7
介護療養型医療施設	給付費	85, 035	66, 865	127. 2	73, 758	66, 895	110. 3
	延べ利用人数	426	252	169. 0	416	252	165. 1

(2) 予防給付

① 居宅サービス

第7期計画における計画値と実績値を比較すると、2019（令和元）年度においては、「介護予防居宅療養管理指導」と「介護予防特定施設入居者生活介護」の給付実績は計画値の約半分となりましたが、全体では計画値をやや上回る結果となっています。

（単位：千円、人）

サービスの種類		2018(平成30)年度			2019(令和元)年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
介護予防サービス		90,651	90,395	100.3	94,361	90,479	104.3
介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	-	8	0	-
	延べ利用人数	0	0	-	1	0	-
介護予防訪問看護	給付費	17,223	14,986	114.9	21,254	14,992	141.8
	延べ利用人数	546	480	113.8	684	480	142.5
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	242	223	108.4	458	223	205.4
	延べ利用人数	5	12	41.7	15	12	125.0
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	1,277	1,803	70.8	892	1,803	49.5
	延べ利用人数	182	252	72.2	139	252	55.2
介護予防 通所リハビリテーション	給付費	26,727	23,433	114.1	28,357	23,444	121.0
	延べ利用人数	898	840	106.9	941	840	112.0
介護予防 短期入所生活介護	給付費	3,322	2,762	120.3	2,727	2,763	98.7
	延べ利用人数	94	72	130.6	74	72	102.8
介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費	0	0	-	43	0	-
	延べ利用人数	0	0	-	1	0	-
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費	0	0	-	-1	0	-
	延べ利用人数	0	0	-	1	0	-
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	8,877	12,145	73.1	6,166	12,150	50.7
	延べ利用人数	137	168	81.5	105	168	62.5
介護予防 福祉用具貸与	給付費	10,440	9,460	110.4	11,943	9,460	126.2
	延べ利用人数	2,282	2,064	110.6	2,440	2,064	118.2
特定介護予防 福祉用具販売	給付費	1,207	1,615	74.8	1,561	1,615	96.7
	延べ利用人数	51	60	85.0	63	60	105.0
介護予防住宅改修	給付費	6,522	7,343	88.8	5,536	7,343	75.4
	延べ利用人数	74	96	77.1	75	96	78.1
介護予防支援	給付費	14,815	16,625	89.1	15,417	16,686	92.4
	延べ利用人数	3,223	3,708	86.9	3,481	3,720	93.6

②地域密着型介護予防サービス

第7期計画における計画値と実績値を比較すると、いずれのサービスも給付実績が計画値を大幅に下回っています。

(単位：千円、人)

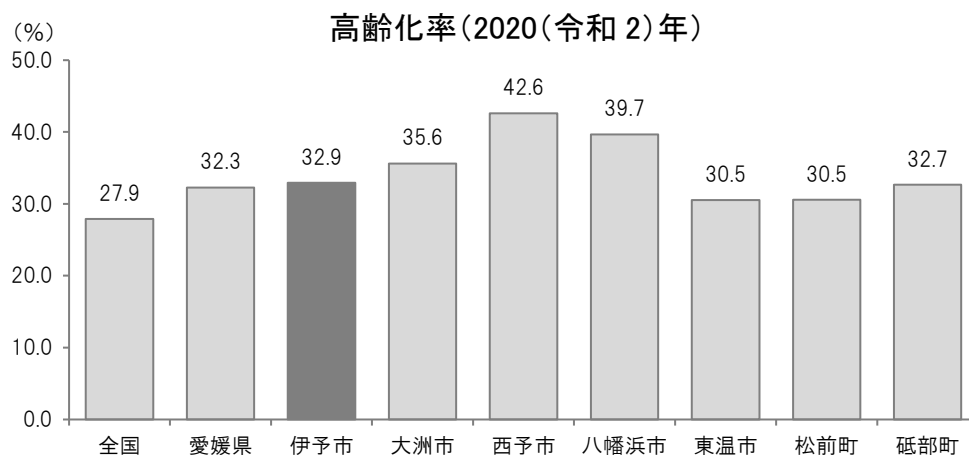
サービスの種類		2018(平成30)年度			2019(令和元)年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
地域密着型介護予防サービス		10,002	23,844	41.9	6,701	26,597	25.2
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費	1,122	2,543	44.1	1,446	2,544	56.8
	延べ利用人数	11	36	30.6	14	36	38.9
介護予防小規模多機能 型居宅介護	給付費	2,647	4,849	54.6	1,816	4,851	37.4
	延べ利用人数	44	84	52.4	27	84	32.1
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費	6,232	16,452	37.9	3,439	19,202	17.9
	延べ利用人数	28	72	38.9	15	84	17.9

3 「見える化」システムを活用した地域分析

国では、地域特性を捉えた地域包括ケア体制推進のために、地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析を推奨しています。「見える化」システムによる地域間比較を行いました。

(1) 高齢化率

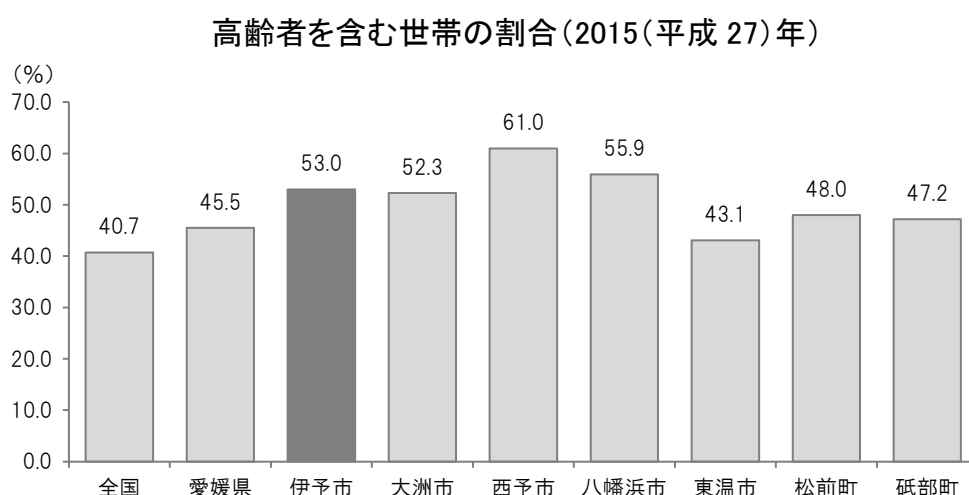
伊予市の高齢化率は32.9%で、全国平均(27.9%)を大きく上回っています。愛媛県平均(32.3%)よりやや高く、近隣市町のなかでは平均的な割合となっています。



(出典) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和2年1月1日現在)

(2) 高齢者を含む世帯の割合

2015(平成27)年の伊予市の高齢者を含む世帯の割合は53.0%で、全国平均(40.7%)、愛媛県平均(45.5%)を大きく上回っています。



(時点) 2015(平成27)年

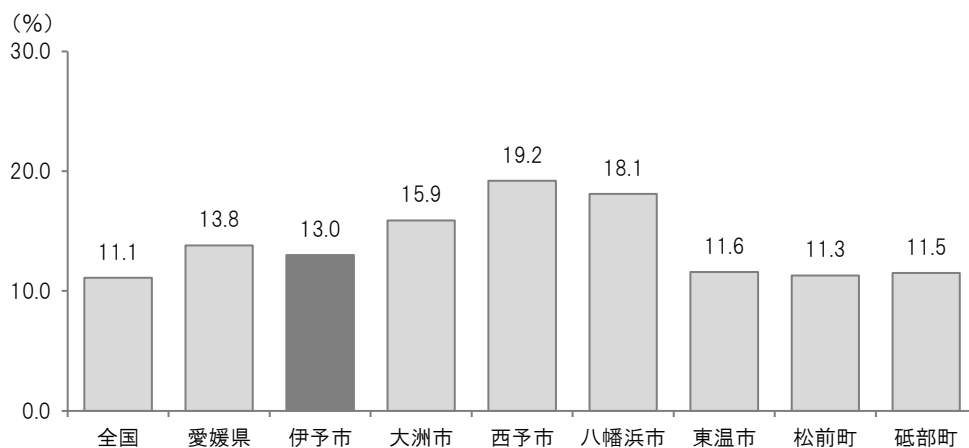
(出典) 総務省「国勢調査」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2.8.6取得)

（３）高齢独居世帯の割合

2015（平成 27）年の伊予市の高齢独居世帯の割合は 13.0%で、全国平均（11.1%）より高く、愛媛県平均（13.8%）より低い割合となっています。

高齢独居世帯の割合（2015（平成 27）年）



（時点）2015（平成 27）年

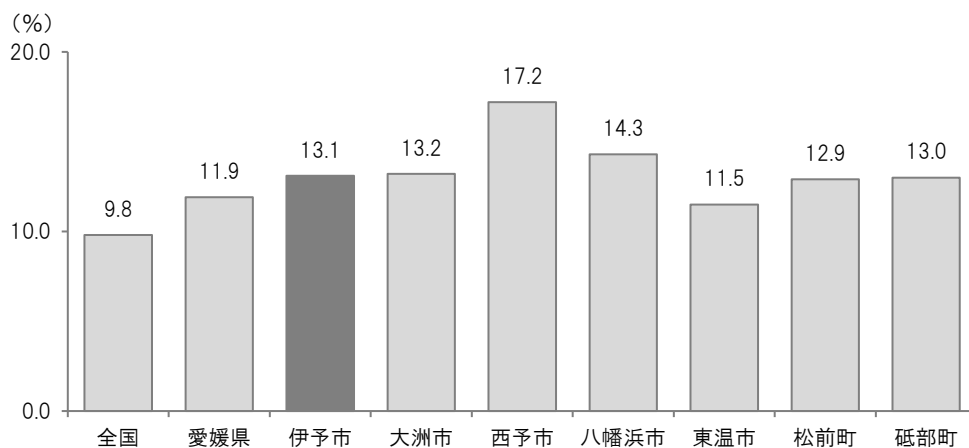
（出典）総務省「国勢調査」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2. 8. 6 取得)

（４）高齢夫婦世帯の割合

2015（平成 27）年の伊予市の高齢夫婦世帯の割合は 13.1%で、全国平均（9.8%）と愛媛県平均（11.9%）を上回っています。

高齢夫婦世帯の割合（2015（平成 27）年）



（時点）2015（平成 27）年

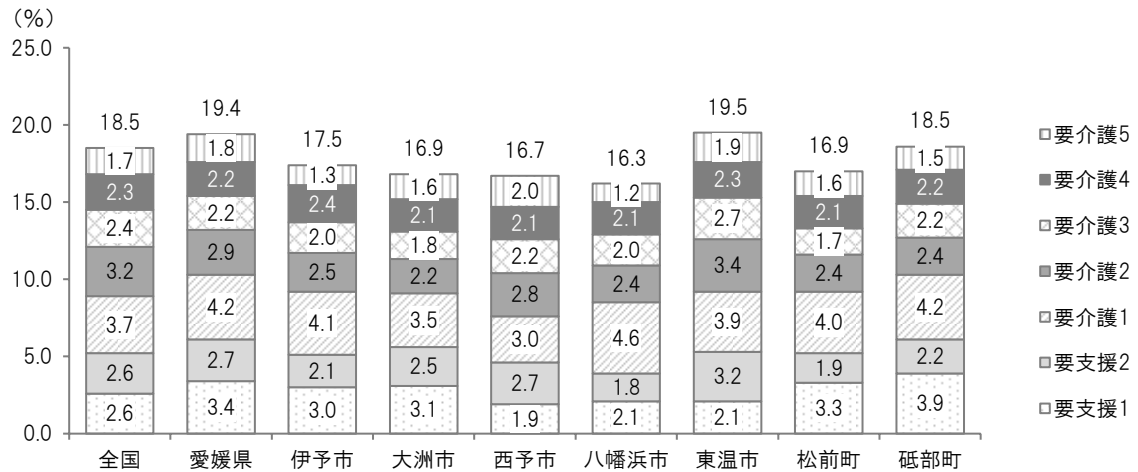
（出典）総務省「国勢調査」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2. 8. 6 取得)

(5) 調整済み認定率

「調整済み認定率」をみると、伊予市は17.5%で、全国平均(18.5%)と愛媛県平均(19.4%)を下回っています。ただし、近隣市町の中では3番目に高い割合となっています。

調整済み認定率(要介護度別)(2019(令和元)年)

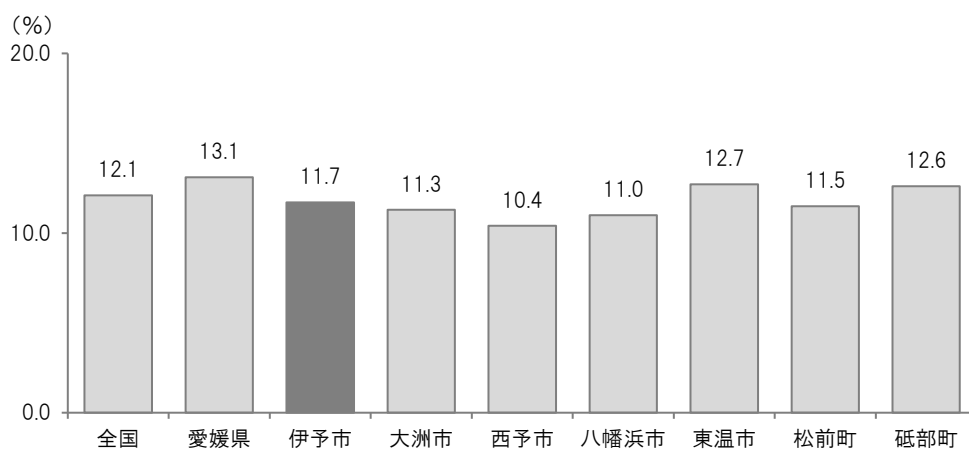


(時点) 2019(令和元)年

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2.11.18取得)

調整済み軽度認定率(2019(令和元)年)



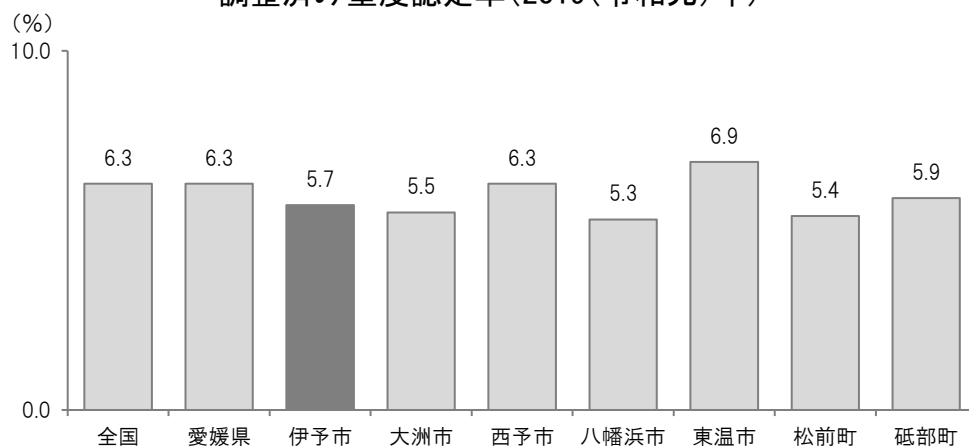
(時点) 2019(令和元)年

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2.11.18取得)

※「軽度認定率」は、要支援1～要介護2の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値を意味します。

調整済み重度認定率(2019(令和元)年)



(時点) 2019 (令和元) 年

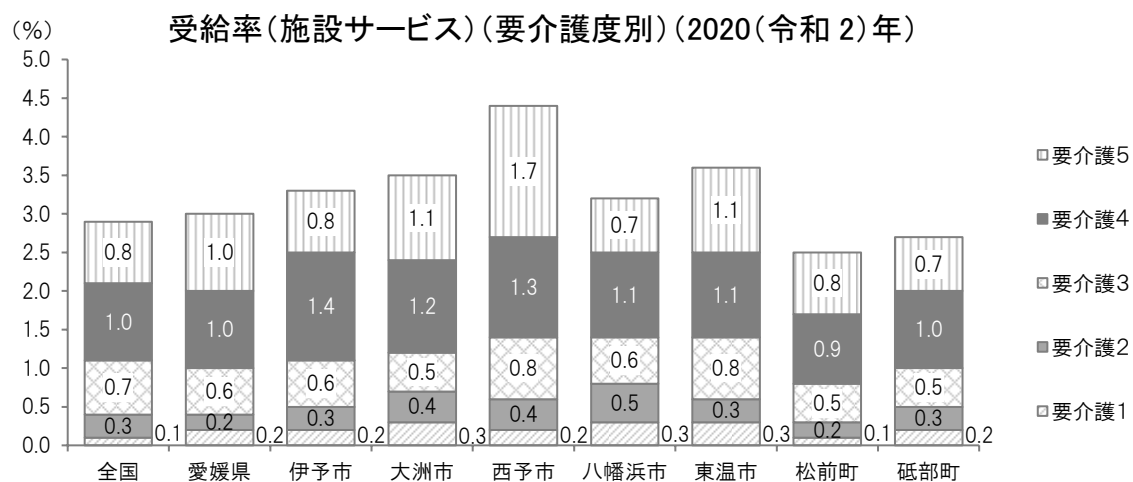
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2.11.18取得)

※「重度認定率」は、要介護3以上の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値を意味します。

(6) 受給率(サービス系列別、要介護度別)

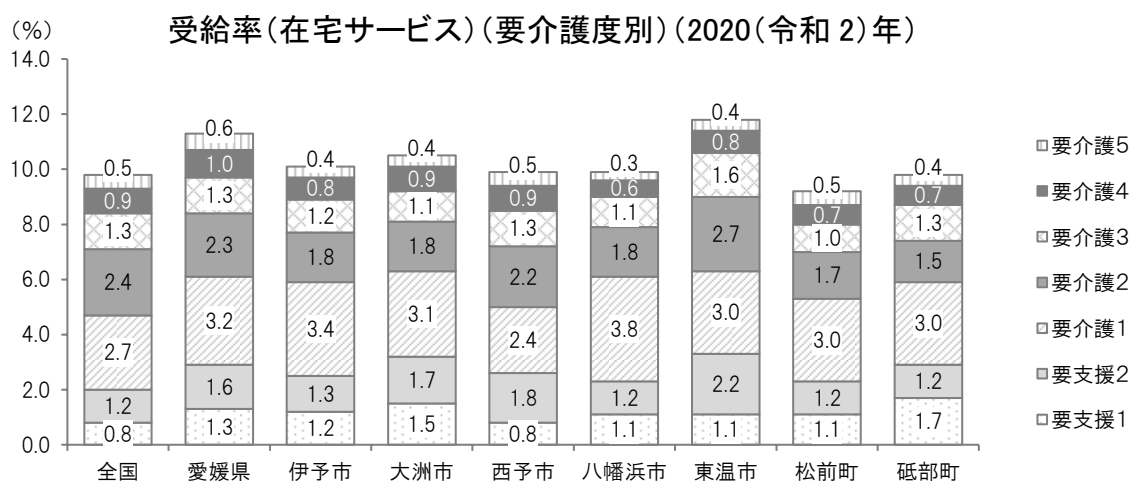
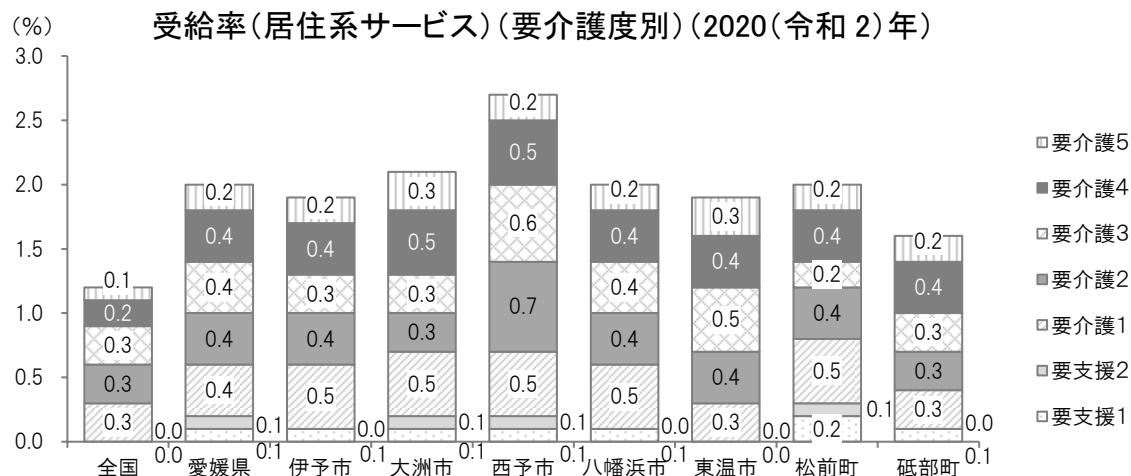
2020(令和2)年の伊予市のサービス系列別の受給率は、施設サービスは、全国平均、愛媛県平均を上回っています。居住系サービスは愛媛県平均と同様に全国平均を大きく上回っています。在宅サービスは、全国平均よりやや高いものの、愛媛県平均を下回っています。



(時点) 2020 (令和2) 年

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2.11.18取得)



(時点) 2020 (令和2) 年

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2.11.18取得)

※それぞれのサービス系列は以下のサービスを意味します。

施設サービス…… 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

居住系サービス… 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

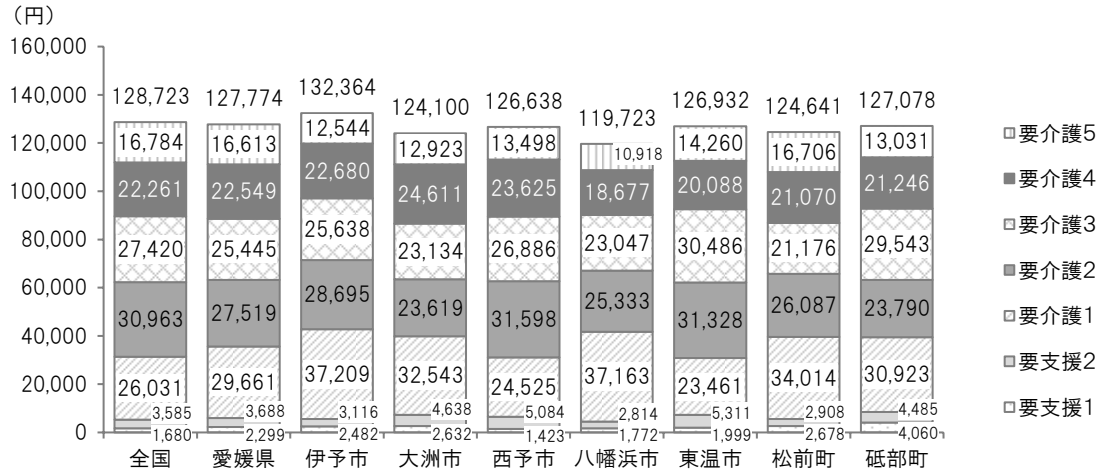
在宅サービス…… 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

(※利用者を重複してカウントすることを防ぐため、介護予防支援・居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の3サービスの受給者総数の総計を概数として利用します。)

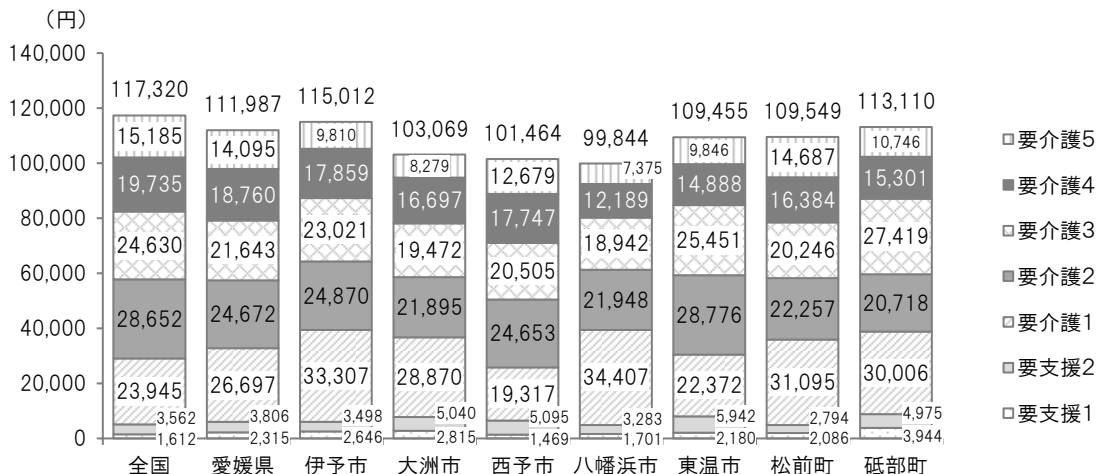
(7) 給付月額

伊予市の受給者1人あたりの在宅及び居住系サービス給付月額は、全国平均及び愛媛県平均と比べて高く、近隣市町のなかで最も高い水準です。

受給者1人あたり給付月額(要介護度別)(在宅及び居住系サービス)(2020(令和2)年)



受給者1人あたり給付月額(要介護度別)(在宅サービス)(2020(令和2)年)



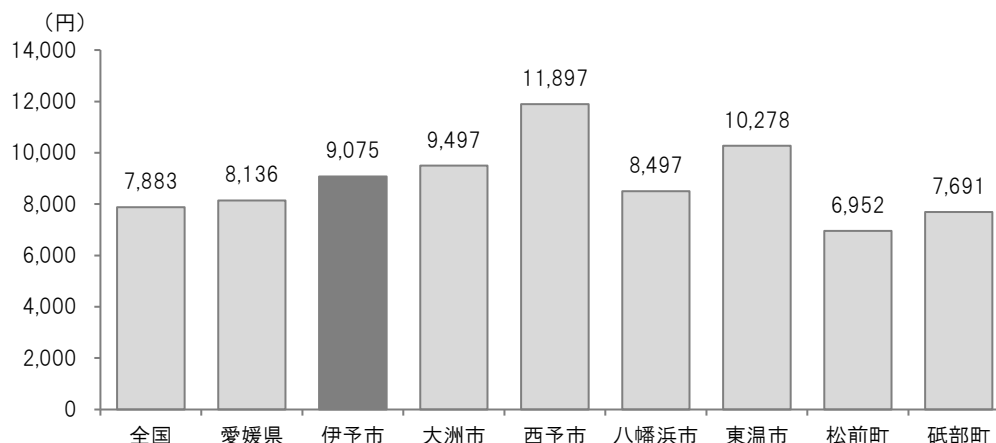
(時点) 2020(令和2)年

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」

資料出所: 地域包括ケア「見える化」システム(R2.11.18取得)

第1号被保険者1人あたりの施設サービス給付月額、全国平均及び愛媛県平均より高いものの、近隣市町のなかでは中位の水準です。

第1号被保険者1人あたり給付月額(施設サービス)(2020(令和2)年)



(時点) 2020(令和2)年

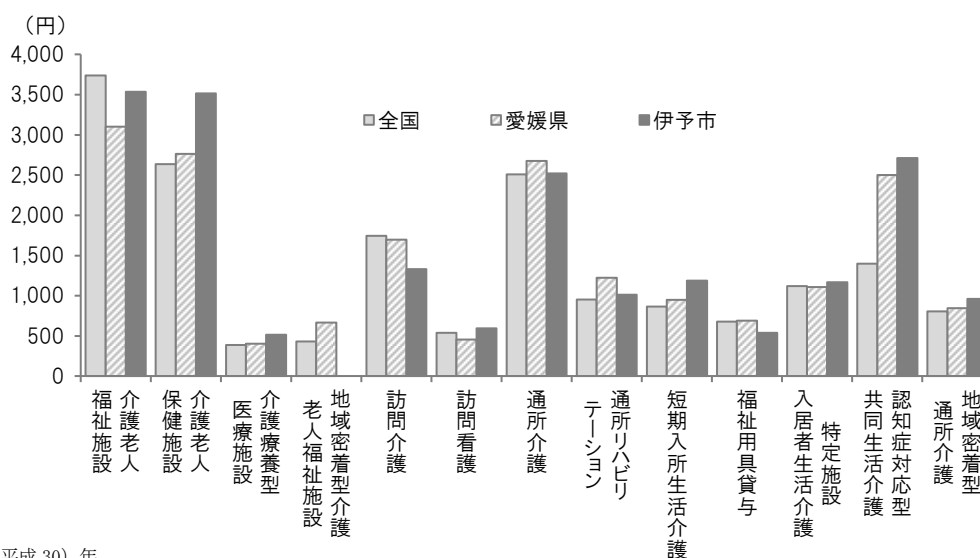
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2.11.18取得)

(8) サービス種類別給付月額

調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額(サービス種類別)は、全国平均及び愛媛県平均と比べて介護老人保健施設の給付月額が高くなっています。認知症対応型共同生活介護は、全国と比べると約2倍の水準となっています。

調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額(サービス種類別)(2018(平成30)年)



(時点) 2018(平成30)年

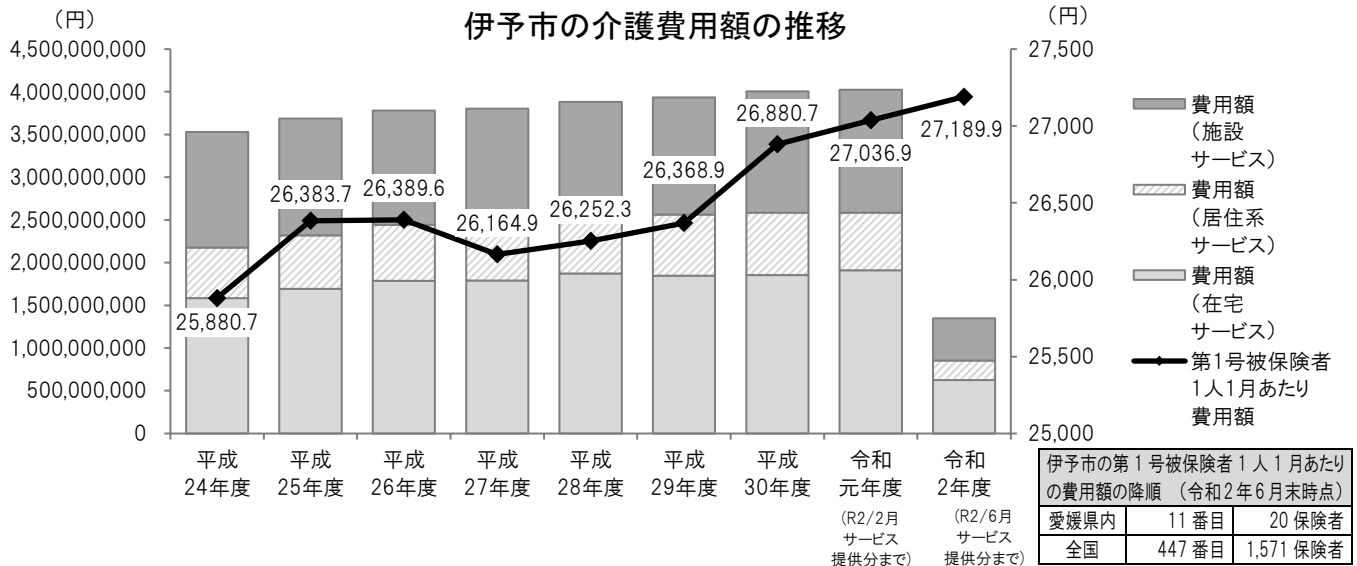
(出典) 「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

本指標は比較の利用者の多い介護サービスの集計を行っています。

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R2.11.18取得)

(9) 介護費用額の推移

第1号被保険者1人1月あたりの費用額は2015（平成27）年から再び上昇をはじめ、2018（平成30）年度には更に大きく上昇しています。サービスの種類による内訳は、在宅サービスが5割近くを占めています。



（出典）【費用額】平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和2年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

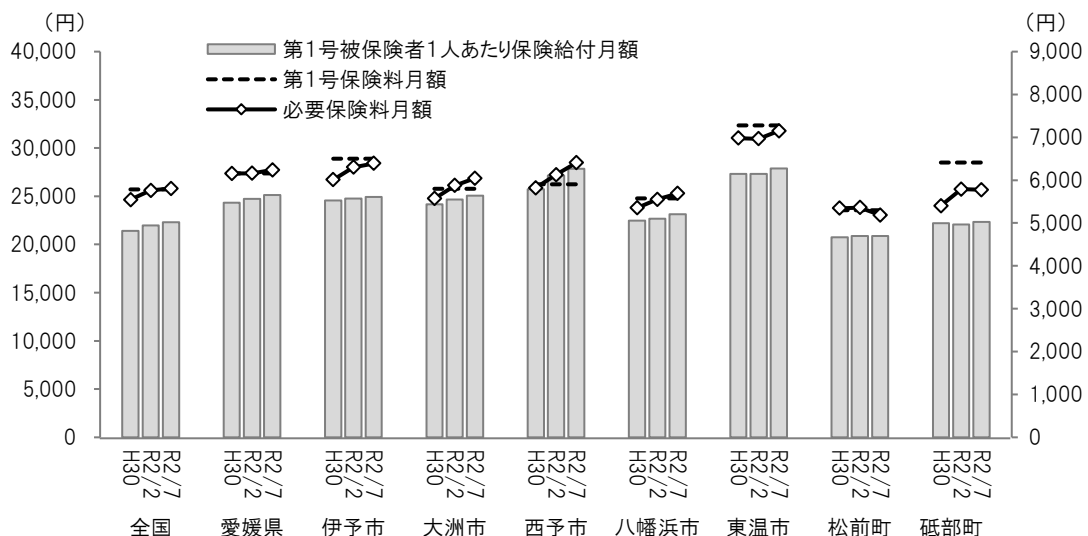
【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告（月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム（R2.11.18 取得）

(10) 伊予市の第1号被保険者1人あたり保険給付月額

伊予市の第1号被保険者1人あたり保険給付月額は、全国平均を上回っています。

伊予市の第1号被保険者1人あたり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額



（時点）2018（平成30）年、2019（令和元）年、2020（令和2）年

（出典）平成30年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年、令和2年：「介護保険事業状況報告（月報）」及び介護保険事業計画報告値。Rxx/Mと表示されている年度は、M月サービス提供分までの数値を用いて、当該年度の指標値を算出しています。

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム（R2.12.23 取得）

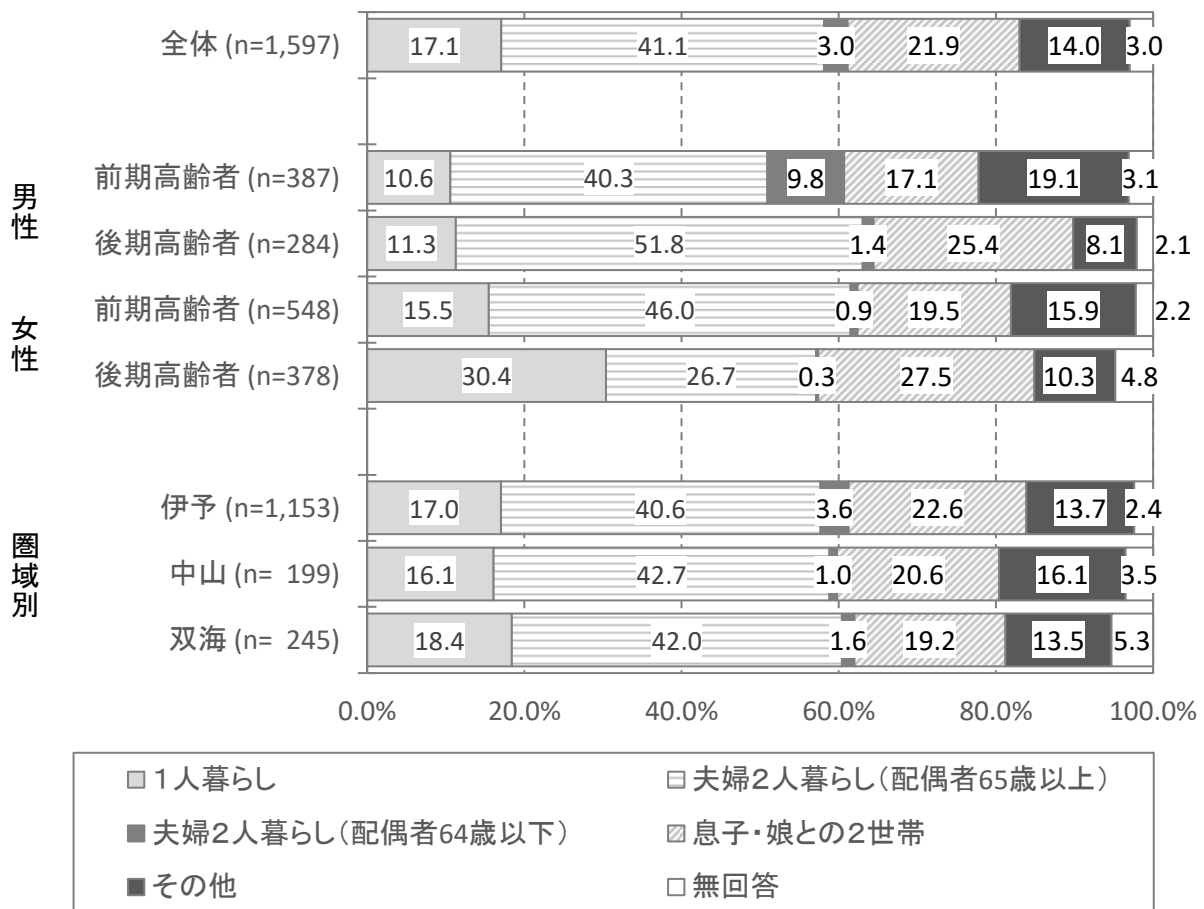
4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

(1) 家族構成

全体では「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が41.1%で最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」が21.9%、「1人暮らし」が17.1%となっています。

女性後期高齢者では、「1人暮らし」が30.4%で特に多く、「息子・娘との2世帯」（27.5%）も前期高齢者に比べて多くなっています。

圏域別では、いずれの圏域でも「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が40%以上で最も多くなっています。

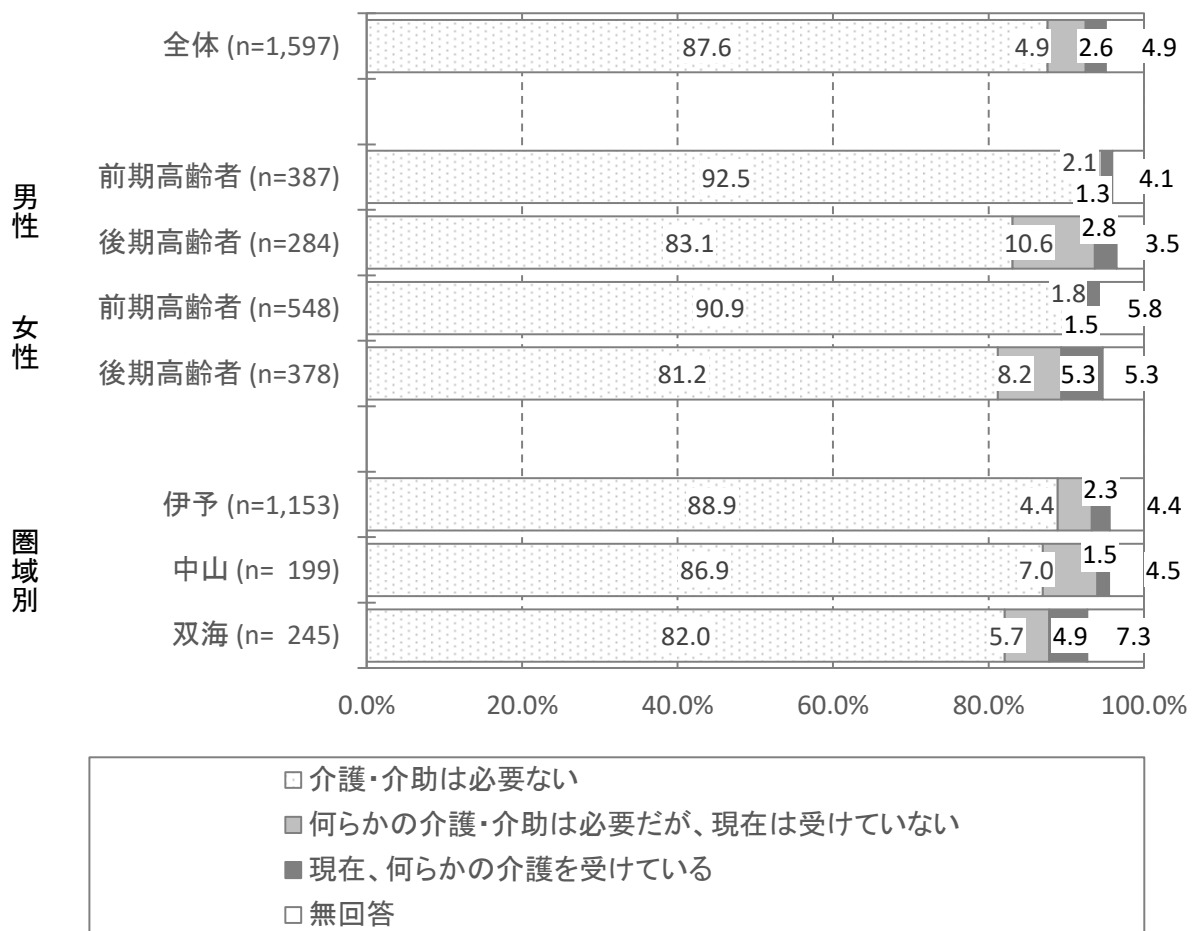


(2) 介護・介助の必要性

全体では、「介護・介助は必要ない」が87.6%で最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が4.9%、「現在、何らかの介護を受けている」が2.6%となっています。

「介護・介助は必要ない」は、男女とも前期高齢者の方が後期高齢者よりも多く、前期高齢者・後期高齢者ともに男性の方が女性よりもわずかに多くなっています。

圏域別では、「介護・介助は必要ない」について、伊予が88.9%と最も多く、双海（82.0%）と比較すると、6.9ポイント高くなっています。

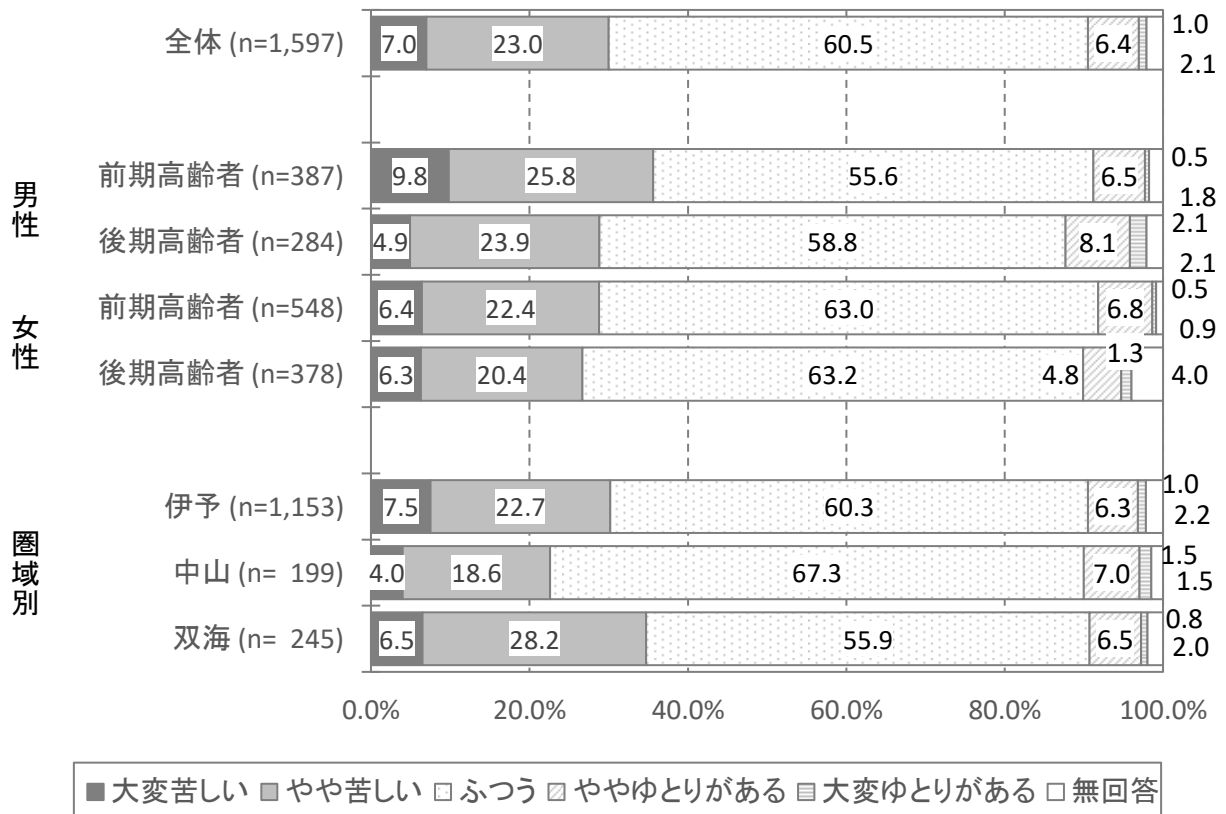


(3) 経済状況

全体では、「ふつう」が60.5%で最も多く、次いで「やや苦しい」が23.0%、「大変苦しい」が7.0%となっています。

男性前期高齢者は、他のグループよりも「大変苦しい」「やや苦しい」の回答割合が多い傾向にあります。

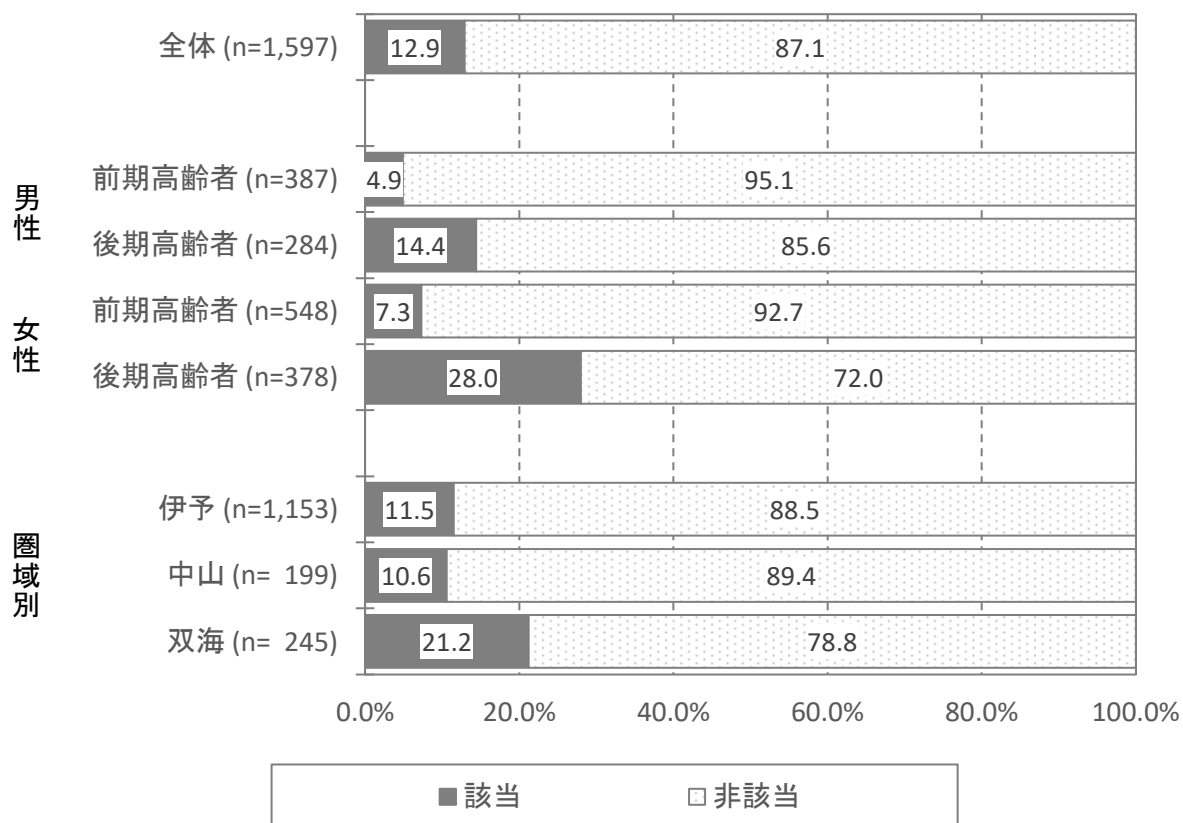
圏域別では、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計が双海で34.7%と、中山(22.6%)と比較すると、12.1ポイント高くなっています。



(4) 運動器機能の低下

運動器機能が低下している方は全体の 12.9%で、女性後期高齢者は 28.0%で特に高くなっています。男性よりも女性の方がリスク該当者が多い傾向にあります。

圏域別では、双海が 21.2%と最も多く、中山（10.6%）と比較すると、10.6 ポイント高くなっています。

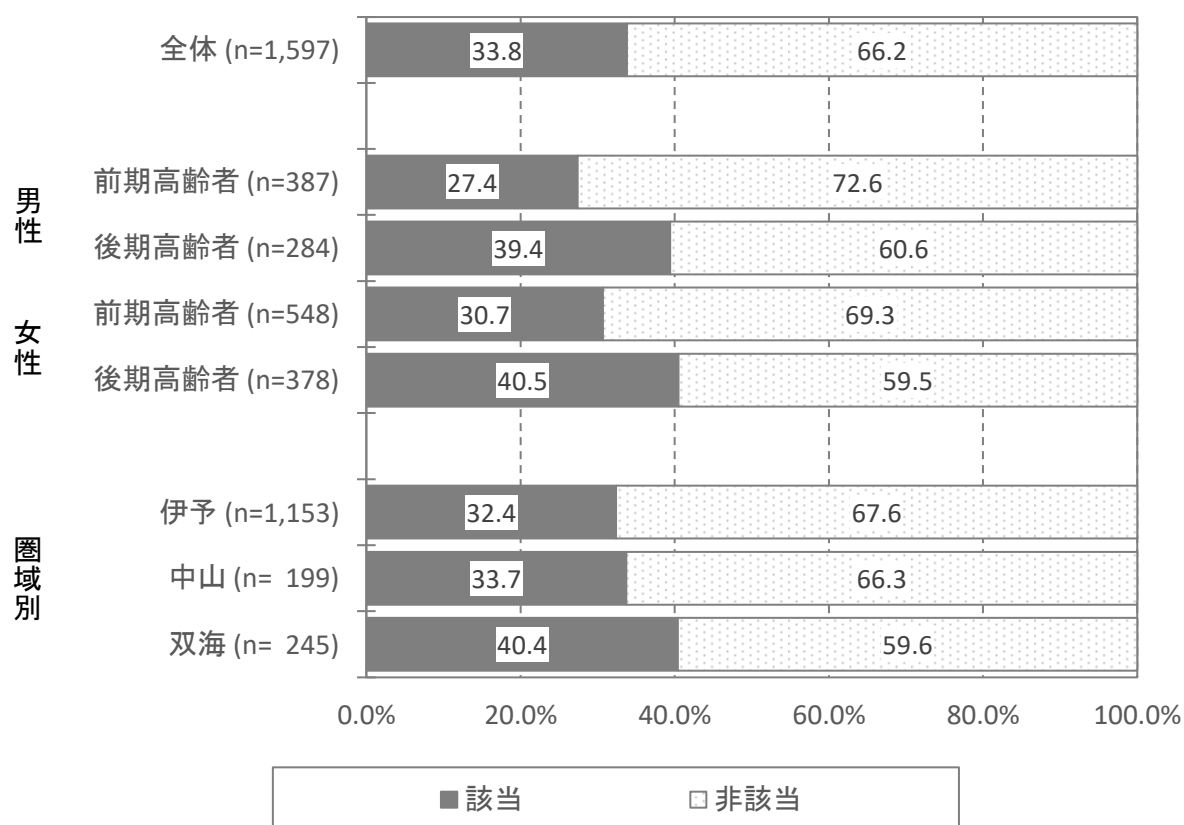


(5) 転倒リスク

転倒リスクのある方は全体の 33.8%となっています。

性別による違いは小さく、男女とも前期高齢者に比べて後期高齢者のリスク該当者は約 10 ポイント高くなっています。

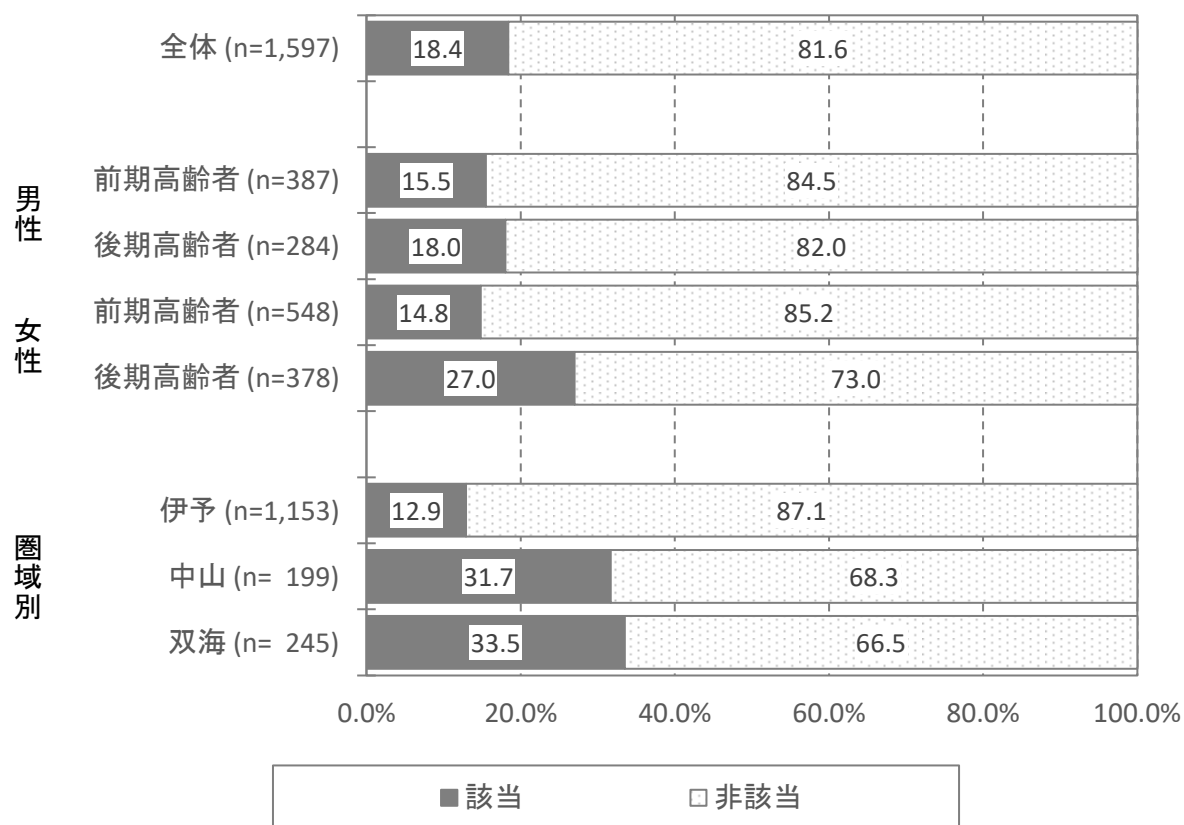
圏域別では、双海が 40.4%と最も多く、伊予（32.4%）と比較すると、8.0 ポイント高くなっています。



(6) 閉じこもりリスク

閉じこもり傾向のある方は全体の18.4%で、前期高齢者では、男女の違いはほとんどありませんが、女性後期高齢者では、リスク該当者の割合が27.0%で特に高くなっています。

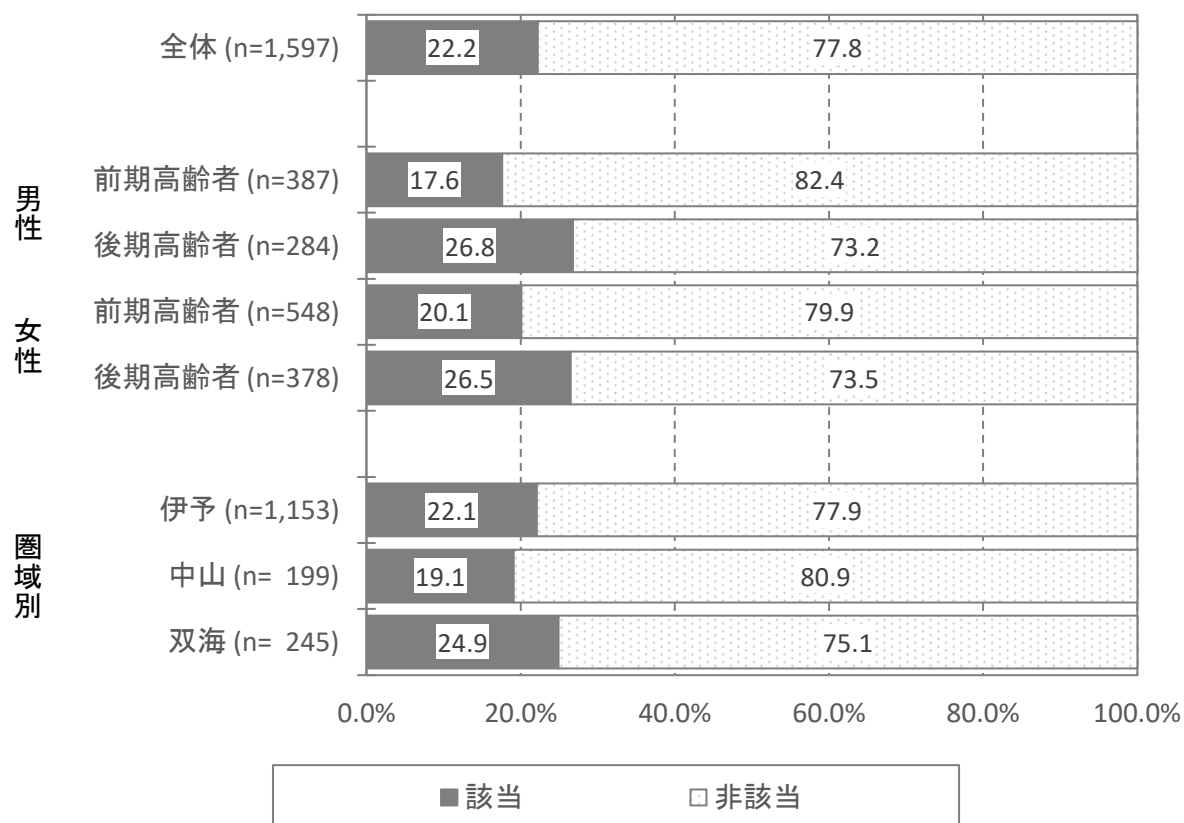
圏域別では、双海が33.5%と最も多く、伊予(12.9%)と比較すると、20.6ポイント高くなっています。



(7) 口腔機能の低下リスク

口腔機能が低下している方は全体の22.2%で、後期高齢者では、男女の違いはほとんどありませんが、前期高齢者では、男性より女性の方がリスク該当者の割合がやや高くなっています。

圏域別では、双海が24.9%と最も多く、中山（19.1%）と比較すると、5.8ポイント高くなっています。



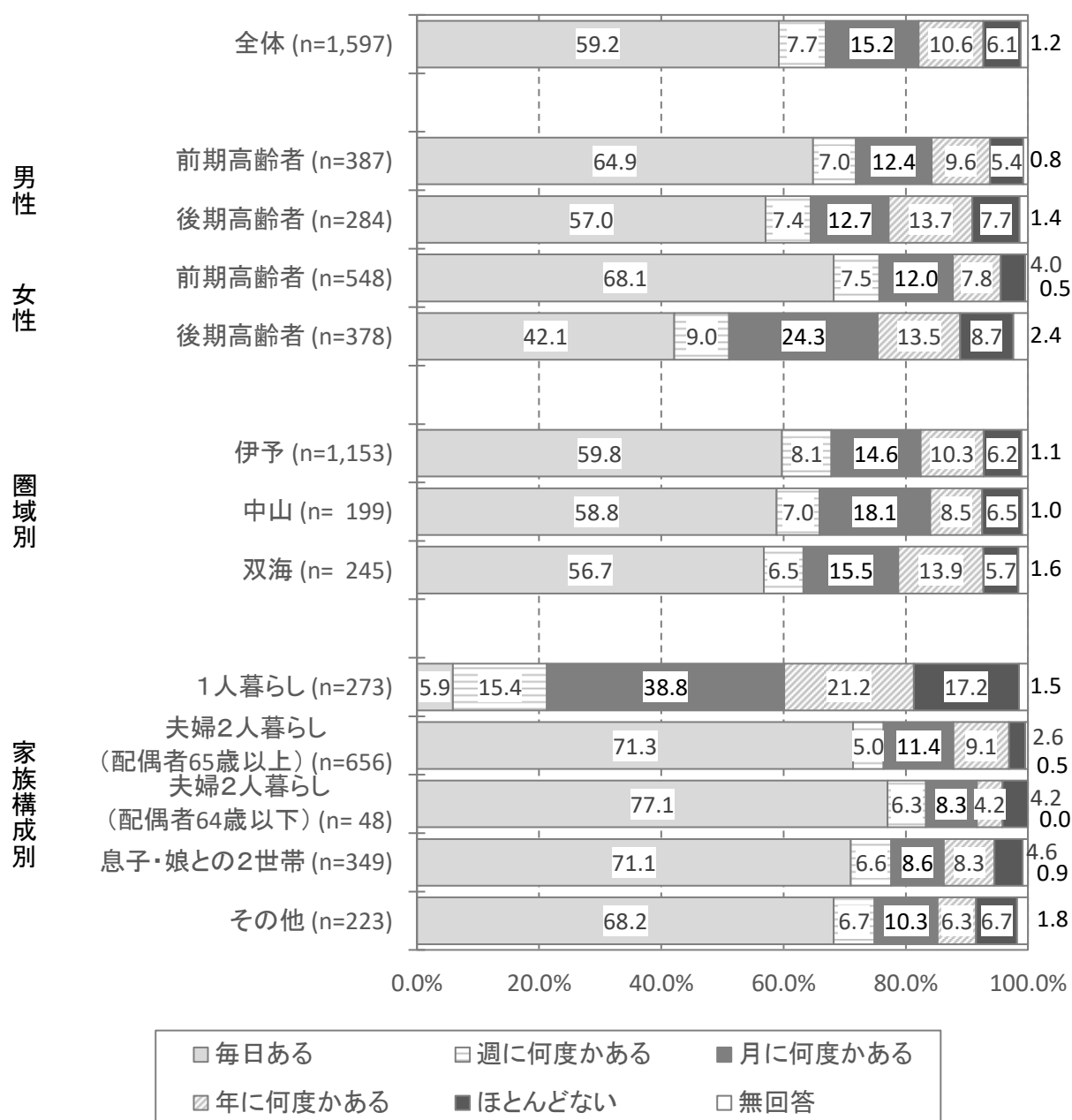
(8) 孤食の状況

どなたかと食事をともしずる機会の有無をみると、全体の59.2%は「毎日ある」と答えていますが、「年に何度かある」及び「ほとんどない」と答えた“孤食傾向のある方”も16.7%を占めています。

男女ともに後期高齢者で孤食傾向が高くなっています。

いずれの圏域でも「毎日ある」が約60%を占めていますが、双海では“孤食傾向のある方”が19.6%とやや高くなっています。

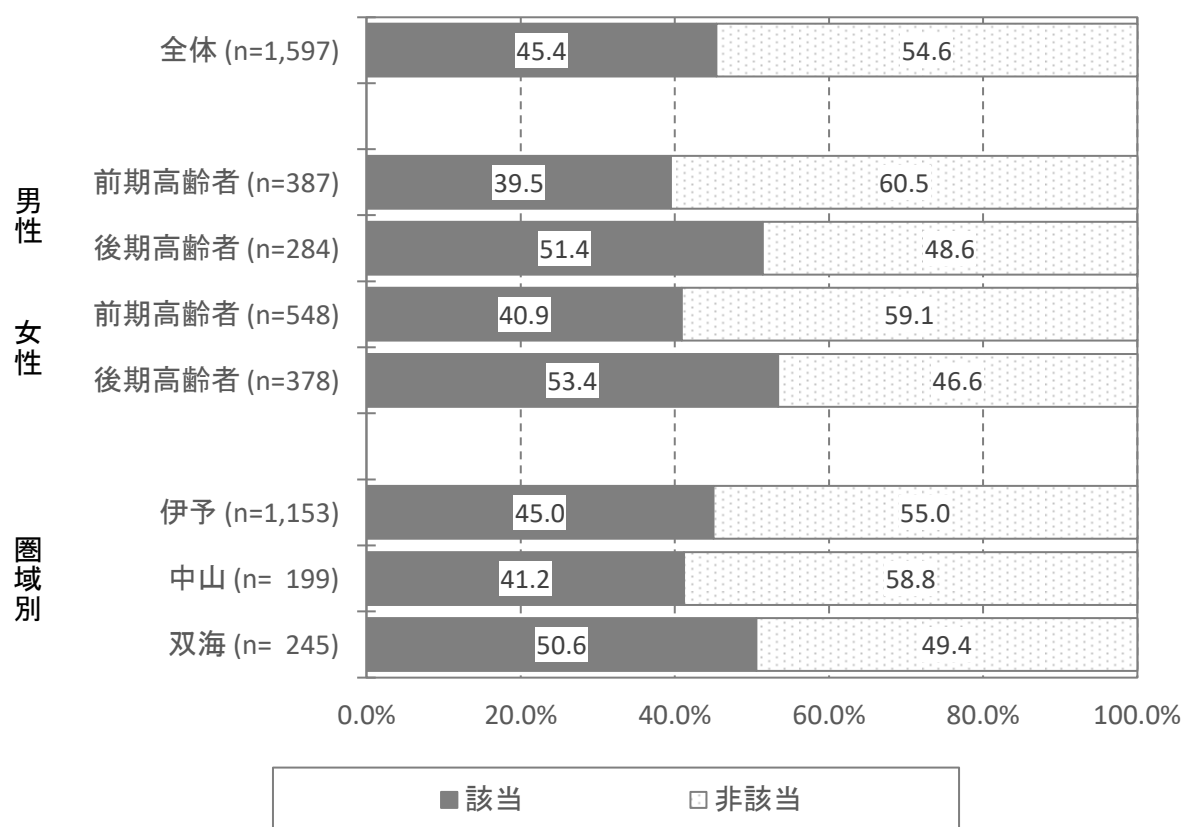
家族構成でみると、1人暮らしの方の孤食傾向が高くなっています。



(9) 認知機能の低下

認知機能の低下がみられる方は全体の45.4%で、男女とも前期高齢者に比べて後期高齢者では、リスク該当者が10ポイント以上高くなっています。

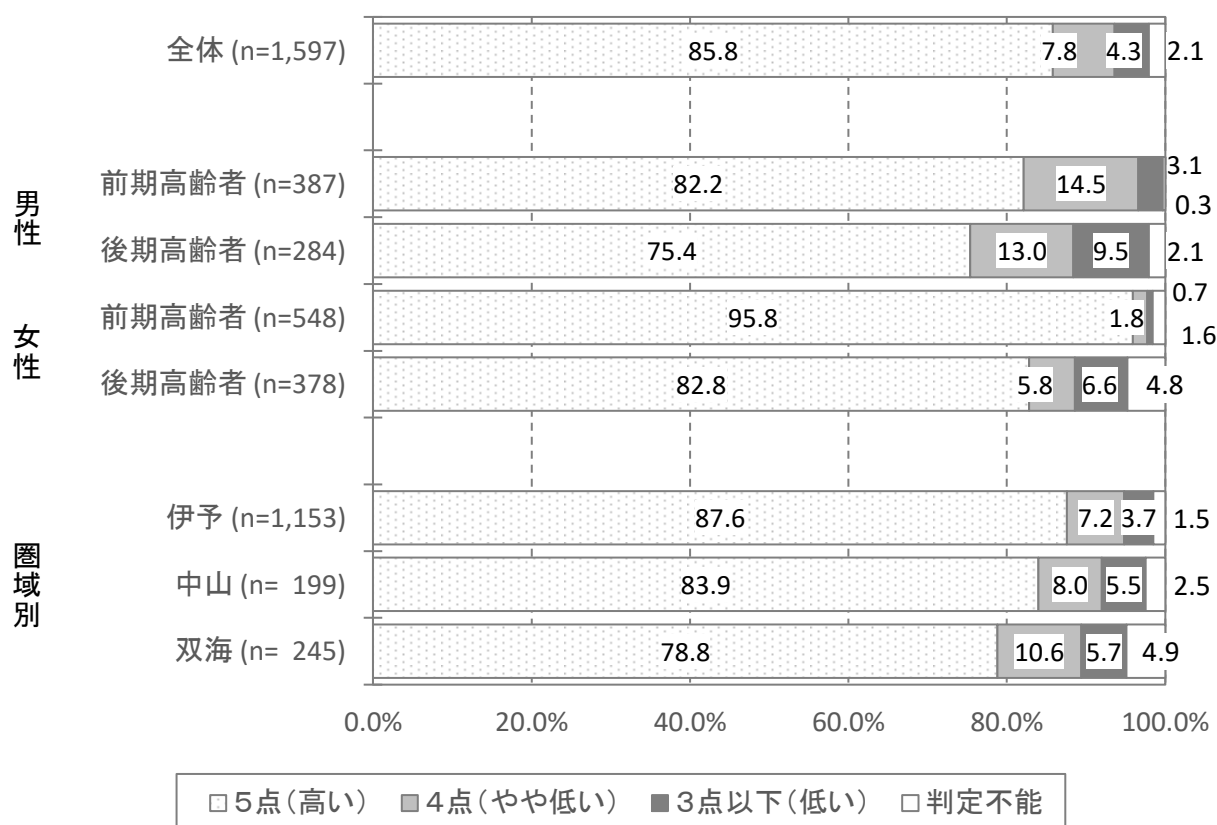
圏域でみると、双海では、「該当」が50.6%で最も多く、中山（41.2%）と比較すると、9.4ポイント高くなっています。



(10) 手段的自立度 (IADL)

手段的自立度が“低い（「やや低い」を含む）”方は全体の12.1%で、前期高齢者・後期高齢者ともに、女性より男性に多くなっています。手段的自立度は家事にかかわる項目が含まれているため、総じて男性は低い傾向です。

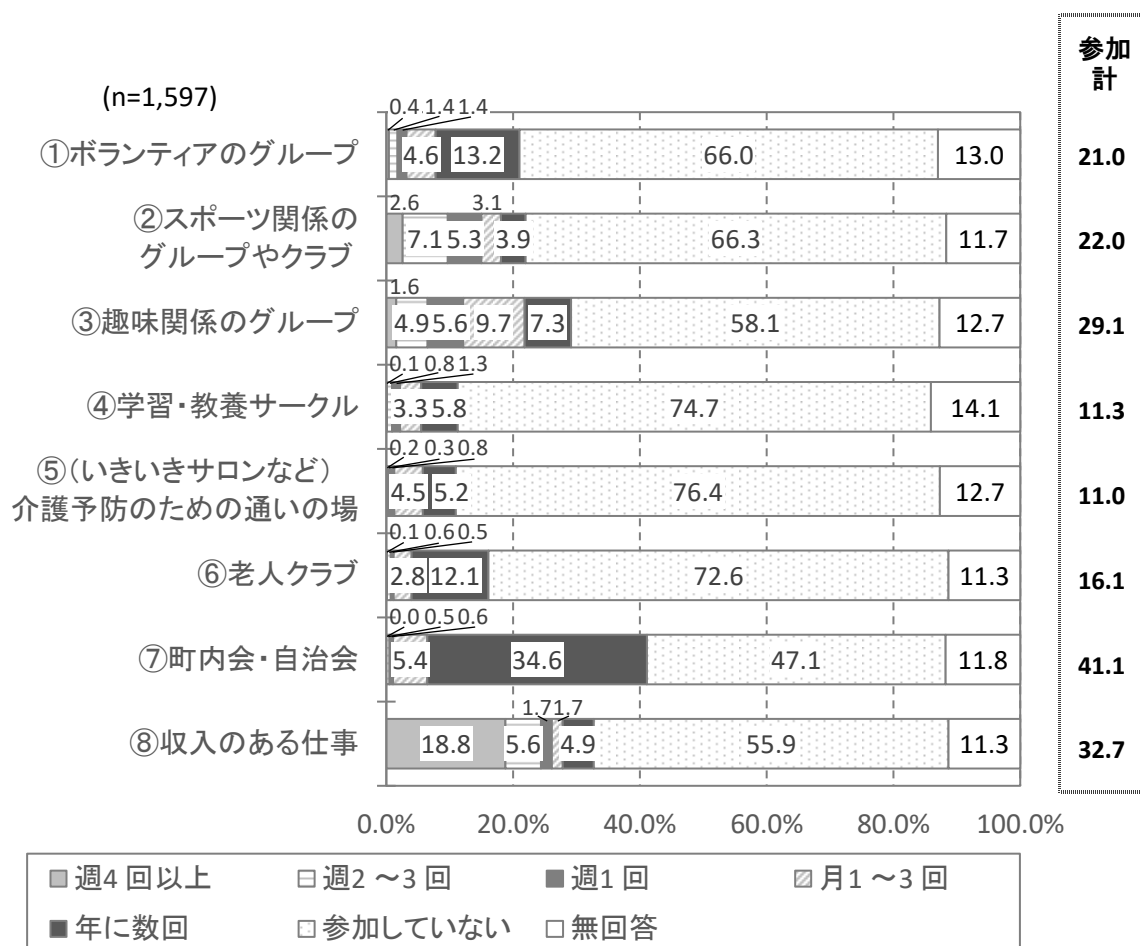
圏域でみると、双海では、“低い（「やや低い」を含む）”方が16.3%で、伊予（10.9%）と比較すると、5.4ポイント高くなっています。



※手段的自立度 (IADL) とは、『手段的日常生活動作』と訳され、日常生活を送る上で必要な動作のうち、買い物や洗濯、掃除等の家事全般や、金銭管理や服薬管理、外出して乗り物に乗ることなどを指します。

(11) 会・グループ等への参加頻度

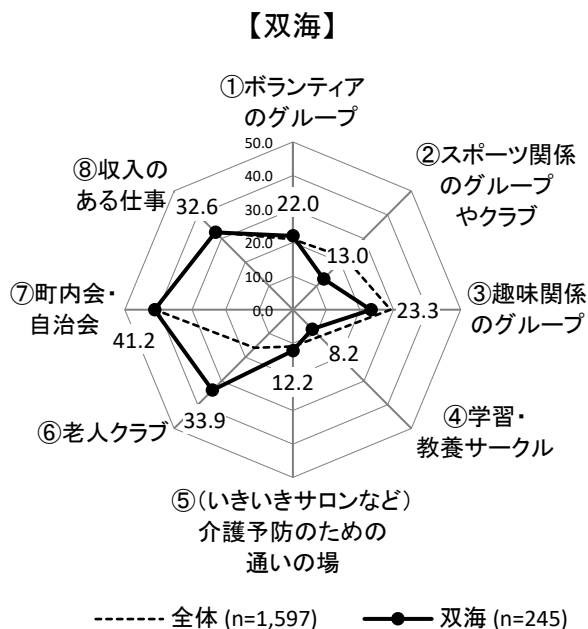
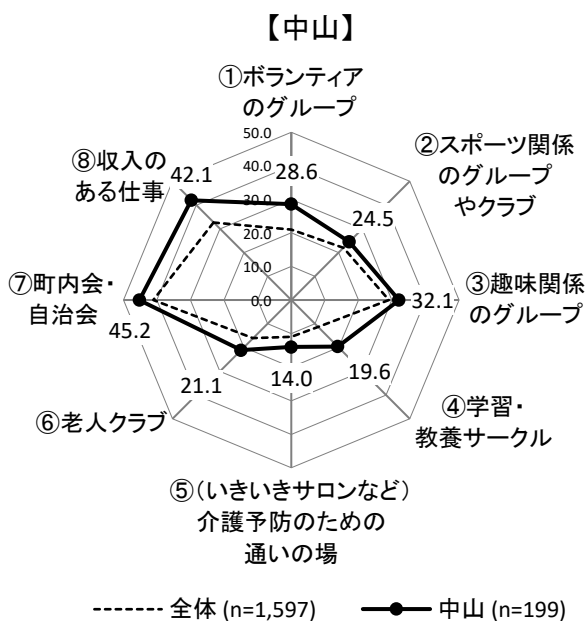
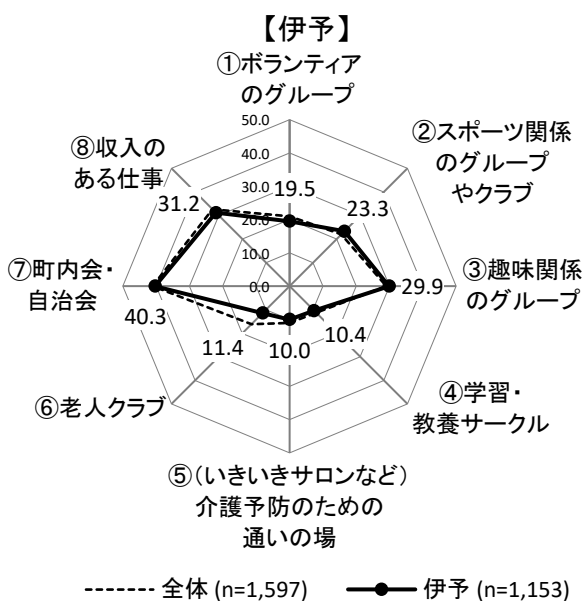
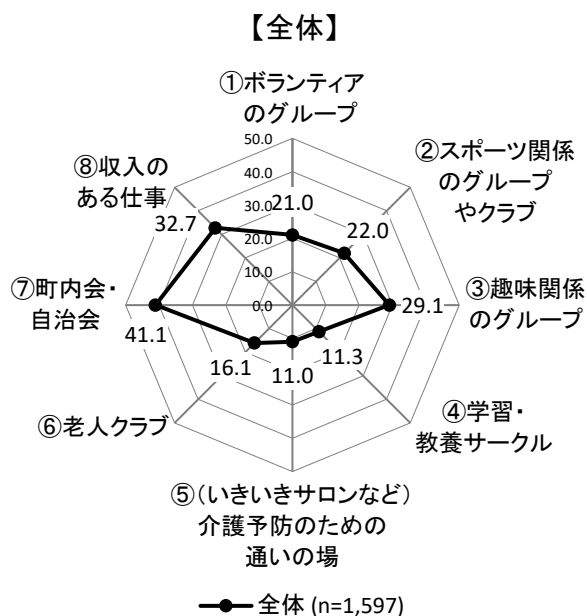
参加している（週4回以上～年に数回）活動は、「⑦町内会・自治会」が41.1%、「⑧収入のある仕事」が32.7%、「③趣味関係のグループ」が29.1%、「②スポーツ関係のグループやクラブ」が22.0%、「①ボランティアのグループ」が21.0%の順となっています。ただし、⑦町内会・自治会の参加は「年に数回」の方がほとんどです。



“参加している（「参加していない」・「無回答」除く）”活動を圏域別にみると、「①ボランティアのグループ」、「④学習・教養サークル」、「⑧収入のある仕事」の参加割合は、中山が他圏域よりも特に高くなっています。

「②スポーツ関係のグループやクラブ」と「③趣味関係のグループ」の参加割合は、双海が他圏域に比べて低くなっています。

「⑥老人クラブ」の参加割合は、伊予で11.4%と低く、双海で33.9%と高くなっています。



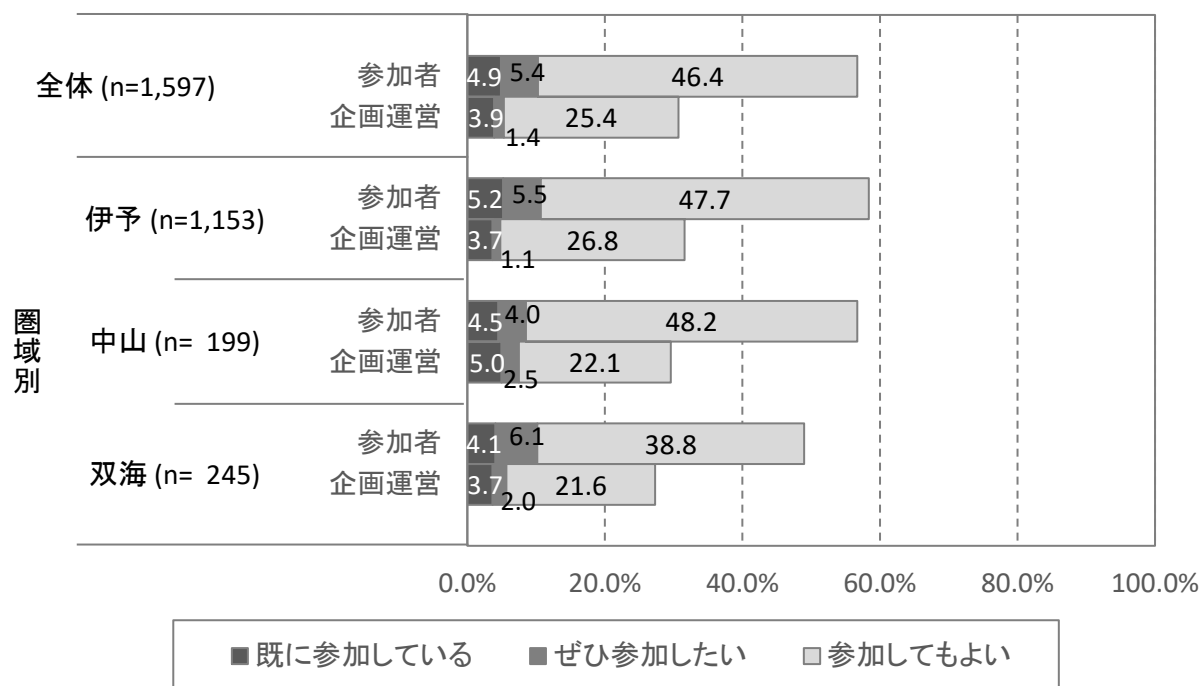
(12) 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向は、参加者としての参加意向（「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」の合計）は51.8%となっています。

企画・運営（お世話役）としての参加意向は、全体では26.8%となっています。

圏域別では、参加者、企画運営ともに、伊予の参加意向（「既に参加している」を含む）が最も高くなっています。

双海では、参加意向が他圏域と比べてやや低くなっています。



(13) たすけあいについて

以下の設問に「配偶者」「同居の子ども」「別居の子ども」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」「近隣」「友人」「その他」のいずれかと回答した場合を1点として、4点満点で評価しました。

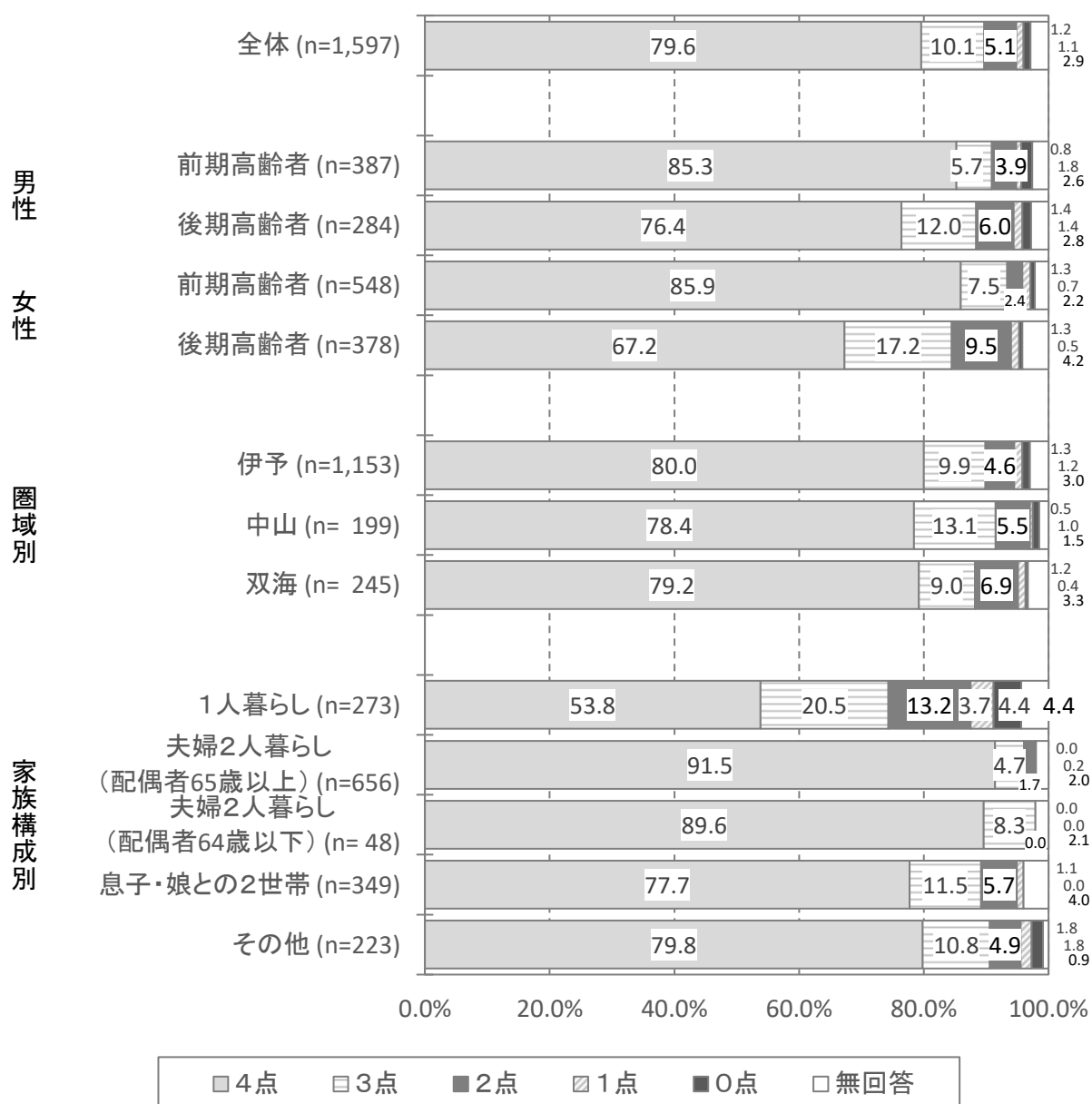
設問	配点
あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人	1点
反対に、あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人	1点
あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人	1点
反対に、看病や世話をしてあげる人	1点

全体では、相互にたすけあいのできる「4点」の人は約8割です。約2割の人は相互にたすけあいのできる相手がやや少なくなっています。

女性の後期高齢者では、相互にたすけあいのできる相手が少ない傾向です。

いずれの圏域でも、「4点」の人が約8割を占めています。

家族構成別では、1人暮らしの人は相互にたすけあいのできる相手が少なくなっています。

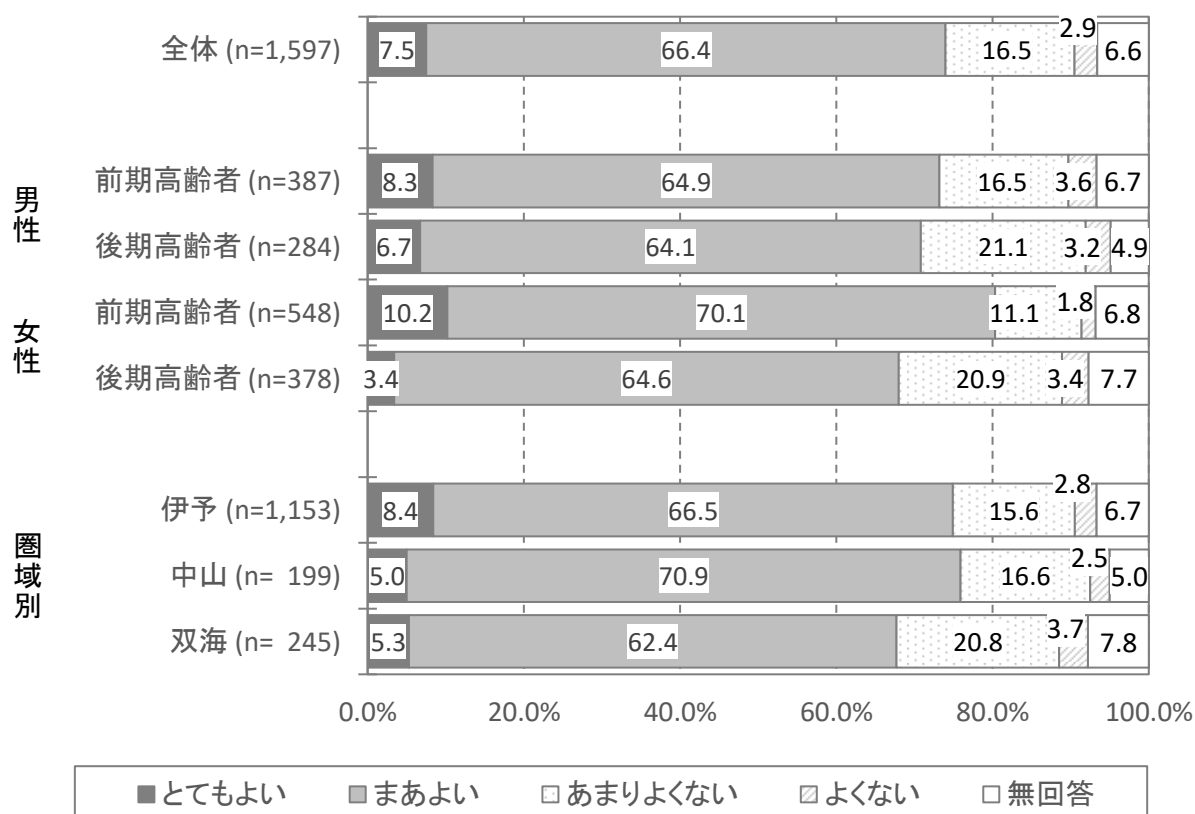


(14) 主観的健康感

現在の“健康感の低い方”（「あまりよくない」と「よくない」の合計）は、全体では19.4%です。

女性は前期高齢者では、“健康感の低い方”は12.9%ですが、後期高齢者では24.3%で差が大きくなっています。

圏域でみると、双海では、“健康感の低い方”が24.5%で、伊予（18.4%）と比較すると、6.1ポイント高くなっています。



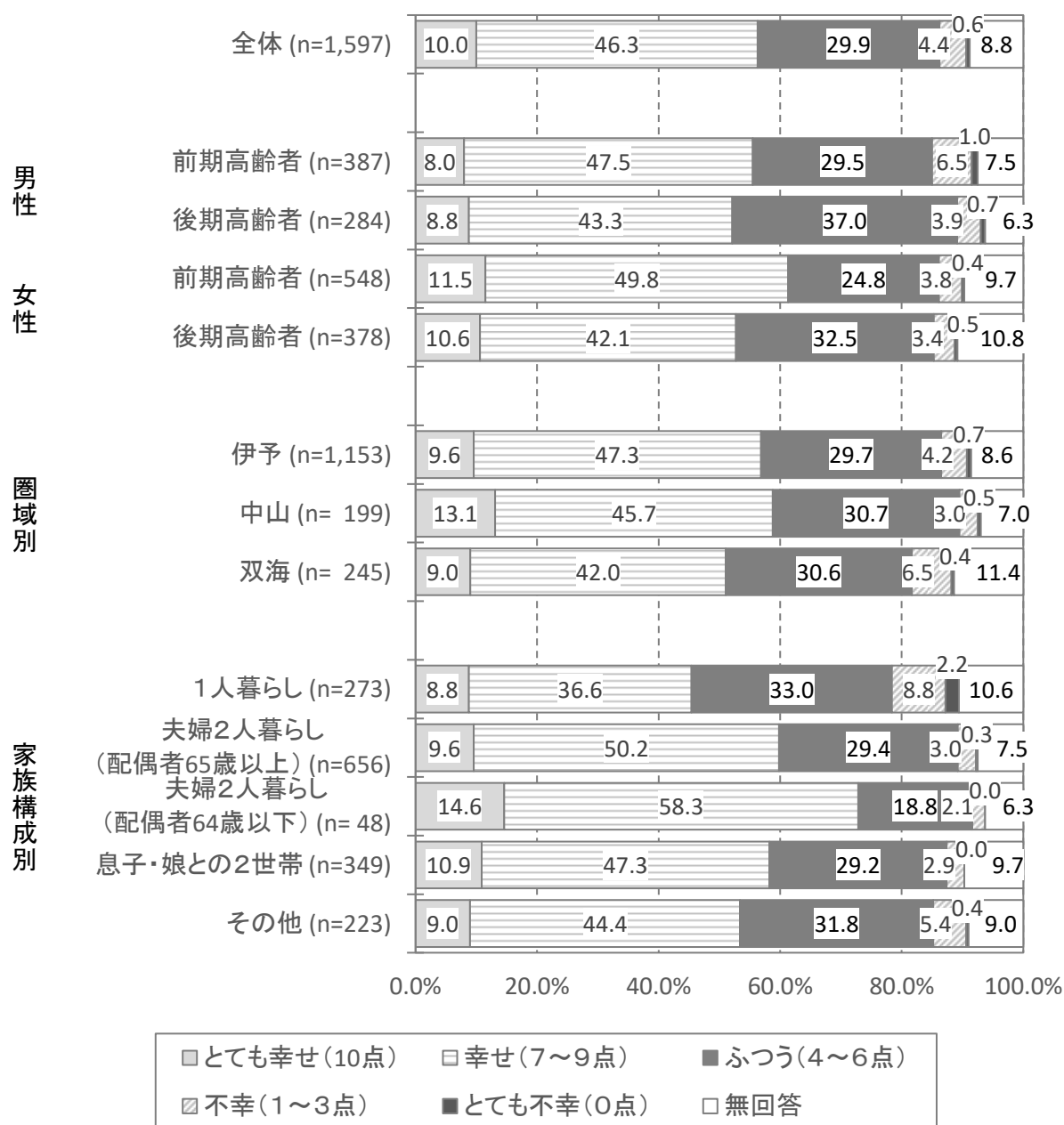
(15) 精神面での健康

現在の幸福感を10点満点で回答してもらった結果、全体では、「とても幸せ(10点)」(10.0%)と「幸せ(7～9点)」(46.3%)を合わせて、56.3%となっています。

女性前期高齢者では他のグループに比べて、幸福度がやや高い傾向となっています。

圏域別では、双海は他の圏域と比べて幸福度がやや低くなっています。

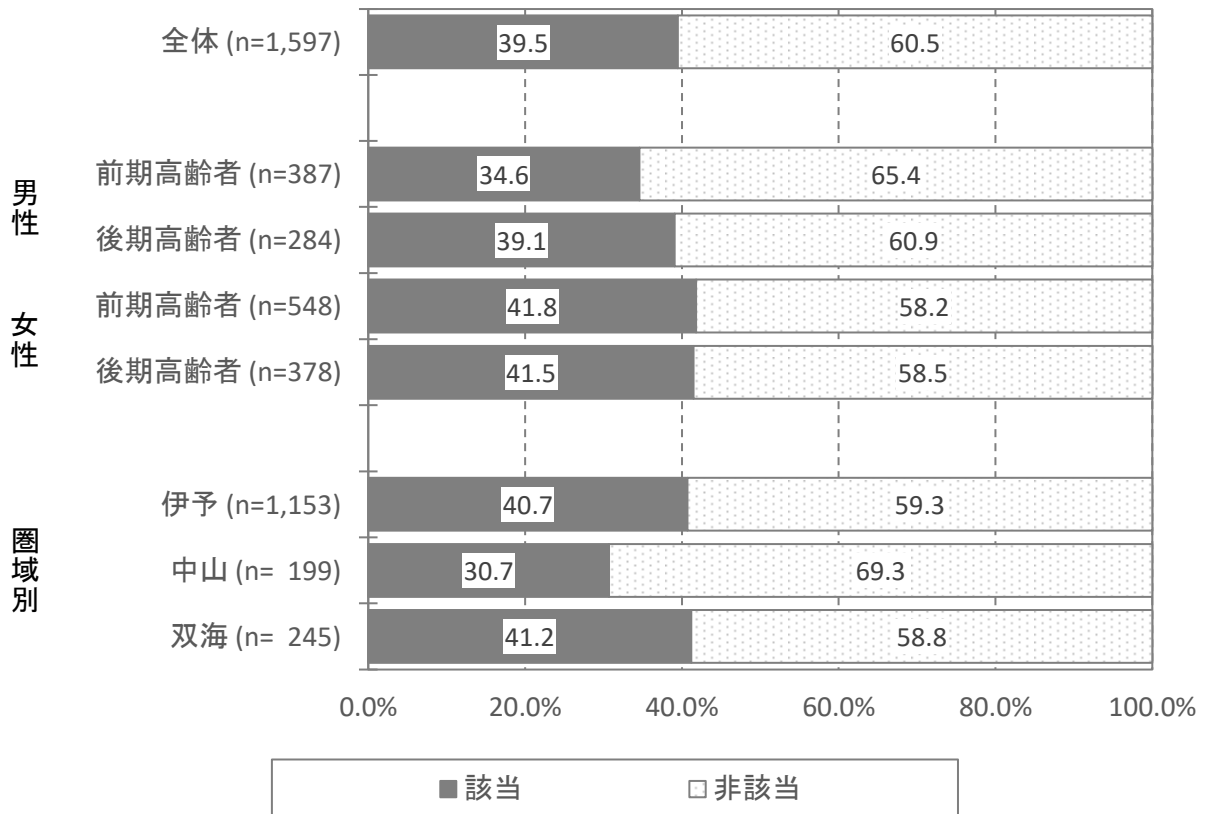
家族構成別にみると、1人暮らしは、他の家族構成と比較すると、幸福度が低くなっています。夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)の幸福度が特に高くなっています。



(16) うつリスク

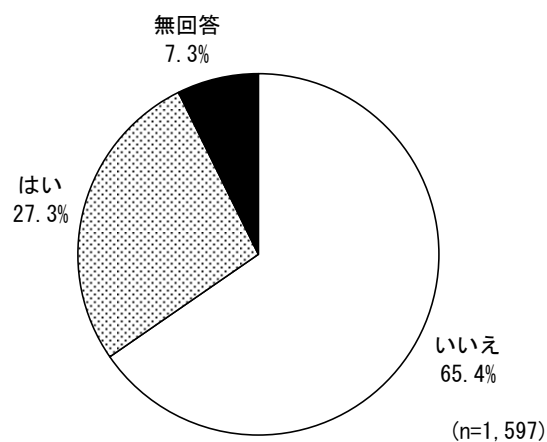
うつ傾向のある方は全体の39.5%を占めており、男性より女性がやや多い傾向です。

圏域別では、中山でうつ傾向のある方の割合は30.7%と、他の圏域と比べて低くなっています。



(17) 認知症相談窓口の認知状況

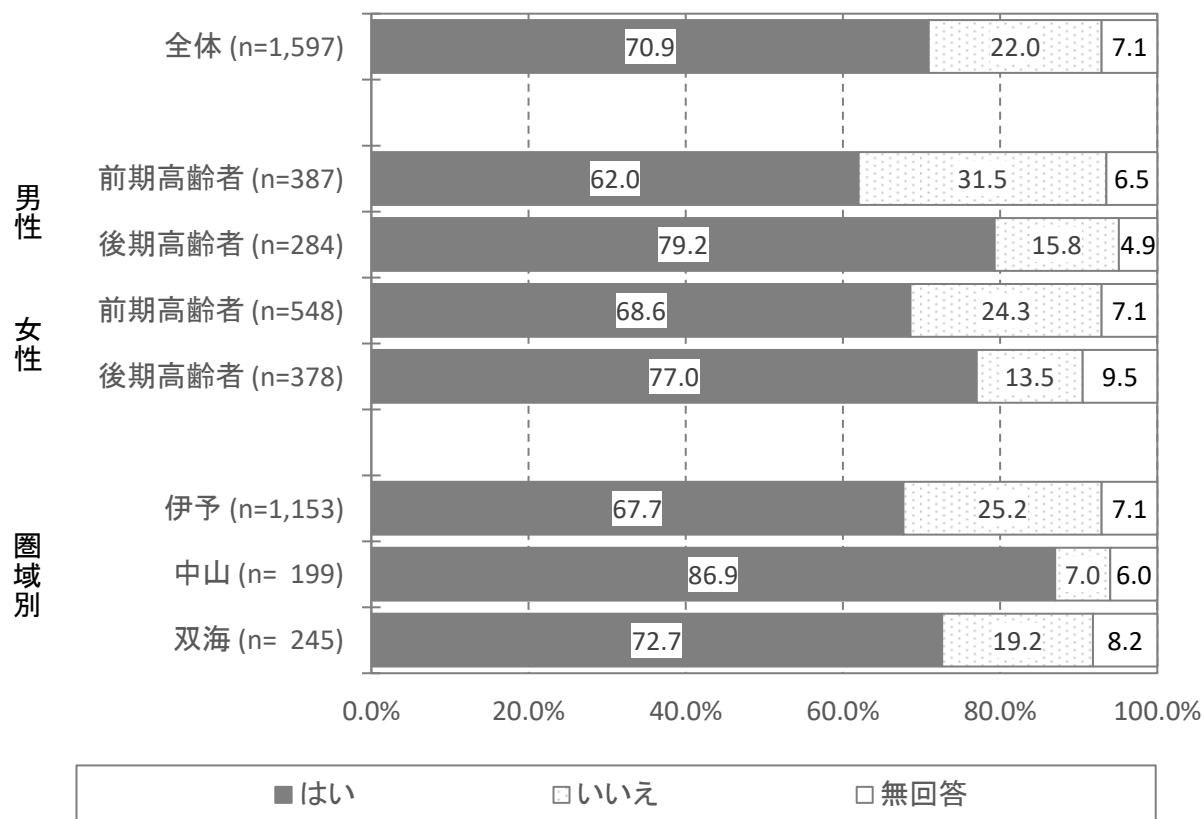
相談窓口を知っている人は3割にも満たないことから、相談窓口の周知が必要です。



(18) かかりつけ医の有無

かかりつけ医をもつ人は、全体では70.9%となっています。男女とも、後期高齢者では8割近くがかかりつけ医をもっていますが、前期高齢者では6割台にとどまっています。

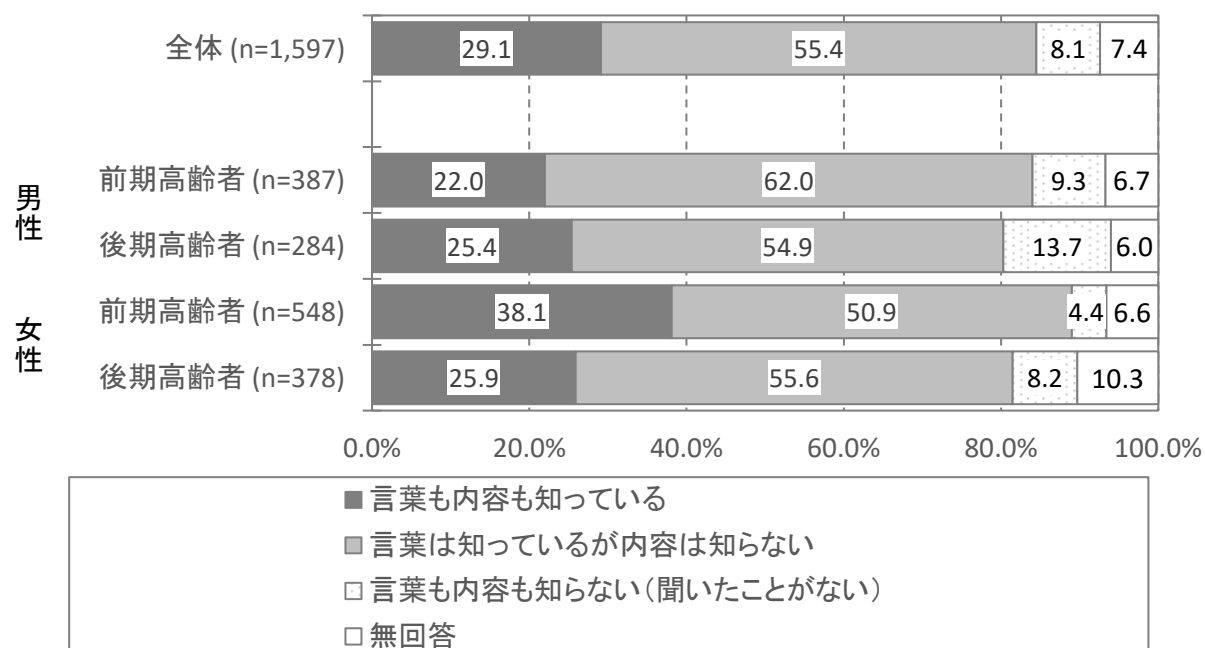
圏域別では、中山でかかりつけ医をもつ人の割合は86.9%と高くなっています。



(19) 訪問診療や終末ケアなどについての認知

訪問診療や終末ケアなどの「言葉も内容も知っている」人は29.1%にとどまっています。

認知度が最も高いのは、女性前期高齢者です。高齢者の一人一人が、在宅医療にまつわる事柄を自分ごととして考えていけるように認知度を高めていく必要があります。

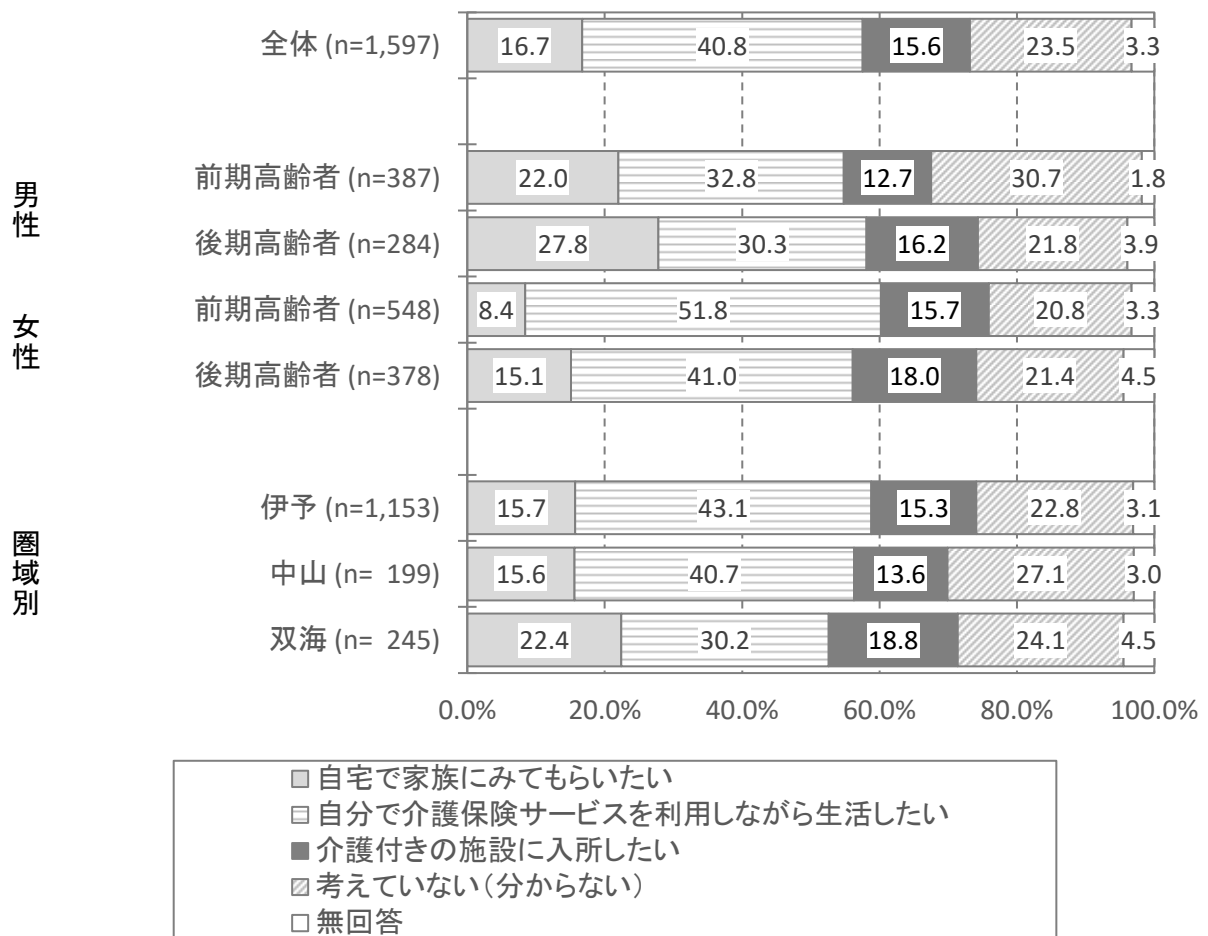


(20) 介護が必要になったときの生活

介護が必要になったときの生活の希望は、全体では、「自分で介護保険サービスを利用しながら生活したい」が40.8%で最も多くなっています。「自宅で家族にみてもらいたい」(16.7%)と合わせると57.5%が自宅で暮らしたいと考えています。

男性は女性に比べて「自宅で家族にみてもらいたい」が高くなっています。

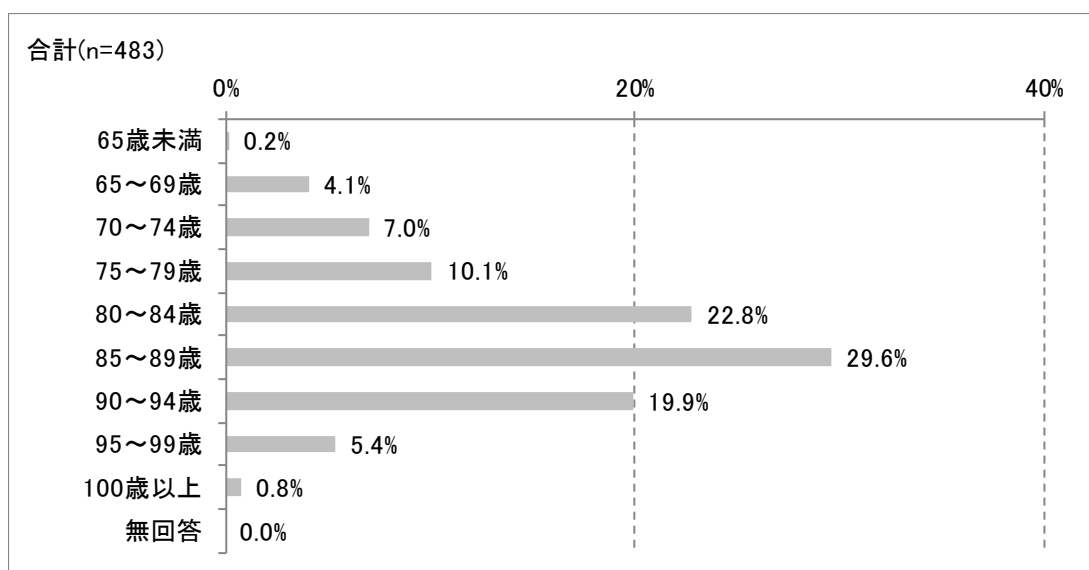
圏域別では、双海では、「自宅で家族にみてもらいたい」は他の圏域と比較して約7ポイント高いものの、「自分で介護保険サービスを利用しながら生活したい」は他の圏域に比べて10ポイント以上低くなっています。双海では、家族がいない場合には在宅生活が困難と考える人が多いことがうかがえます。



5 在宅介護実態調査結果の概要

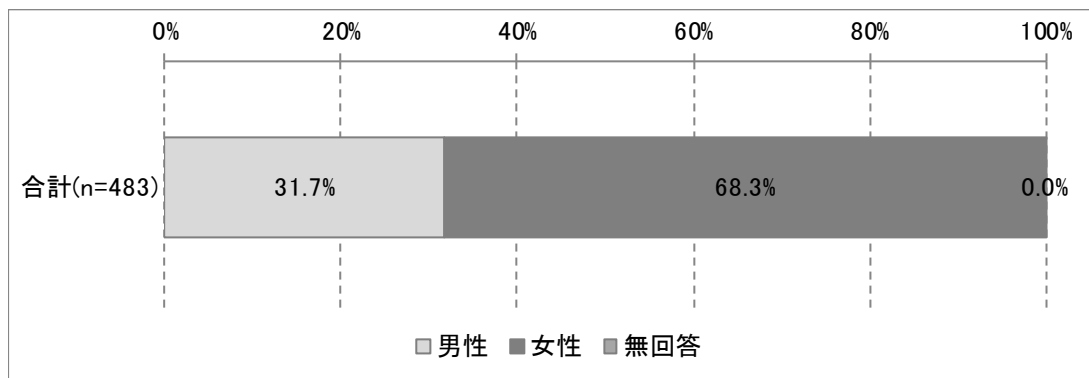
(1) 要介護者の年齢

要介護者の年齢は、75歳以上が88.6%を占めています。



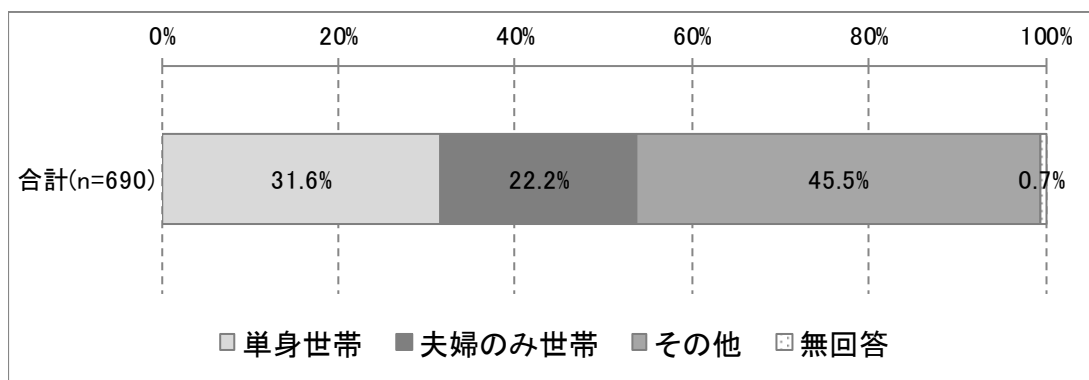
(2) 要介護者の性別

要介護者の性別は、女性が68.3%を占めています。



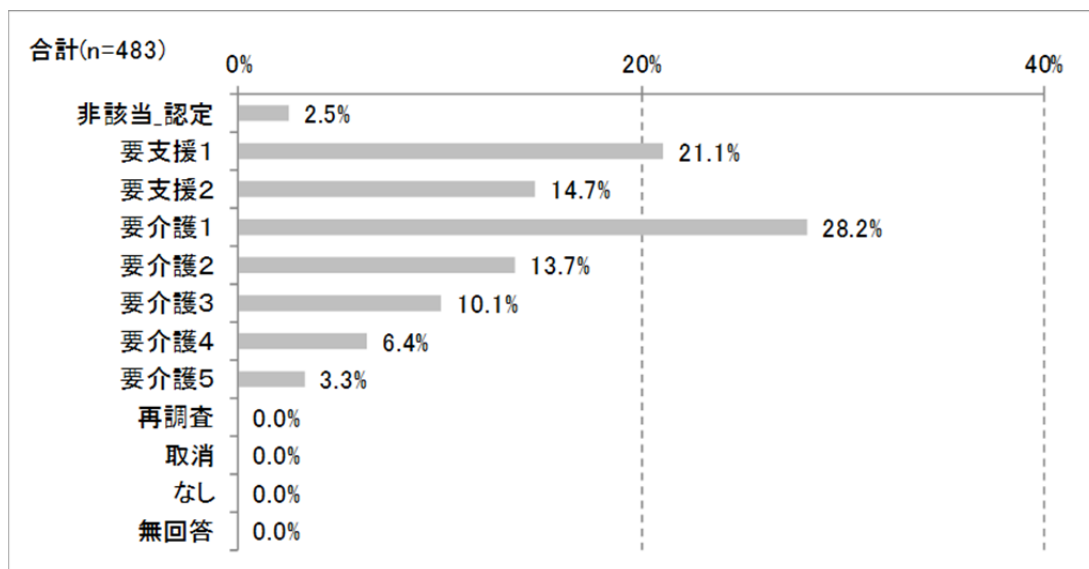
(3) 世帯類型

世帯類型では、「その他（単身世帯、夫婦のみ世帯以外の世帯）」の割合（45.5%）が最も高いものの「単身世帯」は31.6%です。



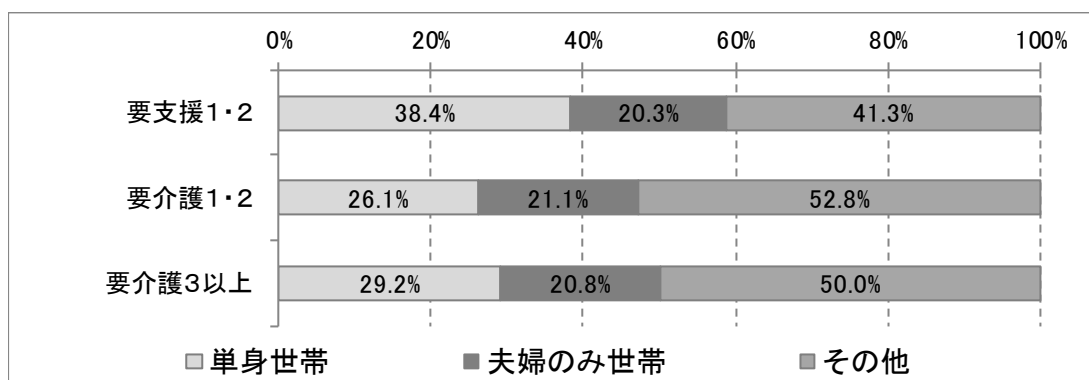
(4) 要介護度

要介護度は、軽度（要介護1以下）が64.0%、中度（要介護2～3）が23.8%、重度（要介護4以上）が9.7%で、軽中度が87.8%を占めています。



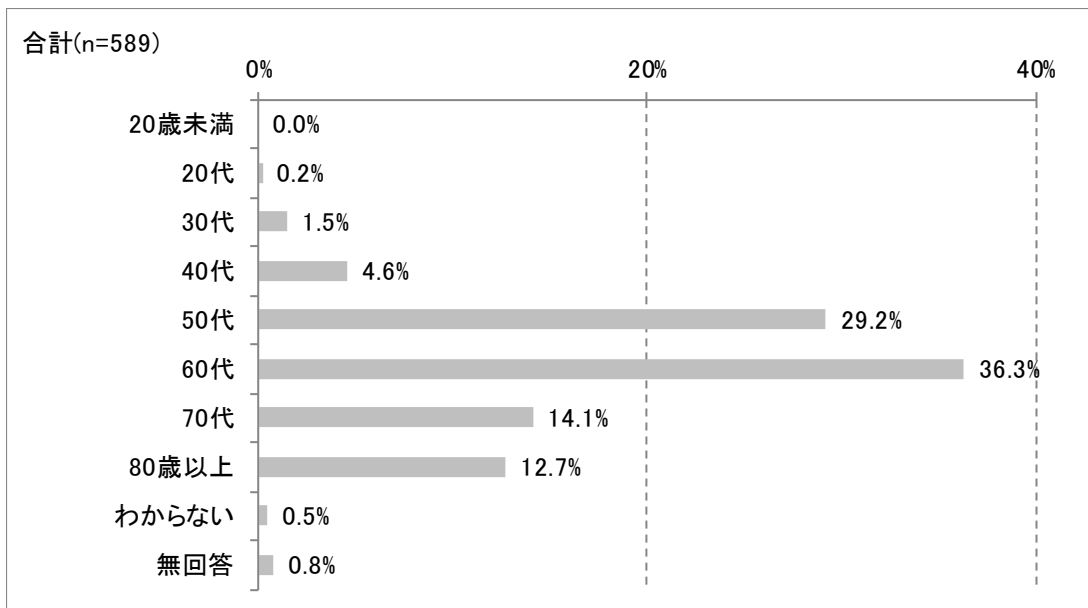
(5) 要介護度別の世帯類型

要介護度と世帯類型の状況をみると、要介護は要支援と比べて「単身世帯」の割合が低く、「その他（単身世帯、夫婦のみ世帯以外の世帯）」が高くなっています。要介護状態が重度化するにつれて単身での生活が難しくなることがうかがえます。



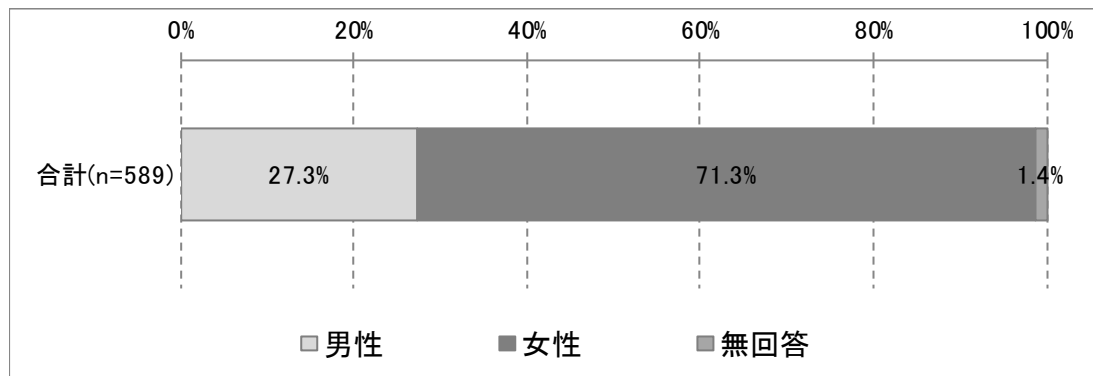
（６）主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は50代以上が大半（92.3%）を占め、60代以上は63.1%です。



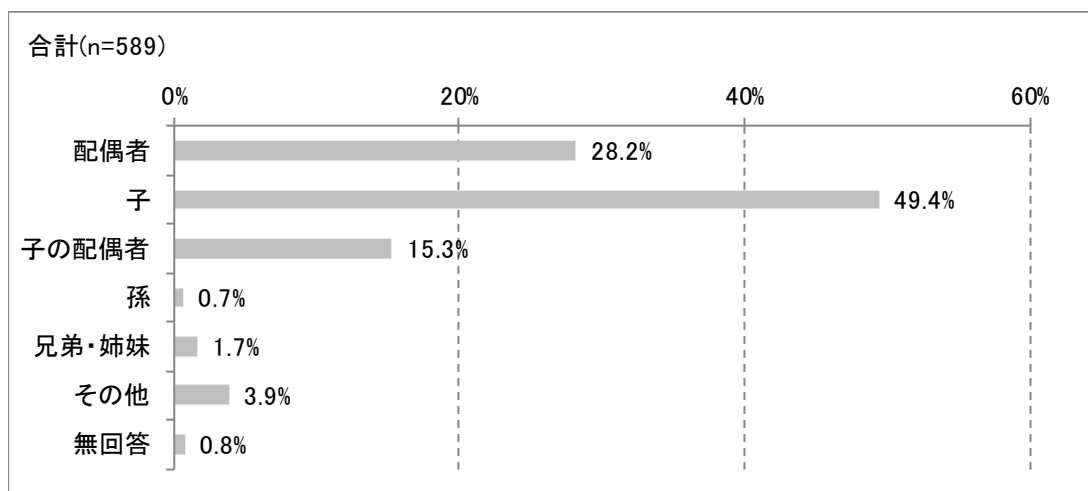
（７）主な介護者の性別

主な介護者の性別は71.3%が女性です。



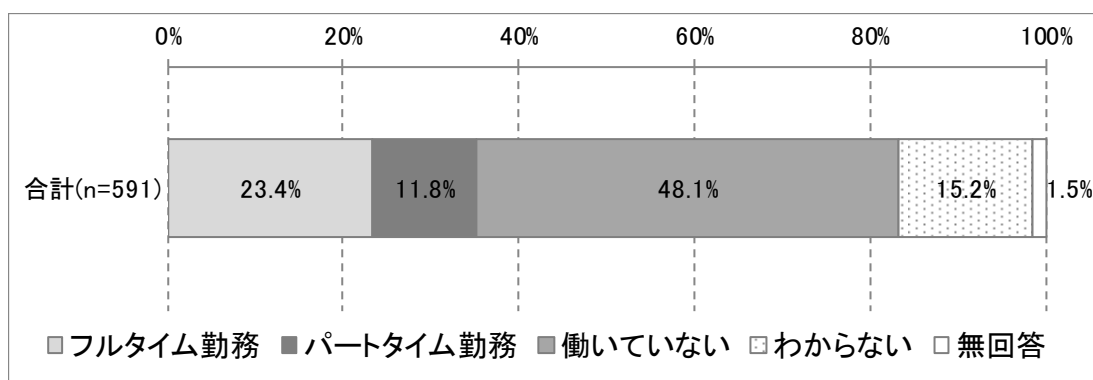
（８）主な介護者の本人との関係

本人との関係は「子」（49.4%）が約半数を占め、次いで「配偶者」（28.2%）となっています。



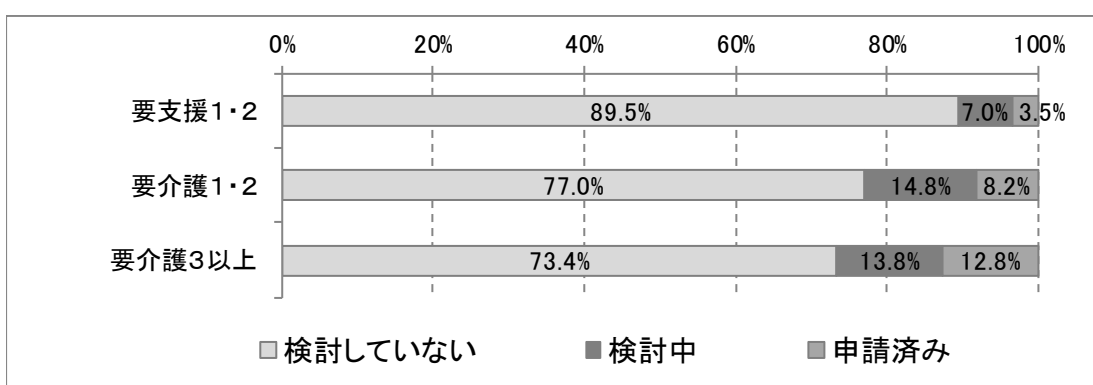
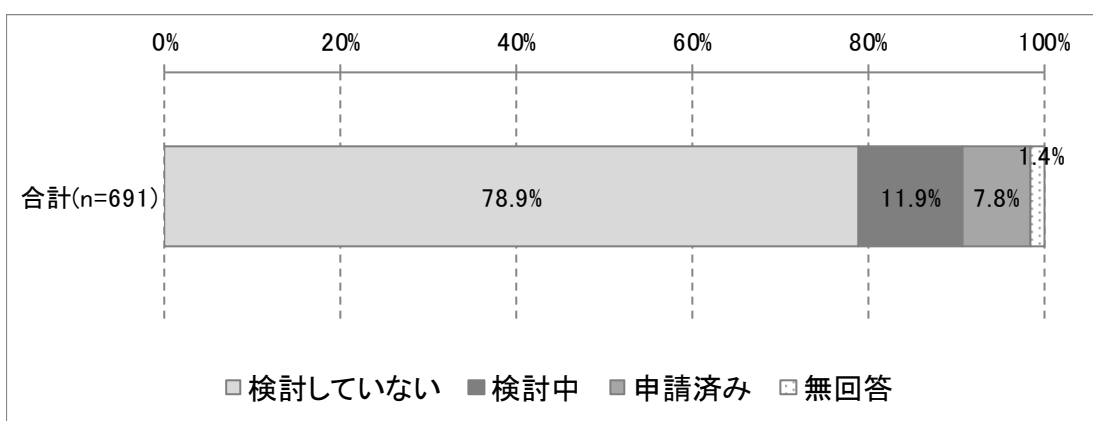
(9) 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態は、35.2%がフルタイムまたはパートタイムで就労しています。



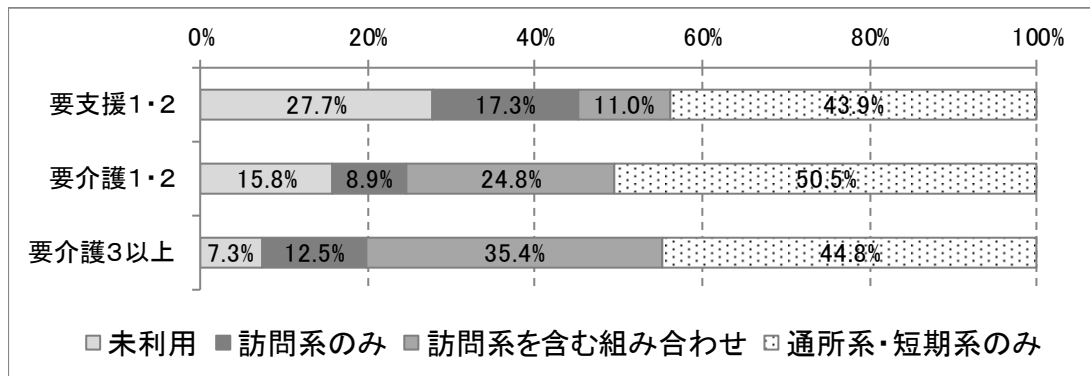
(10) 施設等の検討状況

施設等の検討状況は、全体では「検討中」「申請済み」を合わせて19.7%ですが、要介護度別にみると、要介護者の介護度が高くなるほど「検討中」「申請済み」の割合が高くなり、要介護度3以上では26.6%が「検討中」または「申請済み」と回答しています。



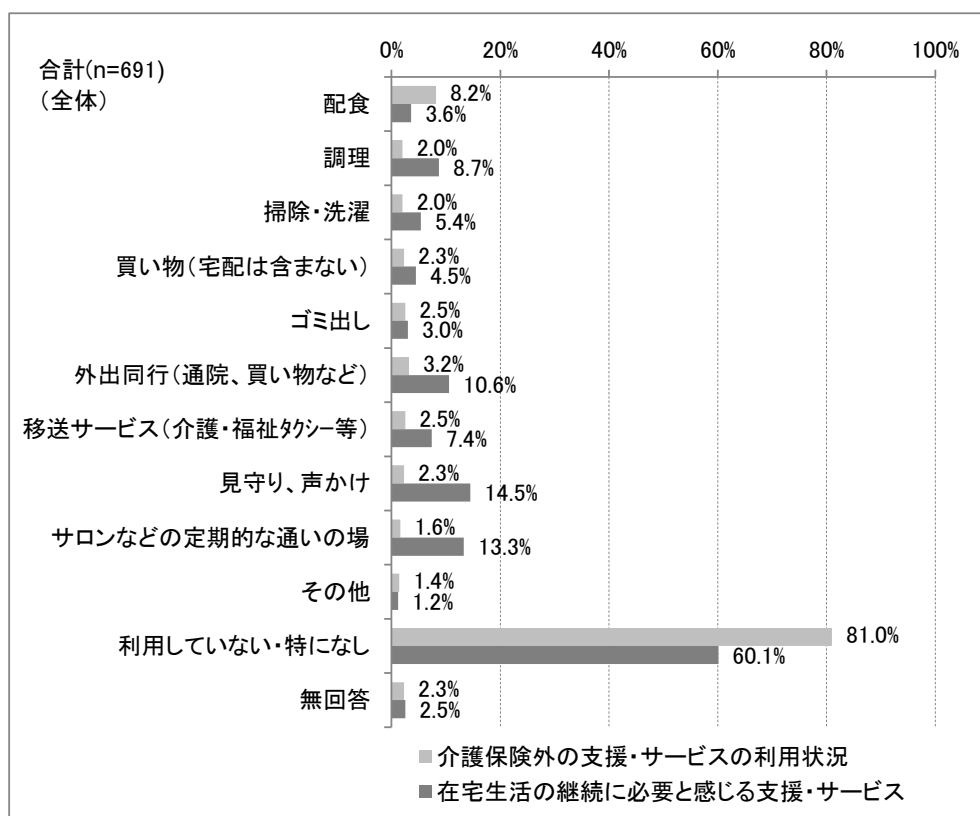
(11) 在宅サービスの利用状況

要介護者の在宅サービス利用状況は、「通所系・短期系のみ」サービスの利用割合が高く、要介護者の介護度が高くなると訪問系の利用も多くなっています。



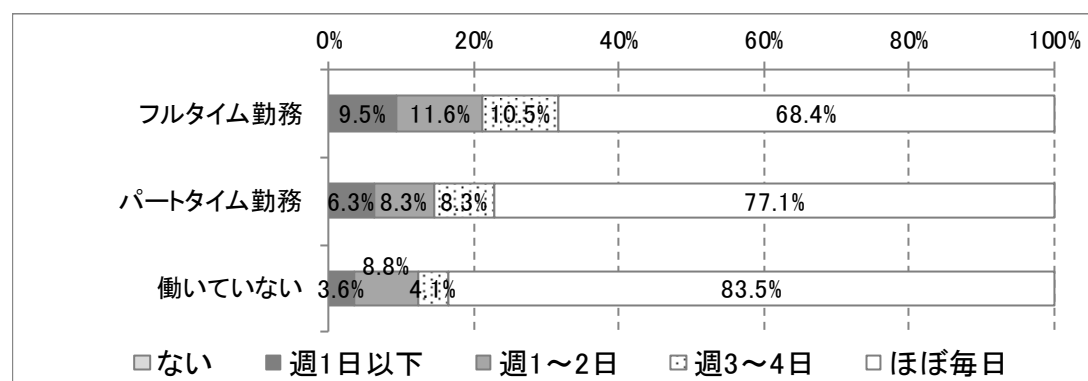
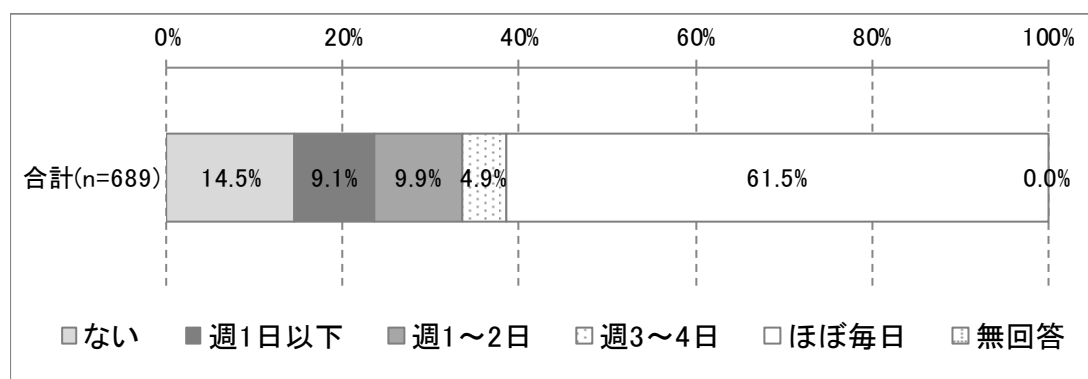
(12) 介護保険外の支援・サービスの利用状況と利用意向

現在利用している介護保険外の支援・サービスの割合に対して、今後在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスの割合は、配食を除くいずれのサービスにおいても高くなっています。



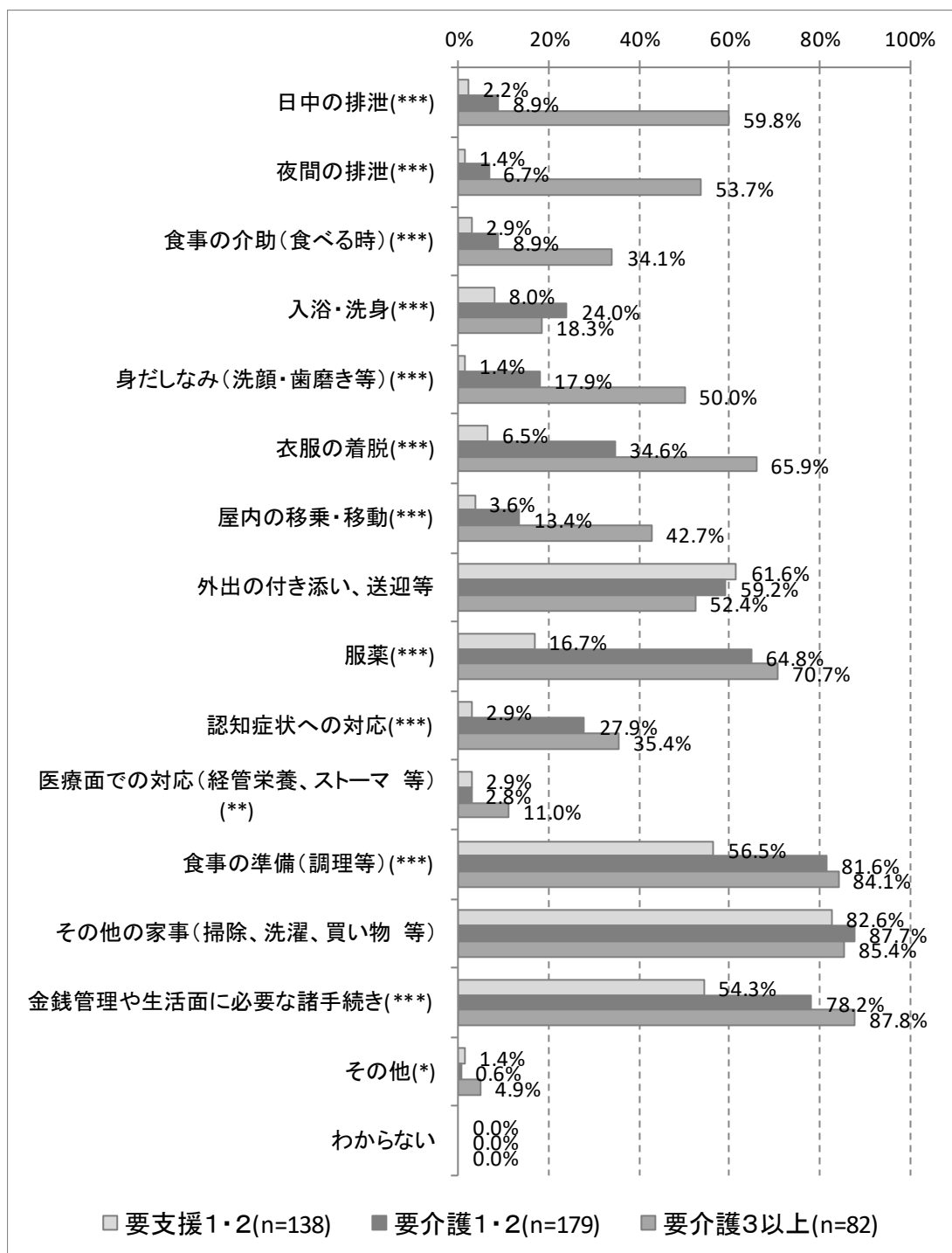
(13) 家族等による介護の頻度

家族等による介護の頻度は、61.5%が「ほぼ毎日」何らかの介護を受けている状態です。主な介護者が働いていない場合は83.5%が「ほぼ毎日」介護を行っており、フルタイム勤務の場合でも68.4%は「ほぼ毎日」介護を行っている状態です。



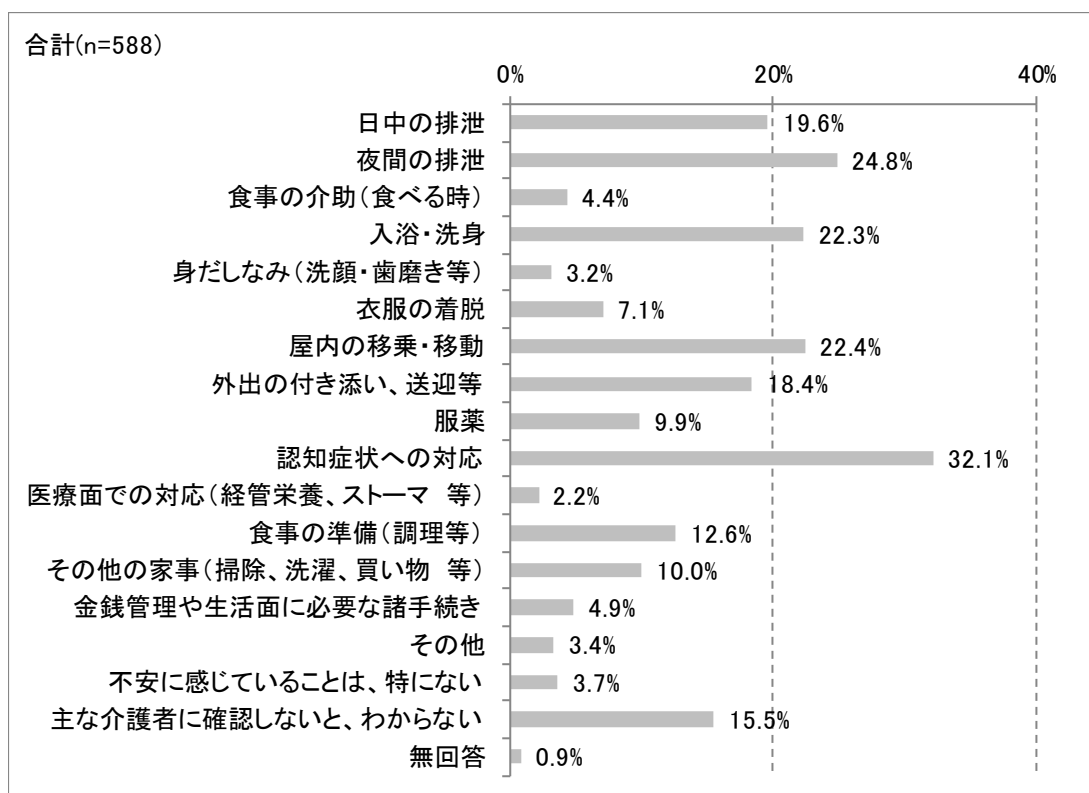
(14) 主な介護者が行っている介護

要介護者が要介護3以上の場合は、排泄、食事をはじめとして、ほぼ生活全般にわたって介護を行う割合が高くなっています。



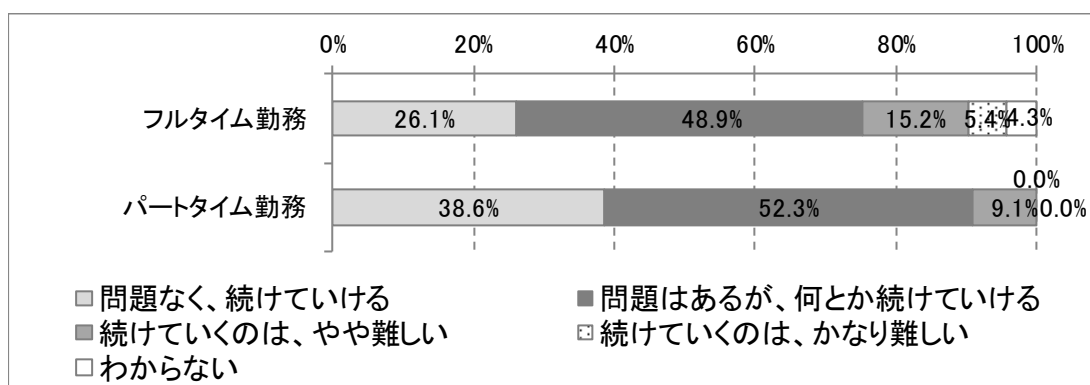
(15) 主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に思う介護は、「認知症への対応」が32.1%で最も高く、次いで「夜間の排泄」が24.8%と高くなっています。



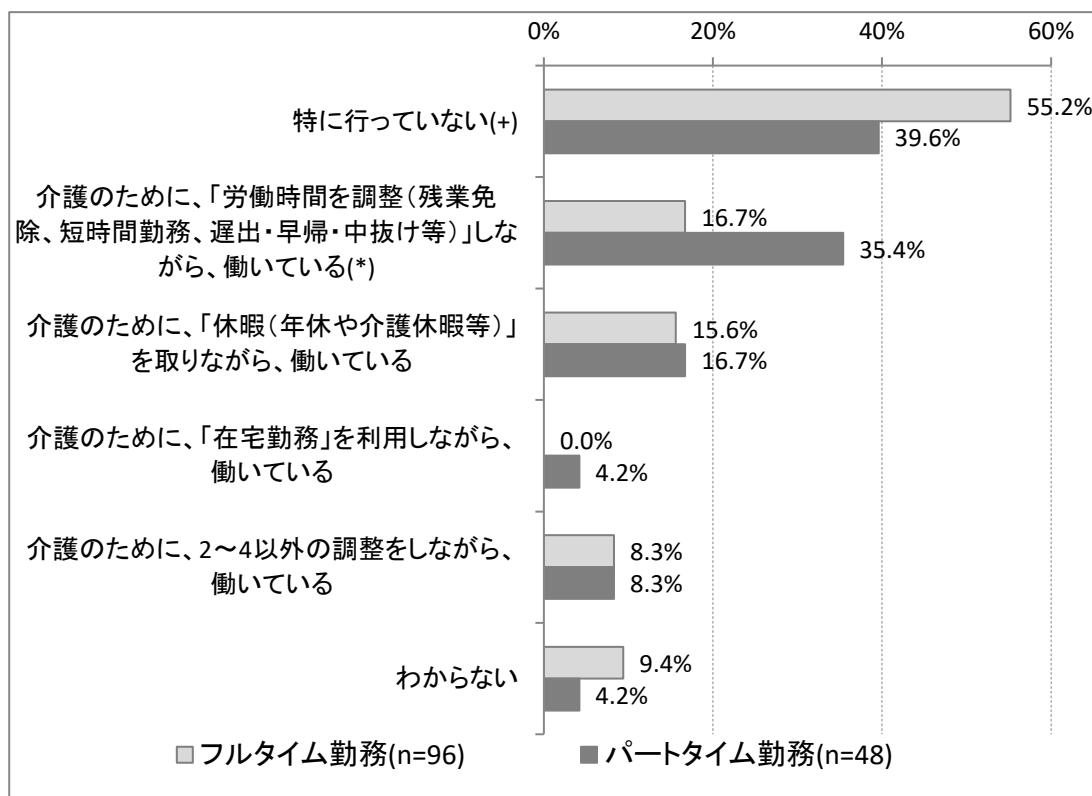
(16) 主な介護者の就労継続見込み

主な介護者の勤務形態では、パートタイム勤務よりもフルタイム勤務の方が『続けていくのは難しい』（「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の合計）と感じる割合が高くなっています。



(17) 主な介護者の介護のための働き方の調整

フルタイム勤務の方が就労継続が難しいと感じている背景には、フルタイム勤務はパートタイム勤務よりも働き方の調整を行っている人が少ない傾向があります。



第3章 計画の基本方向

計画の基本方向

1 基本理念

本市の介護保険事業計画は、2005（平成17）年度に策定した第3期計画策定時から、基本理念に「だれもが安心して、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活できる、やすらぎとぬくもりのある伊予市の実現」を定め、第5期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年度を見据えた、地域包括ケアシステムの構築を目指した取り組みをスタートさせました。第6期計画では、第5期計画で定めた地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを充実させる計画として位置づけ、第7期計画では、本格的に地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを加速化させて、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指してきました。第8期計画では2025（令和7）年にとどまらず、その先の2040（令和22）年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現に向けた一層の取り組み、介護予防・健康づくり施策の充実・推進に取り組んでいく必要があります。

これまで継承してきた基本理念は、この地域共生社会の具体的なイメージを表現していることから、本計画においても引き続き継承し、全ての市民が、“だれもが安心して、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活できる やすらぎとぬくもりのある伊予市”を実感できるよう医療、介護、保健、福祉が連携した、伊予市らしい様々な取り組みを展開します。

基本理念

だれもが安心して、住み慣れた地域で、
健康で生きがいをもって生活できる
やすらぎとぬくもりのある伊予市の実現

2 重点目標

基本理念の実現に向け、次の3つの重点目標を掲げて、施策を展開していきます。

(1) 介護予防・生きがいづくりの推進

高齢になっても自立した生活や様々な活動を継続していくためには、健康寿命を延ばしていく必要があります。そのためには、病気の予防・早期発見・治療とともに加齢による衰えを防ぐための体力づくりや、認知症予防の活動に高齢者が主体的に取り組むことが大切です。

できる限り介護を必要とせず、その人が望む生活を送れるよう、高齢者の自立支援、重度化防止に向けて様々な介護予防事業を展開します。また、趣味やボランティア活動、就労支援などを通して、誰もが生きがいを持って、学び、集い、交流できる活動などを支援します。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進による地域づくり

要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいなどのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の取り組みを深化・推進します。

そのためには、人としての尊厳を保つ認知症支援策の充実、医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備、福祉サービスの充実、住まいに係る施策との連携などのほかに見守り、助け合いの地域づくりが重要となります。高齢者が支えられる側だけでなく、できる範囲で得意分野を活かして支える側になることで、生きがいや健康づくりにもつながり、充実した生活を送ることができます。

それぞれの日常生活圏域の状況に応じた、保健・医療・介護・福祉の専門的サービスと住民主体の支え合いの活動を組み合わせて、地域包括ケアシステムが実現する地域づくりに取り組みます。

(3) 介護保険サービスの基盤整備と適正な運営

必要な人が必要なサービスを利用できるよう、サービス基盤の整備とサービスの質の向上に取り組めます。また、本人の残存能力を維持・改善することで、生活の質（QOL）を高めることができるような自立支援の視点に立ったケアマネジメントを推進します。

あわせて、介護保険制度の持続可能性を確保するために給付費の適正化事業を推進します。

3 計画の施策体系

目 標 重 点	主要施策	事業
1 介護予防・生活支援サービスの推進	介護予防・生活支援サービス事業	●訪問型サービス ●通所型サービス ●介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)
	一般介護予防事業	●介護予防把握事業 ●介護予防普及啓発事業 ●地域介護予防活動支援事業 ●一般介護予防事業評価事業 ●地域リハビリテーション活動支援事業
	高齢者福祉事業	●老人クラブ活動支援 ●シルバー人材センター支援 ●敬老事業 ●ボランティア活動支援
2 地域包括ケアシステムの深化・推進による地域づくり	地域包括支援センターの運営	●総合相談支援事業 ●権利擁護事業 ●包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ●ランチ連絡会 ●地域ケア会議
	在宅医療・介護連携の推進	●地域の医療・介護の資源の把握 ●在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ●切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ●医療・介護関係者の情報共有の支援 ●在宅医療・介護連携に関する相談支援 ●医療・介護関係者の研修 ●地域住民への普及啓発 ●在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
	認知症施策の推進	●認知症初期集中支援チーム ●認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座 ●認知症予防教室 ●認知症地域支援推進員の配置 ●徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業 ●認知症あんしん手帳(認知症ケアパス)
	生活支援サービスの体制整備	●生活支援体制整備事業
	安心・安全のまちづくり	●高齢者見守り員 ●高齢者見守りネットワーク ●緊急通報装置の設置 ●避難行動要支援者避難支援 ●地域公共交通運行等事業 ●消費者被害の防止 ●災害・感染症対策
	高齢者福祉施設等	●養護老人ホーム ●生きがい活動センター ●老人憩の家 ●介護予防三世代交流拠点施設(ふれあい館)
3 介護保険サービスの基盤整備と適正な運営	介護給付費適正化事業	●要介護認定の適正化事業 ●サービスの質の確保・向上 ●給付の適正化
	家族介護支援事業	●家族介護教室 ●家族介護用品支給事業 ●在宅高齢者家族介護手当支給事業
	その他の事業	●高齢者安否確認見守り事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●住宅改修支援事業
	介護保険サービスの基盤整備	●居宅サービス ●施設サービス ●地域密着型サービス

※このページは空白です。

第4章 施策の展開

施策の展開

重点目標 1 介護予防・生きがいの推進

1. 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、一人暮らしや認知症になったとしても、高齢者がいつまでも住み慣れた住まいで暮らし続けることができることを目指す「地域包括ケアシステム」の基本となる事業です。これまでの介護予防の取り組みを充実し、サービス提供を迅速に行い、要介護になりにくい伊予市民を増やす取り組みです。

【介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ】

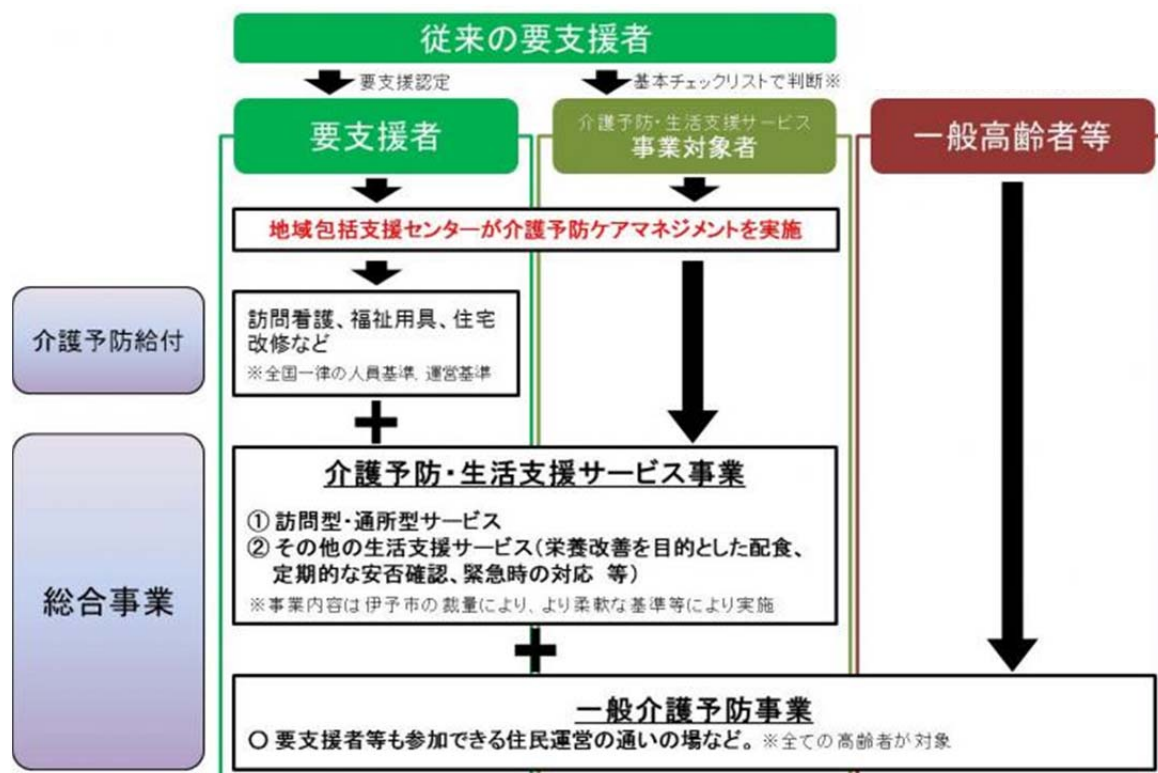
①新規介護（予防）サービス利用

初回は要介護認定申請を行い、認定結果に基づくサービスを受けることができます。その中で、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみで介護予防が実現できる方は、申請と基本チェックリストで、総合事業対象者の認定を受けることができます。

②新規総合事業対象者の認定

新規で総合事業対象者としての認定を受けようとする場合は、要介護認定申請が必要となります。非該当の認定結果の場合、申請と基本チェックリストで該当になれば総合事業対象者認定申請で認定を受けることができます。（2020（令和2）年度現在）

介護保険の基本は日常生活自立のための支援です。伊予市地域包括支援センターでは、一人一人の能力にあった日常生活を送るためのケアプランを立てるために、本人やご家族、サービス提供事業者、医療機関などの関係者と情報共有や意思確認を行いながら「介護予防ケアマネジメント」を実施し、本人の同意を得てサービス提供へつなげます。



※伊予市では、新規に事業対象者の認定を受けようとする場合は、要介護認定申請が必要です。（平成29年4月現在）

(1) 訪問型サービス・通所型サービス・介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

現状と課題

要支援認定を受けている方は、「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」を受けることができます。総合事業対象者の認定を受けた方（要支援認定を受けている方を含む）は、訪問型サービスAや通所型サービスAを利用することができます。

少しの手助けで自立生活が可能になる高齢者の生活を支える事業として、住民同士の支え合いの仕組みの導入を含めて充実が必要です。

介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントは、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用して自立支援につながることを目的としています。利用者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど社会資源の活用も含めて、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていけるようなケアプランの作成が必要です。

【現在実施しているサービス】

事業名		事業の内容
訪問事業	訪問型サービスA	● 身体介護を必要としない、生活援助（清掃、ごみの分別搬出、洗濯、買い物、調理の援助）のみを提供するサービス
通所事業	通所型サービスA	● 入浴、排せつ、食事その他における身体介護を必要としない、日常生活上の支援や運動・レクリエーションなどを提供するサービス
介護予防支援事業 （介護予防ケアマネジメント）		ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント） 1. 介護予防支援計画書（ケアプラン）原案作成 2. サービス担当者会議 3. 利用者への説明・同意 4. ケアプランの確定 5. 利用者及びサービス提供事業者へ提供 6. サービス利用開始 7. モニタリング ・毎月サービス提供状況を確認 ・3か月に1回の訪問面接 ケアマネジメントB（Aの一部を簡略化したケアマネジメント）

【実績】

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
訪問介護 利用件数（件）	1,713	1,770	1,858
訪問型サービスA 利用件数（件）	77	58	13
通所介護 利用件数（件）	2,918	2,861	2,625
通所型サービスA 利用件数（件）	634	623	533
ケアプラン件数	2,745	2,659	2,255

今後の方向性

第1号事業対象者について、要介護認定を受けた後もそれまで受けていた総合事業の補助形式によるサービスの利用が継続できるよう第1号事業の対象者の弾力化を図っていきます。

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、多様な主体が参画し、多様なサービスの充実や地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の目的に沿って、自立支援に資するサービスの提供とケアマネジメントを推進します。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
訪問介護 利用件数(件)	1,800	1,800	1,800
訪問型サービスA 利用件数(件)	70	70	70
通所介護 利用者件数(件)	2,900	2,900	2,900
通所型サービスA 利用件数(件)	650	650	650

2. 一般介護予防事業**(1) 介護予防把握事業****現状と課題**

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、住民全体の介護予防活動につなげることを目的とした事業です。

本人及び家族からの相談や地域住民、医療機関からの情報提供により、対象者を把握し、状況に応じて地域のサロンや体操教室等の通いの場へつなげました。

今後の方向性

引き続き、各関係機関との連携により、閉じこもり等何らかの支援を要する者の把握に努めます。更に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を踏まえ、特定健康診査等担当課と連携し、閉じこもり等何らかの支援を要する者の早期発見及び重症化予防に努めます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
特定健康診査等担当課との連携による把握	5	10	25

(2) 介護予防普及啓発事業

現状と課題

介護予防の基本的な知識について、パンフレット等の作成・配布や介護予防教室等を開催し、普及啓発を行っています。

また、介護予防教室として、認知症予防やフレイル予防、疾病予防等についての健康教室を開催し、教育・相談活動を実施しています。

2019（令和元）年度から2020（令和2）年度にかけては、新型コロナウイルス感染症による影響により教室が開催できなかったことから、実績は減少しています。

市内6法人（2020（令和2）年度7法人）に事業委託し、集会所単位での教室の開催や遠方の利用者には送迎を行うなど、各委託法人で特色のある事業を展開しています。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
長寿介護課	実施回数(回)	4	6	2
	参加人数(人)	117	145	50
地域包括支援センター	実施回数(回)	49	30	20
	参加人数(人)	1,141	830	500
伊予あいじゅ	実施回数(回)	22	20	20
	延べ参加者数(人)	354	300	300
伊予市社協	実施回数(回)	13	12	9
	延べ参加者数(人)	253	167	135
森の園	実施回数(回)	10	9	5
	延べ参加者数(人)	138	153	50
なかやま幸梅園	実施回数(回)	24	24	20
	延べ参加者数(人)	279	259	200
双海夕なぎ荘	実施回数(回)	22	20	19
	延べ参加者数(人)	595	589	400
えひめ認知症 予防クラブ	実施回数(回)			9
	延べ参加者数(人)			180
計	実施回数(回)	144	121	104
	延べ参加者数(人)	2,877	2,443	1,815

今後の方向性

引き続き、地域のニーズに応じた介護予防に関する出前講座を開催し、介護予防の啓発に努めていきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
延べ参加者数(人)	2,500	2,500	2,500

(3) 地域介護予防活動支援事業

現状と課題

住民主体の通いの場の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的として、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援を行っています。

“ふれあい・いきいきサロン事業”では、各地域の集会所等を利用して高齢者に他者との交流やふれあいの場を提供することにより、孤独感や閉じこもりの解消を図り、仲間づくりを推進しています。

また、2018（平成30）年度に市独自の介護予防体操「ミカンまる体操」を制作し、フレイル予防を目的とした新たな通いの場の創出を行っています。

サロン数の大幅な増減は見られませんが、参加者の減少や世話人の不在により運営が難しくなっている地域も出てきており、今後サロン数が減少していく可能性があります。2020（令和2）年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催しなかった時期があったことから、参加者数は減少しています。

【ふれあい・いきいきサロン実績】（伊予市社会福祉協議会委託）

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
伊予地域	実施箇所数（箇所）	46 (新規1、廃止2)	46 (新規1、廃止1)	47
	延べ参加者数（人）	7,901	7,411	5,000
中山地域	実施箇所数（箇所）	12 (新規1、廃止1)	12 (新規1、廃止1)	12
	延べ参加者数（人）	1,423	1,399	1,000
双海地域	実施箇所数（箇所）	11 (廃止3)	13 (新規1、再開1)	11
	延べ参加者数（人）	1,528	1,622	1,000

【新規通いの場の立ち上げ支援実績】

活動支援地区数		2 (坪井地区、平沢地区)	1
---------	--	------------------	---

今後の方向性

身近な地域での交流機会として、サロン活動への支援を積極的に行います。また、地域のニーズを踏まえながら、新たな通いの場の創出を目指し取り組んでいきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
サロン実施箇所数（箇所）	72	73	74
新規通いの場立ち上げ支援地区数 （箇所）	2	2	2

(4) 一般介護予防事業評価事業

介護予防事業の実施状況について、定期的に評価を行う事業です。

今後の方向性

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業**現状と課題**

地域における介護予防の取り組みを機能評価するため、住民主体の通いの場等に対し、介護予防のための評価や助言を行うなどリハビリテーション専門職等の関与を促進しました。

伊予市独自の介護予防体操（ミカンまる体操）を作成し、住民主体の通いの場に向けて理学療法士等を派遣し、体力測定や生活における身体機能の向上が図れるよう助言・指導を行いました。

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症による影響により、地域に向けて積極的に出向くことができず、また講師の派遣が困難な状況もあり、実績が減少しています。

【実績】

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
実施回数（回）	27	47	6
延べ参加者数（人）	568	857	120

今後の方向性

引き続き、住民主体の通いの場等に理学療法士等を派遣し、介護予防に関する技術的助言及び体力測定等を実施します。また、指導を行う中で、要介護状態に移行する可能性の高い者の早期発見に努め、個別支援へとつないでいきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施回数（回）	40	40	40
延べ参加者数（人）	500	500	500

3. 高齢者福祉事業

(1) 老人クラブ活動支援

高齢者の仲間づくりや健康づくり、生きがいくりのため、老人クラブ会員を主体とした介護予防活動、相互支援活動、奉仕活動を推進することにより、クラブ活動の活性化を図り、地域を基盤とする自主的な組織の育成に努めています。

今後も、身近な地域で、高齢者が仲間とともに充実した生活を送れるよう、活動を支援します。

(老人クラブの主な活動)

- ・ 老人クラブの普及、育成及び援助
- ・ 講習会及び講演会の開催
- ・ 体育競技会及びレクリエーションの開催
- ・ 社会奉仕活動
- ・ 県及び市並びに県老人クラブ連合会主催の行事に参加
- ・ 関係機関並びに諸団体との連絡調整
- ・ その他、会の目的達成に必要な事項

現状と課題

高齢者数は増加しているが、会員数が低迷しており、会員増のための取り組みが必要です。

【実績】

	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和 2)年度
クラブ数	62	56	54
会員数(人)	2,786	2,616	2,476

今後の方向性

高齢者の仲間づくりや健康づくり、生きがいくり推進につながる活動であり、継続が必要です。

【目標】

目標	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度	2023(令和 5)年度
クラブ数	55	55	55
老人クラブ会員数(人)	3,000	3,000	3,000

(2) シルバー人材センター支援

伊予市シルバー人材センターにおける高齢者の就業機会確保と福祉の増進を図るため、事業推進に要する経費に対し補助金を交付しています。

引き続き、高齢者の就業機会の拡大に向けた支援を行います。

現状と課題

会員の確保・維持は受注件数及び契約件数の維持と一体であり、就労の機会をどのように確保するかが問題です。

【実績】

各年4月1日現在

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度
会員数(人)	男性	115	120	126
	女性	56	60	56
	合計	171	180	182

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
受注件数(件)	1,297	1,290	1,192
就業実人数(人)	141	136	132
就業延べ人数(人)	15,840	15,630	13,853
契約金額(千円)	73,080	78,411	70,476

【今後の方向性】

働く意欲のある高齢者への労働機会の確保は重要であり、引き続き普及啓発に努めます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
就業延べ人数(人)	16,000	16,000	16,000

(3) 敬老事業

広報区長、広報委員、民生委員、高齢者福祉施設長等の協力により、毎年9月頃に各地域で開催される敬老会を支援しています。

また、数え年で88歳を迎える方には、米寿のお祝いの記念品を進呈し、100歳を迎える方には、長寿のお祝い状と敬老祝金を進呈しています。ご自宅でお元気にお過ごしの方には、市長が直接訪問しお祝いしています。

【現状と課題】

敬老会開催は、自治区が主体となって実施し、市が補助金を交付していますが、地区によっては、金銭的、人的負担が大きいといった問題があります。

【実績】

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
敬老会開催箇所数(箇所)	77	76	-
米寿記念品対象者数(人)	273	296	249
100歳記念品対象者数(人)	18	17	15

※2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため敬老会の開催自粛をお願いしました。

今後の方向性

敬老会実施事業補助金は精査のうえ、事業への効果的な反映を検証する必要があります。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
敬老会開催地区の満75歳以上の祝賀対象者の出席率(%)	50	50	50

(4) ボランティア活動支援

伊予市ボランティアセンターにおいて、傾聴ボランティア講座、ハッピーシニアライフ講座などのボランティア養成講座を開催して生きがいを推進しています。

地域包括ケアシステムでは、高齢者自身も支える側になっていただくことから、誰もが気軽に参加できるボランティア活動参加のきっかけづくりに取り組みます。

現状と課題

ボランティア養成講座受講人数は増加していますが、その後継続して活動される方や、活動の場が少ないのが現状です。

【実績】

目標	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
ボランティア講座の開催(回)	2	1	2
〃 の延べ参加人数(人)	31	26	40

今後の方向性

一人でも多くの方が参加できるような内容の充実を図り、講座終了後、受講生が実際に活動できるような場づくりを行っていきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
ボランティア講座の開催(回)	2	2	2
〃 の延べ参加人数(人)	40	40	40

重点目標2 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

1. 地域包括支援センターの運営

現状と課題

地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターは、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などの各事業を行っています。2018（平成30）年度より地域包括支援センター業務を民間に委託しました。地域や関係機関と連携し、事業を展開しています。

今後の方向性

三職種が中心となり、連携・協働体制を整え、地域包括ケアに向けて円滑に事業が行われるよう支援していきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
伊予市地域包括支援センター 運営協議会開催回数（回）	2	2	2

(1) 総合相談支援事業

現状と課題

介護相談をはじめ権利擁護・虐待などの早期対応を図るための総合相談機関である地域包括支援センターにおいて相談事業を実施するとともに、住民の身近な場所で相談が可能となるよう、市内に相談窓口（ブランチ）を設置し、様々な相談を受け、適切なサービスや機関につなげる等支援を行いました。

【地域包括支援センターとブランチ設置場所】

施設名		担当地域
伊予市地域包括支援センター		伊予市全域
ブランチ	なかやま幸梅園	中山地域
	双海夕なぎ荘	双海地域

【相談内容別実績】

	相談件数（件）		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
相談内容	介護保険その他の保健福祉サービスに関する事 件	包括	882	807	850
		ブランチ	950	668	680
	権利擁護（成年後見 制度等）に関する事 件	包括	36	75	50
		ブランチ	31	2	10
	高齢者虐待に関する 事	包括	19	3	1
		ブランチ	3	0	0

【ブランチ別相談実績】

	相談件数（件）		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
相談内容	虐待相談	なかやま幸梅園	1	0	1
		双海夕なぎ荘	2	0	0
	権利擁護 相談	なかやま幸梅園	17	2	7
		双海夕なぎ荘	14	0	3
	その他	なかやま幸梅園	721	512	520
		双海夕なぎ荘	229	156	160

今後の方向性

地域におけるネットワーク等を活用し、複雑化する相談に対応していけるよう、関係機関との連携強化、相談対応のスキルの向上に努めます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
総合相談件数（件）	2,000	2,000	2,000

(2) 権利擁護事業

現状と課題

高齢者虐待の相談・通報を受けた際は、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに虐待の有無、緊急性の判断について協議・検討を行い、関係機関と連携を図り、迅速且つ適切な対応に努めています。また、認知症等により、判断能力や意思決定能力が低下した高齢者の権利擁護を目的とし、成年後見制度の利用促進に向けた対応に努めています。

虐待に至る背景には、生活困窮、セルフネグレクト等原因が多様化しており、対応する職員の資質の向上や更なる関係機関との連携強化が求められています。

今後の方向性

行政や地域包括支援センター担当職員の研修会等への参加により、虐待防止に関する知識や対応手順等の習得につなげていきます。地域の関係機関や民生委員や高齢者見守り員を対象とした研修会等を開催し、地域のネットワークの構築や関係機関の連携強化につなげていきます。

認知症等により判断能力の低下が認められる高齢者に対し、速やかに成年後見制度につなげられるよう、制度の周知を図る等、高齢者の権利擁護に向けた体制づくりに努めていきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
行政・包括担当者の研修への参加	1	1	1
関係機関や地域住民を対象とした虐待に関する研修の開催	1	1	1
関係機関や地域住民を対象とした成年後見に関する研修の開催	1	1	1

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

現状と課題

月に1回市内主任介護支援専門員による連絡会及び介護支援専門員連絡会を開催し、専門職としてのスキルの向上、社会資源等に関する情報の共有を図るとともに介護支援専門員はもとより、関係機関との連携強化に努めています。

高齢者が住み慣れた地域で最後まで安心して生活を送るために、介護保険サービスのみに頼るのではなく、高齢者自身が持つ能力、家族の支援状況、地域との関わり等、高齢者を取り巻く環境に応じて、適切な支援に結び付けるためには、担当する介護支援専門員はもとより、関係事業者の意識や能力の向上が必要です。また、課題解決に向けた施策の検討や地域住民による助け合い等により、介護保険サービスを含む包括的な支援体制の構築を図っていく必要があります。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
介護支援専門員 連絡会	場所	市役所4階大会議室	市役所4階大会議室	—
	参加人数(人)	103	115	0
	開催回数(回)	3	3	0

今後の方向性

医療・介護をはじめとした関係機関等の連携、地域課題の抽出や課題解決に向けた施策の検討や地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを継続していきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
伊予市主任介護支援専門員打合せ会の開催(回)	12	12	12
伊予市介護支援専門員連絡会の開催(回)	3	3	3
社会資源に関する情報の追加・発信(回数)	1	1	1

(4) ブランチ連絡会

現状と課題

長寿介護課地域包括係、地域包括支援センターとブランチが定期的に連絡会を開催し、実績報告や情報交換、新しい事業等の企画・周知・理解を深める場を設けています。

定期的に連絡会を開催することで、各地域の実状や課題等について情報共有を図っています。また、定期的に認知症カフェを開催する等、地域のニーズに応じた活動につながっています。今後、地域の高齢者が気軽に相談できる窓口として、更に周知を図り、潜在する問題の早期発見につなげていく必要があります。

【実績】

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
ブランチ連絡会 実施回数(回)	4	4	3

今後の方向性

引き続き定期的に連絡会を開催し、地域の実状や課題について情報を共有することで、地域のニーズに応じた活動について検討を図ります。また、地域の高齢者が気軽に相談できる窓口として、地域住民への周知を図り、高齢者を取り巻く問題の早期発見・解決に向け対応を図ります。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
定期的な連絡会の開催回数(回)	4	4	4
気軽に集えるカフェの開催回数(回)	12	12	12

(5) 地域ケア会議

現状と課題

従来の課題解決型の地域ケア個別会議に加え、2019（令和元）年度からは自立支援型の地域ケア個別会議を月に1回定期的に開催しました。課題解決型の地域ケア個別会議については、対応が困難なケースに対し、関係機関や地域の関係者等が集まり、課題解決に向けて、必要時に開催しています。

自立支援型の地域ケア会議は、軽度者を中心とした事例をもとに、薬剤師や理学療法士等の専門職が出席し、自立支援や重度化防止を目的に検討しています。

2020（令和2）年3月には、地域ケア推進会議を開催し、上記地域ケア個別会議において抽出された地域課題について、保健・福祉・医療等の関係者が連携し、情報交換や課題解決に向けた施策立案等について話し合いを行いました。それぞれの地域ケア個別会議を通じ、担当である介護支援専門員が行うケアマネジメントの気づきにつながっています。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
地域ケア個別会議 (課題解決型)	参加人数(人)	16人	39人	25人
	開催回数(回)	2件	5件	3件
地域ケア個別会議 (自立支援型)	参加人数(人)		126人	140人
	開催回数(回)		9回	10回

今後の方向性

課題解決型の地域ケア個別会議については、困難事例等において、課題の解決に向けた検討、役割分担、情報の共有を目的とし、引き続き必要時に開催します。

自立支援型の地域ケア個別会議については、月1回開催し、自立支援や重度化防止に向けたケアマネジメントの普及を図ります。

それぞれの地域ケア個別会議において抽出された地域課題について、地域ケア推進会議の場で関係者間で情報交換を行い、課題解決に向けた検討や施策立案につなげていきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
(自立支援型)地域ケア個別会議の開催(回)	12	12	12
地域ケア推進会議の開催(回)	1	1	1

2. 在宅医療・介護連携の推進

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続していけるように、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的に在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を推進していきます。

（1）地域の医療・介護の資源の把握

現状と課題

地域の医療機関、介護事業所等の情報を把握するため、関係機関へアンケートを実施し、把握した情報のリスト化やマップの作成等について検討し、今後、情報を整理し、周知・広報をしていきます。

今後の方向性

地域の医療機関・介護事業所の情報を把握し、医療・介護関係者間の連携等に活用していきます。

（2）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

現状と課題

医療と介護の関係者等が参画する会を開催し、現状把握や課題の抽出、対応策の検討を行っています。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
伊予地区在宅医療・介護連携推進事業検討会	開催回数(回)	3	3	2
在宅医療・介護連携推進事業講演会	参加人数(人)		62	30
	開催回数(回)	1	1	1
伊予市保健福祉医療連絡会	開催回数(回)	1	1	1

今後の方向性

地域ケア会議や専門部会等から現状の把握に努め、課題抽出や課題についての検討がされるよう会議を開催していきます。

【目標】

目標		2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
伊予市保健福祉医療連絡会	開催回数(回)	1	1	1

(3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

現状と課題

地域医療・在宅介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供できる体制の構築を推進していきます。

今後の方向性

多職種間の連携が強化されるよう、専門部会を継続して開催し、医療・介護の提供体制の整備を図っていきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
専門部会回数(回)	2	2	2

(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

松山構想区域地域医療構想調整会議に「地域包括ケア推進部会」を設置し、病院職員と介護支援専門員の連携を促進するため、松山圏域6市町で「松山圏域における入・退院時の支援ルール」を策定し、連携が図れる体制としました。また情報共有ツールとして「伊予市医療連携シート」を作成し、医療・介護関係者の情報共有支援を図っています。

現状と課題

新たな連携のツール等の活用について見直し・検討を行い、より連携が図れるよう、継続した支援を行っていきます。

今後の方向性

連携シートの活用を浸透させ、より連携が促進されるような体制づくりを推進していきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
松山圏域地域包括ケア推進会議(回)	2	2	2

(5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援**現状と課題**

医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置した相談窓口を設置し、在宅における医療と介護が適切に行われるよう支援します。

今後の方向性

地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応し在宅医療と介護が適切に行われるよう支援していきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
相談件数(件)	5	5	5

(6) 医療・介護関係者の研修**現状と課題**

医療・介護関係者で研修会やグループワークを通じて多職種の連携を図ります。
多職種や関係事業所間での連携や情報交換等行えるような機会を設けていきます。

今後の方向性

多職種間での地域における在宅医療や介護に関する研修会を行い、連携を推進していきます。

(7) 地域住民への普及啓発**現状と課題**

地域住民を対象とした講演会等の開催や、在宅医療介護サービスに関するチラシ、パンフレット等により普及啓発を行い、在宅医療・介護連携の理解を促進していきます。

今後の方向性

在宅医療介護サービスに関し、一人でも多くの住民の方に理解が得られるよう普及啓発の充実を図ります。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
在宅医療・介護連携推進事業講演会開催回数(回)	1	1	1

(8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携**現状と課題**

近隣市町で伊予地区在宅医療・介護連携推進事業検討会を設置し、在宅医療・介護連携推進事業について、課題解決に向けて具体的な取り組み等について検討を行う等継続して実施していきます。また、松山圏域においても松山圏域地域包括ケア推進会議にて連携を図り、協議・検討していきます。

今後の方向性

伊予地区検討会や松山圏域地域包括ケア推進会議等を通して連携強化が図れるよう継続開催していきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
伊予地区在宅医療・介護連携推進事業検討会 開催回数(回)	3	3	3

3. 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加への取り組みとして、国では「認知症施策推進大綱」を定めています。本市では、国の「認知症施策推進大綱」における基本的な考え方を前提として、認知症施策の推進に取り組みます。

【認知症施策推進大綱 基本的考え方】（抜粋）

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。

こうした基本的な考え方の下

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

の5つの柱に沿って施策を推進する。その際、これらの施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本とする。

(1) 認知症初期集中支援チーム

現状と課題

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる『認知症初期集中支援チーム』を2017（平成29）年に配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

2020（令和2）年時点で支援チームのメンバーは、専門医1名、保健師2名、主任介護支援専門員1名の計4名で構成しています。

認知症初期集中支援チームとしての活動実績は少ない状況です。その要因として、支援対象者をスクリーニングするシステムが十分でなく支援対象者を拾い上げられていない、多くの手続きを踏む支援方法であるため支援チームの活動に乗りにくい状況などが挙げられます。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
個別支援件数	訪問実人数（人）	0	1	2
	訪問延べ件数（件）	0	7	10
検討委員会の開催（回）		1	1	1

今後の方向性

各関係機関と連携しながら、認知症が疑われる方の把握に努めます。特に、早期発見や対応の遅れから、認知症の症状が進行することもあるため、早期に相談し、支援につながる環境を整備します。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
個別支援件数（訪問実人数）	3	4	5
検討委員会の開催（回）	1	1	1

(2) 認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座

現状と課題

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

また、本市では認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイト登録者が131人、養成した認知症サポーターの累計人数は2,266人となっています。（全国キャラバン・メイト連絡協議会資料：2020（令和2）年6月末現在）

開催回数及び受講者数の目標値は達成しています。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
養成講座開催回数（回）	目標	1	2	2
	実績	7	5	3
延べ受講者数（人）	目標	30	60	60
	実績	222	207	60

今後の方向性

引き続き、認知症サポーター養成講座の開催を行います。特に、学校や企業などを対象とした講座の開催や、地域包括支援センターと連携し、認知症徘徊模擬訓練を様々な地域で開催することを目指し取り組みます。

また、認知症サポーターがさらなるステップアップを図るため、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、その受講者を中心とした認知症の人のニーズを踏まえ適切な支援へとつなげる仕組み“チームオレンジ”の構築を行うなど、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
養成講座開催回数（回）	5	5	5
延べ受講者数（人）	100	100	100
認知症サポーターステップアップ講座の開催（回）	1	1	1

(3) 認知症予防教室**現状と課題**

市民の認知症に対する関心を高め、理解を深める機会として、認知症セミナー及び認知症フォーラムを開催しました。

2019（令和元）年度の認知症セミナーでは3回開催し、145人の参加があり、フォーラムでは130人の参加があったことから、市民の認知症に関する関心の高さがうかがえます。

【実績】**<認知症セミナー>**

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
開催回数(回)	3	3	3
延べ参加者数(人)	149	145	90

<認知症フォーラム>

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
開催回数(回)	1	1	
延べ参加者数(人)	70	130	

今後の方向性

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、認知症予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への備えとして、引き続き事業に取り組んでいきます。

【目標】**<認知症セミナー>**

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
開催回数(回)	3	3	3
延べ参加者数(人)	100	100	100

(4) 認知症初期症状スクリーニングシステム運用

現状と課題

2014（平成26）年より家族や本人が、パソコンや携帯電話を利用して簡単に認知症の初期症状のチェックが行える認知症初期症状スクリーニングシステムを開設して、認知症に対して不安を抱えている方々の初期相談や早期受診を促してきました。アクセス件数は減少しており、2019（令和元）年の1日あたりのアクセス数は、家族・介護者向けが約2.7件、本人向けが約2.3件と少ない状況でした。また、近年様々な認知症チェックサイトが出てきていることから、2020（令和2）年度より運用を中止しました。

【実績】

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
これって認知症？（家族・介護者向け）延べアクセス数（件）	1,698	976	
わたしも認知症？（本人向け）延べアクセス数（件）	1,394	854	

(5) 認知症地域支援推進員の配置

現状と課題

認知症の人が地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要です。そのため、認知症地域支援推進員を配置し、支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行っています。

また、認知症疾患医療センターとの連絡会等により情報共有や連携を図っています。

2020（令和2）年4月時点で長寿介護課地域包括担当保健師2人、主任介護支援専門員1人の3人を認知症地域支援推進員として配置しています。

認知症の人やその家族が地域の人や専門職と気軽に話や相談が出来る場、介護に関する情報交換や相談を行う場「認知症カフェ」として、地域包括支援センターが行う「カフェーイーよ」、なかやま幸梅園が行う「あったカフェ」などへの運営支援を行っています。

今後の方向性

引き続き、関係機関との連携体制の構築並びに認知症の人やその家族の相談支援を行います。また、認知症の人が「生きがい」をもった生活や介護予防につながるよう、社会参加活動の推進のための体制整備を目指し、取り組んでいきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
認知症カフェの開催（箇所）	2	2	2
社会参加活動の場の設置（箇所）	1	1	1

（６）徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業

徘徊のため行方が分からなくなった高齢者の方を警察署や行政、郵便局、福祉関係機関、交通機関等や地域の人々の協力により、できるだけ早くご家族の元へ安全にお返しするためのネットワークです。伊予市社会福祉協議会の事業として実施しています。

協力者の拡大を進めて、認知症高齢者の安全確保に努めます。

（７）認知症あんしん手帳（認知症ケアパス）

現状と課題

認知症の方の状態に応じて、いつ、どこで、どの様な医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等を、認知症の人やその家族に提示できる認知症ケアパスとして、「認知症あんしん手帳」を作成しました。

認知症相談として市役所窓口に来所された家族等に「認知症あんしん手帳」を配布し相談支援するとともに、伊予市ホームページに掲載し周知を行っています。

認知症相談時に認知症ケアパスを十分に有効活用するため、より実用性のある内容に見直す必要があります。

今後の方向性

より実用性のある内容に見直し、必要に応じて内容を更新し、認知症にかかわる最新の情報が得られるよう努めます。



4. 生活支援サービスの体制整備

(1) 生活支援体制整備事業

現状と課題

生活支援体制整備事業は、医療・介護サービスの提供のみならず、生活支援を担う多様な主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としています。

生活支援体制の整備を推進するための協議の場として、市全域を対象として協議する第1層協議体を1カ所設置し、地区公民館の所管区域（郡中・大平・中村・上野・中山・双海）に第2層協議体として6カ所設置しました。

また、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進するため、地域におけるコーディネート機能を適切に担うことができる生活支援コーディネーターとして、2020（令和2）年時点で長寿介護課保健師1名を配置しています。

新たな通いの場の創出や認知症の取り組み、生活支援等サービスの創出、防災や地域食堂等の検討を行っており、各地域で多様なテーマで話し合いが進んでいます。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
<第1層協議体実績>				
市全域	開催回数(回)	1	3	3
	延べ参加者数(人)	11	50	50
<第2層協議体実績>				
郡中	開催回数(回)	9	6	5
	延べ参加者数(人)	50	93	50
大平	開催回数(回)	4	3	3
	延べ参加者数(人)	47	58	60
中村	開催回数(回)	5	3	3
	延べ参加者数(人)	167	83	60
上野	開催回数(回)	11	7	4
	延べ参加者数(人)	121	123	80
中山	開催回数(回)	7	13	9
	延べ参加者数(人)	109	212	135
双海	開催回数(回)	12	11	6
	延べ参加者数(人)	118	112	60

今後の方向性

生活支援コーディネーターとしての役割として、更なる地域の支え合い体制や資源の発掘・創出を行うなどの活動を進めていきます。

また、生活支援サービスや移動支援サービスの創出を目指し、地域の多様な主体や関係機関と協力し、取り組んでいきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
協議体の定期的な開催（箇所）	7	7	7
生活支援サービスや通いの場の創出	1 地区	2 地区	3 地区

5. 安心・安全のまちづくり

(1) 高齢者見守り員

約90人の高齢者見守り員が、市内に住む65歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、定期的に訪問し、安否確認を行うことにより不測の事故防止に努めています。

一人暮らし高齢者の増加が予想されることから、今後も見守りの体制を継続します。

現状と課題

任期途中で見守り員が交代する地域が見られるなど、支え手不足が懸念されます。

【実績】

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
見守り員登録人数(人)	93	93	93
訪問対象者数(人)	637	621	599

今後の方向性

独居老人の不安解消につながるため、地域の支え合い活動として継続する必要があります。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
見守り員訪問対象者数(人)	680	680	680

(2) 高齢者見守りネットワーク

市内で営業などを行っている事業所と協定を締結し、各事業所のお客様である高齢者の方に異変があった場合や、営業活動中に異変を発見した場合などに、迅速に通報等を行っていただく体制を整備しています。

協力事業所を拡大し、地域全体での見守り体制を構築します。

【協定締結事業所】

2019(平成31)年3月15日現在

協力事業者(50音順)	主な事務所・支店
株式会社伊予銀行	郡中支店、中山支店、上灘支店
株式会社Aコープ西日本	愛媛エリア事務所
株式会社愛媛銀行	郡中支店
愛媛信用金庫	郡中支店、港南支店
えひめ中央農業協同組合	伊予中央支所、ルミエール伊予、南山崎出張所、南伊予支所、中山支所、上灘支所、下灘出張所
株式会社クロスサービス	配食センター
生活協同組合コープえひめ	松山西支所
四国アルフレッサ株式会社	松山第一支店
株式会社セブンスター	
社会福祉法人中山梅寿会	なかやま幸梅園ほか
布亀株式会社	
株式会社フジ	伊予店

（３）緊急通報装置の設置

電話回線を利用した緊急通報装置を貸出しています。万が一の時にボタンを押すことによって通報でき、また、月に１～２回の「お元気コール」で安否確認を行います。

定期的な安否確認により、高齢者自身の安心にもつながるため、継続して事業を実施し、対象者の把握に努めます。

現状と課題

装置の必要性を理解してもらうのが困難なケースが見受けられます。

【実績】

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
設置人数(人)	121	103	94

今後の方向性

独居高齢者等の見守り体制確保のため、緊急時の連絡体制確保は重要と考えます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
通報件数のうち、実際に出動した件数(件)	30	30	30

（４）避難行動要支援者避難支援

「伊予市避難行動要支援者避難支援全体計画」を策定し、危機管理課と市民福祉部で、避難行動要支援者避難支援班を編成し、平常時には、避難行動要支援者情報の収集・共有・更新、事業の啓発と情報共有のための支援、支援体制の整備を行い、災害時には、必要に応じて災害対策本部を設置し、伊予市地域防災計画及び伊予市職員災害時配備計画に基づき編成される避難班により、避難所開設、避難住民及び避難行動要支援者支援、応急支援物資供給などに関する業務を開始することとしています。

災害時の避難において、支援の必要な人に適切な対応ができるよう要支援者情報の情報把握と支援体制の整備を進めます。

現状と課題

市内の避難行動要支援者数約4,800人に対し、災害時に的確な避難支援が行えるよう予め必要な情報を避難支援者等に提供することに同意し、個別計画を作成した人数は800人ほどにとどまっています。

今後の方向性

大規模災害等の発生に備え、各関係機関、地域住民との連携のもと、被害を最小限に留めるため支援体制整備を継続する必要があります。

（５）地域公共交通運行等事業

日常生活における地域内移動手段として、中山・双海地域にデマンドタクシー、伊予地域にコミュニティバスを導入しています。これらは鉄道駅、公共施設、医療機関、商店、金融機関（ＡＴＭ）等を結び運行するなど、高齢者が自立した生活の維持に活用できるよう配慮しています。

現状と課題

コミュニティバスについては、これまでの実績を踏まえたうえで、路線、停留所、便数などを見直し、2020（令和２）年４月から再編運行を開始しました。路線や停留所ごとの利用状況、また利用者の皆様の声を的確に捉えながら、より効果的・効率的な運行を目指します。

一方、デマンドタクシーについては、地域の生活交通手段の一つとして定着はしていますが、導入地域の過疎化・高齢化の進行に伴い、利用者数が減少傾向にあり、一層の利用促進に努める必要があります。

【実績】

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
利用人数（人）	14,593	15,377	15,000

今後の方向性

地域公共交通の拡充は、高齢化・過疎化が進む地域の中で高齢者が自立して生活するために不可欠なものです。多額の経費が必要であることから、今後の継続性を確保する方法を模索する必要があります。

（６）消費者被害の防止

市消費者相談窓口のほか民生児童委員や老人クラブ、いきいきサロン、市広報などを通じ、消費者である高齢者への相談対応、啓発活動を実施しています。

悪質商法や振り込め詐欺など高齢者を狙う事案は後を絶たず、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦、認知症患者が増加するなかで更なる地域での見守りや声掛けが必要です。

高齢者の消費者被害を未然に防ぐための情報提供、啓発を進めます。

現状と課題

高齢者の相談件数は増加傾向にあり、被害金額の高額化、被害の長期化・深刻化が懸念されます。

【実績】

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
65歳以上が相談件数に占める割合（％）	19	28	20

今後の方向性

消費者被害にあった際の相談先が高齢者に知られていない現状も見受けられ一層の啓発活動を続ける必要があります。

(7) 災害・感染症対策

近年の大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、以下の取り組みを進めます。

- 在宅医療・介護連携会議を通じて、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施についての検討を行います
- 庁内の関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。
- 愛媛県、近隣市町、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築を検討します。
- また、災害・感染症対策としても有効な、諸手続きのオンライン化の推進とともにオンライン会議が実施できる環境整備を進めます。

6. 高齢者福祉施設等

高齢者福祉増進施設（ふれあいプラザ）、デイサービスセンター、三世代交流拠点施設（ふれあい館）は、健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践を目的に、市内の高齢者の健康増進及び介護予防の支援を行うための施設として、管理運営を指定管理者に委託し、供用してきました。これらの施設が2019（令和元）年度末に指定管理期間が終了することを踏まえ、施設の役割や配置、施設の利用状況などを改めて見直し、整理、集約化を図ることにより、効率的で効果的な施設運営を目指し、伊予市高齢者福祉施設再編方針を策定し、再編を進めることとなりました。

伊予市高齢者福祉施設再編方針は、高齢者福祉施設の役割や配置などを改めて見直し、高齢になっても自立した生活を送ることができる社会の実現に向け、より効果的な施設運用の方針を示すものです。

『伊予市高齢者福祉施設再編方針』

- 高齢者福祉増進施設（ふれあいプラザ）は、介護予防拠点施設として運営してきましたが、利用状況に変化が見られないことから、高齢者福祉施設再編方針に基づき、佐礼谷ふれあいプラザは2018（平成30）年度をもって廃止、唐川ふれあいプラザについては2019（令和元）年度末をもって廃止としました。
- デイサービスセンター事業は、民間で安定したサービスの提供が可能となり、社会資源が充足したことから、2019（令和元）年度末をもって終了することとしました。
- 高齢者共同住居については、入居者が各々の状況に応じた適切な施設等に入所し、その後入所希望者がいないことから廃止2019（令和元）年度末をもって廃止としました。

（１）養護老人ホーム

身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的な理由で、居宅において養護を受けることが困難な方を養護するための施設です。市が入所判定をし、必要に応じて措置しています。今後も現状と同程度の措置者を見込んでいます。

現状と課題

生活環境や経済的に困窮した高齢者の受け入れ施設として必要な役割を担っています。江南荘については施設の老朽化が問題であり、今後の方向性を検討中です。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
江南荘	所在地	松山市	松山市	松山市
	本市からの 措置者数（人）	12	9	9
和楽園	所在地	松前町	松前町	松前町
	本市からの 措置者数（人）	18	16	14

今後の方向性

経済的・環境的に在宅生活の継続が困難な高齢者にとって必要な事業であり、継続が望ましいです。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
入所措置者数(人)	25	25	25

(2) 生きがい活動センター

高齢者福祉施設再編方針に基づき、「ぐんちゅうふれあい館」「デイサービスセンターじゅらく」は「じゅらく生きがい活動センター」、「上灘老人憩の家」は「双海生きがい活動センター」、「中山老人憩の家」は「中山生きがい活動センター」として再編しました。介護保険によらない通所サービスや、介護予防に役立つ手芸やレクリエーション、看護師による運動や体操等を行っています。

現状と課題

今後、地域で見守る必要のある高齢者の増加が予想されることから健康寿命を延ばす取り組みが必要となります。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
じゅらく生きがい活動センター	開館日数			210
	利用者数			15,000
	1日当たり平均利用者数			71
双海生きがい活動センター	開館日数			210
	利用者数			3,300
	1日当たり平均利用者数			16
中山生きがい活動センター	開館日数			147
	利用者数			1,600
	1日当たり平均利用者数			11

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館期間あり。中山生きがい活動センターは9月1日より運営開始。

今後の方向性

伊予市の特性に応じた介護予防事業や保健事業等を一体的に提供することを目指し、併せて高齢者の交流・憩の場を提供するための施設として管理・運営を行っていきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
じゅらく生きがい活動センター 1日平均利用人数(人)	100	100	100
双海生きがい活動センター 1日平均利用人数(人)	20	20	20
中山生きがい活動センター 1日平均利用人数(人)	20	20	20

(3) 老人憩の家

高齢者の健康増進と教養向上を図るための施設です。現在は、伊予市社会福祉協議会が指定管理者として「下灘老人憩の家」を管理運営しています。

現状と課題

高齢者福祉施設再編方針に沿って、「中山老人憩の家」と「上灘老人憩の家」については、介護予防拠点施設として方向転換をしました。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
中山老人憩の家	開館日数	211	218	
	利用者数	2,196	2,079	
	1日当たり平均利用者数	10.4	9.5	
上灘老人憩の家	開館日数	272	235	
	利用者数	5,841	4,450	
	1日当たり平均利用者数	21.5	18.9	
下灘老人憩の家	開館日数	307	309	120
	利用者数	3,497	3,432	1,600
	1日当たり平均利用者数	11.4	11.1	13

※2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館期間あり。

今後の方向性

「下灘老人憩の家」については、地域性を配慮し、継続することとしましたが、今後も利用状況を確認し方向性を見極める必要があります。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
下灘老人憩の家1日平均利用人数(人)	20	20	20

(4) 介護予防三世代交流拠点施設（ふれあい館）

高齢者の健康増進や介護予防へつなげるため、青少年、壮年と三世代にわたる交流により地域コミュニティの進展を図ることを目的とした施設です。高齢者福祉施設再編方針に基づき、施設の位置づけを見直し、現在は、施設を運営するための地元運営協議会がそれぞれ指定管理者として管理運営しています。

現状と課題

永木ふれあい館については、利用者が低迷していることから地元住民に現状を説明の上、2019（令和元）年度末をもって終了しました。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
上吾川 ふれあい館	開館日数	268	259	200
	利用者数	5,641	5,750	4,000
	1日当たり平均 利用者数	21.0	22.2	20
永木 ふれあい館	開館日数	247	228	
	利用者数	646	710	
	1日当たり平均 利用者数	2.6	3.1	
みたに ふれあい館	開館日数	336	302	200
	利用者数	6,027	5,387	3,700
	1日当たり平均 利用者数	17.9	17.8	19
ぐんちゅう ふれあい館	開館日数	290	264	
	利用者数	21,894	20,192	
	1日当たり平均 利用者数	75.4	76.5	
唐川 ふれあい館	開館日数			180
	利用者数			1,620
	1日当たり平均 利用者数			9

※2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館期間あり。

今後の方向性

高齢者施設再編方針に基づき、唐川プラザを2020（令和2）年度から三世代交流拠点施設と位置づけ、地元で組織する運営協議会による管理運営で地域コミュニティの活性化を支援します。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
みたに、上吾川、唐川ふれあい館の1日の平均利用人数	20	20	20

重点目標3 介護保険サービスの基盤整備と適正な運営

1. 介護給付費適正化事業

(1) 介護給付適正化の計画的な推進

団塊の世代の高齢化に伴い、要介護認定者数や介護サービス利用者が増加傾向にあり、それに伴って介護サービス給付費の増加が見込まれています。このため、安定した介護保険サービスを継続的に提供していくためには、サービス利用対象者一人一人に必要なサービス内容を、適切な量で提供していくことが求められています。

伊予市では目標を設定して、愛媛県及び愛媛県国民健康保険団体連合会等と連携して次の取り組みを実施することにより、介護給付適正化の推進を図ります。

取組方針

①介護認定の適正化

全ての認定調査について、誤った定義に基づいて認定調査が行われていないか、点検を行います。

愛媛県が開催する研修会に参加し、要介護認定の平準化と調査員及び認定審査会委員の資質向上を図ります。

②ケアプラン点検

ケアプランの記載内容について確認し、介護保険の基本理念である自立支援に則した内容となっているか、課題の抽出や目標の設定は適切かどうか、過剰なサービス提供となっていないか等確認し、個々に意見をまとめ担当の介護支援専門員へ助言・指導を行っていきます。

③住宅改修等の点検

住宅改修の点検については、施工前に訪問調査又は写真等により受給者宅の実態確認及び改修費が適正かどうか確認を行い、また、施工後は訪問調査又は写真等により施工状況の確認を行います。

福祉用具購入・貸与調査については、利用者宅の訪問による実態調査や介護支援専門員への聞き取り等により、必要性や利用状況等を確認します。

④縦覧点検・医療情報との突合

給付日数や提供された介護サービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求をなくすよう努めます。

国保連に委託できない帳票（6帳票）について、市職員による点検を行い、早期に請求内容の誤り等の発見につなげます。

⑤介護給付費通知

受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を目指します。

実績と目標

取り組み	現状	目標		
	2019(令和元)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
全ての認定調査の事後点検(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
ケアプランの点検(件)	211	300	300	300
住宅改修の点検(訪問調査)(件)	3	10	10	10
福祉用具購入・貸与調査(件)	60	60	60	60
縦覧点検・医療情報との突合(回/年)	12	12	12	12
国保連に委託できない縦覧点検帳票の点検(帳票)	2	6	6	6
介護給付費通知の送付(回/年)	2	2	2	2

(2) サービスの質の確保・向上

①サービス提供事業者の情報開示の促進

住民に対して、サービス事業者の提供するサービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられています。

都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネット等で公表しています。また、サービス情報のうち確認が必要なものは、都道府県が調査を行い、報告内容を確認したうえで公表しています。

主体である県、その他関係機関との連携強化を図り、国の介護サービス情報公表システムを活用してサービス提供事業者の情報開示を促進します。

②サービス事業者の質的向上の促進

サービス事業所の従事者は、介護技術の向上や、そのために必要な新しい知識の習得に常に努める必要があります。施設職員や介護支援専門員の「更新時研修」を始めとする従事者研修への参加などにより、質的向上の促進を図ります。

③介護職員の確保・育成・定着の促進

介護現場における介護ロボット導入、AI ケアプラン作成支援、文書負担軽減などの介護現場の業務効率化の推進に資する情報提供を行います。また、県と連携して福祉人材の確保・定着を促進するための取り組みを進めます。

④情報提供・相談・苦情処理体制の強化

住民の介護保険制度への周知を図るため、広報紙やリーフレットなどの作成、各種教室等における説明などに努めます。

また、住民がより円滑に、よりよいサービスを利用することができるよう、介護保険に関する全般の相談窓口の充実と苦情処理体制強化について、各種関係機関と連携を図りつつ実施します。

現状と課題

住民への最新の介護保険制度の情報提供を行っています。また、サービス事業者等との情報共有や連携を進め、資質向上を図っています。

今後の方向性

引き続き、サービス提供事業者の情報開示や資質向上を促進するため、情報連携を図っていきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
介護支援専門員連絡会(回)	3	3	3

⑤要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築

医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することを目指します。そのために、国で示すリハビリテーション指標を参考に目標を設定して取り組みます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
理学療法士の従事者数(人)	5	5	5
作業療法士の従事者数(人)	8	8	8
リハビリテーションマネジメント 加算Ⅱ以上の算定者数(延べ人数)	500	525	550

2. 家族介護支援事業

(1) 家族介護教室

現状と課題

高齢者を介護している家族やボランティア等に対し、介護方法や介護予防及び介護者の健康づくりについての知識並びに技術を習得してもらう教室を開催することにより、在宅福祉の向上及び介護予防に努めています。家族介護教室事業については、地域包括支援センター及び社会福祉法人3法人（2020（令和2）年度2法人）に委託し実施しています。

家族介護者等のニーズは多様化してきており、参加者は減少傾向にあります。家族介護教室の参加によって、介護技術の習得並びに介護者自身の健康づくり、介護者同士の交流など、介護者のリフレッシュの機会や情報交換の場となることから、必要としている介護者を教室へつなぐ必要があります。

【実績】

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
＜伊予市地域包括支援センター＞			
開催回数（回）	11	11	9
延べ参加者数（人）	143	196	130
＜伊予あいじゅ＞			
開催回数（回）	2	1	
延べ参加者数（人）	50	20	
＜なかやま幸梅園＞			
開催回数（回）	12	11	9
延べ参加者数（人）	162	199	130
＜双海夕なぎ荘＞			
開催回数（回）	3	3	2
延べ参加者数（人）	21	23	15

今後の方向性

引き続き、家族介護者向けの教室を開催するとともに、家族介護者のニーズの多様化を踏まえ、より個別支援を重視した介護者支援に取り組みます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
開催回数（回）	25	25	25
延べ参加者数（人）	400	400	400

(2) 家族介護用品支給事業

市民税非課税世帯で要介護5の高齢者等を在宅で常時介護している者に対し、介護用品（紙おむつ・尿とりパット）を支給することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続及び向上を図っています。

現状と課題

2019（令和元）年度より支給対象要件が変更となり、支給実績も減少となりました。

【実績】

		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度 (見込み)
対象者数（人）	伊予地区	23	9	7
	中山地区	0	0	0
	双海地区	7	3	1

今後の方向性

国の動向に沿って見直しを図っていきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
介護用品支給人数（人）	8	5	5

(3) 在宅高齢者家族介護手当支給事業**現状と課題**

市民税非課税世帯で要介護4又は5の65歳以上の高齢者を在宅で常時介護している者かつ介護サービスを受けていない期間が継続して1年間あること、介護者及び要介護者に滞納がないことを要件とし、介護手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図り、在宅生活における福祉の増進・支援に努めています。（支給額：5,000円／月）

介護手当の支給要件の該当者がありませんでした。

今後の方向性

国の動向に沿って見直しを図っていきます。

【目標】

目標	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
手当支給人数（人）	1	1	1

3. その他の事業

(1) 高齢者安否確認見守り事業

訪問による定期的な食事（弁当）の提供により、高齢者の安否確認を行い、異常を確認した場合には、関係機関へ通報する委託事業を実施しています。

引き続き事業を実施することで、一人暮らし高齢者等の見守りを行います。

（対象者）

- ・ 65 歳以上の一人暮らしの高齢者で、身体的虚弱等のため見守りが必要と認められる者
- ・ 65 歳以上の高齢者のみで構成する世帯の世帯主又は世帯員で、当該世帯主又は世帯員のいずれかについて要支援・要介護状態である者
- ・ 世帯主又は世帯員が障害や疾病、その他やむを得ない理由により見守りが必要と判断される者等

現状と課題

高齢者の社会的孤立の解消や見守り等が行われました。

【実績】

		2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和 2)年度 (見込み)
伊予地区	延べ利用者数（人）	531	504	494
	延べ利用回数（回）	11,452	11,216	11,148
中山地区	延べ利用者数（人）	139	133	104
	延べ利用回数（回）	1,780	1,504	1,128
双海地区	延べ利用者数（人）	123	136	196
	延べ利用回数（回）	2,130	1,832	2,650

今後の方向性

高齢者の安心した生活に繋がるため、継続して実施していきます。今後、他の見守りに関するサービスもあることから、見直しの検討をする必要があります。

【目標】

目標	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度	2023(令和 5)年度
利用延べ人数（人）	750	750	750
見守り回数（回）	15,000	15,000	15,000

(2) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者（要支援者）の福祉の増進を図るため、市長が家庭裁判所に対して行う成年後見、保佐又は補助の開始審判の請求（市長申立）による支援を行っています。

引き続き事業を実施することで、認知症高齢者等の権利擁護に努めます。

【実績】

	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和 2)年度 (見込み)
成年後見（人）	0	0	1
保 佐（人）	0	0	0
補 助（人）	0	0	0

(3) 住宅改修支援事業

居宅サービスを利用していない（居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていない）認定者が住宅改修を行うために居宅介護支援事業者等が理由書を書いた場合は、介護報酬の支給対象とならないため、手数料（2,000 円）を支給しています。

引き続き事業を実施することで、在宅で生活する要介護認定者等の支援を行います。

現状と課題

住宅改修後の他のサービス利用の有無の確認が速やかに実施できるよう事務作業の改善に努めました。

【実績】

	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和 2)年度 (見込み)
支援件数（件）	15	14	15

今後の方向性

本事業の対象者は、住環境の整備により、他の介護サービスを利用しないで在宅生活の継続が可能であり、介護給付費適正化の観点から、継続していく必要があります。

【目標】

目 標	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度	2023(令和 5)年度
住宅改修支援件数	15	15	15

4. 介護保険サービスの基盤整備

サービス基盤整備については、2040(令和22)年を見据え、人口推計等から導いた介護需要度を踏まえ、特別養護老人ホーム50床、認知症対応型共同生活介護2ユニットの整備を行います。

(1) 居宅サービスの見込み

①訪問介護

訪問介護は、介護福祉士、ホームヘルパー等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介護や、家事その他の日常生活の必要な世話をを行います。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
訪問介護	延べ回数(回)	110,069	109,638	99,392	101,292
	延べ人数(人)	3,840	3,852	3,636	3,696

②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
訪問入浴介護	延べ回数(回)	764	764	684	684
	延べ人数(人)	132	132	120	120
介護予防 訪問入浴介護	延べ回数(回)	12	12	12	12
	延べ人数(人)	12	12	12	12

③訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
訪問看護	延べ回数(回)	28,822	28,871	27,152	27,727
	延べ人数(人)	2,412	2,412	2,256	2,304
介護予防訪問看護	延べ回数(回)	9,204	9,355	9,468	9,619
	延べ人数(人)	828	840	852	864

④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
訪問 リハビリテーション	延べ回数(回)	220	220	220	220
	延べ人数(人)	24	24	24	24
介護予防訪問 リハビリテーション	延べ回数(回)	278	278	278	278
	延べ人数(人)	24	24	24	24

⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
居宅療養管理指導	延べ人数(人)	3,024	3,000	2,760	2,796
介護予防 居宅療養管理指導	延べ人数(人)	132	132	144	144

⑥通所介護

デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
通所介護	延べ回数(回)	60,409	59,986	57,988	58,790
	延べ人数(人)	5,388	5,352	5,172	5,244

⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所等に通い、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
通所 リハビリテーション	延べ回数(回)	17,946	17,944	17,176	17,176
	延べ人数(人)	1,728	1,728	1,656	1,656
介護予防通所 リハビリテーション	延べ人数(人)	936	936	948	960

⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
短期入所生活介護	延べ日数(日)	23,525	23,286	21,529	21,529
	延べ人数(人)	1,824	1,812	1,692	1,692
介護予防 短期入所生活介護	延べ日数(日)	497	497	497	497
	延べ人数(人)	72	72	72	72

⑨短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行います。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
短期入所療養介護	延べ日数(日)	828	828	695	695
	延べ人数(人)	144	144	120	120
介護予防 短期入所療養介護	延べ日数(日)	12	12	12	12
	延べ人数(人)	12	12	12	12

⑩特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、サービスを提供する上での留意事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。本計画期間における施設整備計画はありません。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
特定施設 入居者生活介護	延べ人数(人)	1,032	1,032	1,032	1,032
介護予防特定施設 入居者生活介護	延べ人数(人)	120	120	120	120

⑪福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト等を貸与します。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
福祉用具貸与	延べ人数(人)	6,744	6,744	6,744	6,744
介護予防福祉用具貸与	延べ人数(人)	2,784	2,784	2,784	2,784

⑫特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給します。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
特定福祉用具販売	延べ人数(人)	108	108	108	96
特定介護予防福祉用具販売	延べ人数(人)	60	60	60	72

⑬住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を支給します。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
住宅改修	延べ人数(人)	96	96	96	84
介護予防住宅改修	延べ人数(人)	96	96	96	96

⑭居宅介護支援／介護予防支援

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
居宅介護支援	延べ人数(人)	11,136	11,196	10,692	10,860
介護予防支援	延べ人数(人)	3,792	3,828	3,888	3,948

(2) 施設サービスの見込み

①介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事・入浴・排せつなど日常生活介護や療養上の支援が受けられます。本計画期間中に50床の整備予定です。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
介護老人福祉施設	延べ人数(人)	2,568	2,712	3,168	3,168

②介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリを行う施設で、医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援が受けられます。本計画期間における施設整備計画はありません。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
介護老人保健施設	延べ人数(人)	1,620	1,620	1,620	1,620

③介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリなどが受けられます。2023(令和5)年度末までに廃止されることとなっています。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
介護療養型医療施設	延べ人数(人)	216	168	36	

④介護医療院

介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。医療療養病床からの転換と介護療養型医療施設からの転換を見込んでいます。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
介護医療院	延べ人数(人)	492	540	672	708

(3) 地域密着型サービスの見込み

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

居宅要介護者に定期的な巡回により、又は随時通報を受け、居宅において介護・看護を行うサービスです。今後、必要な利用者の動きと本市の実情に応じて検討していきます。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	延べ人数(人)	48	48	48	60

② 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、緊急時に通報により、訪問介護が受けられるサービスで、主に中重度の要介護者が対象となります。居宅の要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その方の居宅において、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活での支援を行います。利用は見込んでいませんが、今後、必要な利用者の動きと本市の実情に応じて検討していきます。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
夜間対応型訪問介護	延べ人数(人)	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者の通所介護で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
認知症対応型 通所介護	延べ回数(回)	2,192	2,342	2,192	2,192
	延べ人数(人)	192	204	192	192
介護予防認知症 対応型通所介護	延べ回数(回)	180	180	180	180
	延べ人数(人)	12	12	12	12

④ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」(デイサービス)を基本に、必要に応じて随時、「訪問」(ホームヘルプサービス)や「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせて、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。需要の増加が見込まれるため予想必要量を見込んでいます。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
小規模 多機能型居宅介護	延べ人数(人)	276	348	600	444
介護予防小規模 多機能型居宅介護	延べ人数(人)	24	36	48	48

⑤認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。本計画期間中に2ユニットを整備予定です。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
認知症対応型 共同生活介護	延べ人数(人)	1,656	1,716	1,872	1,872
介護予防認知症 対応型共同生活介護	延べ人数(人)	12	12	12	12

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の特定施設に入所している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行います。本計画期間における施設整備計画はありません。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
地域密着型特定施設 入居者生活介護	延べ人数(人)	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。本計画期間における施設整備計画はありません。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	延べ人数(人)	0	0	0	0

⑧看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせ等により、1事業所で複数サービスの提供を行うサービスです。利用は見込んでいませんが、今後、必要な利用者の動きと本市の実情に応じて検討していきます。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
看護小規模多機能型居 宅介護	延べ人数(人)	0	0	0	0

⑨地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の確保が必要であるため、市が指定・監督する地域密着型サービスとして提供されています。

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2025 (令和7)年度
地域密着型通所介護	延べ回数(回)	20,676	20,795	19,780	20,057
	延べ人数(人)	1,812	1,824	1,740	1,764

(4) 給付費の見込み

本計画期間における、介護報酬改定（+0.70%*）を反映した、サービス種類ごとの給付費の見込みは、次のとおりです。

*令和3年度介護報酬改定率+0.70%のうち+0.05%は、新型コロナウイルス感染症対応の特例で期間は令和3年9月末までとされており、改定率の3か年平均の影響として算定された+0.67%が「見える化」システムに反映されている。

（単位：千円）

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
居宅サービス	1,675,366	1,667,678	1,578,668
①訪問介護	313,865	312,985	283,031
②訪問入浴介護	8,968	8,973	8,035
③訪問看護	92,680	92,654	86,485
④訪問リハビリテーション	631	631	631
⑤居宅療養管理指導	22,067	21,905	20,100
⑥通所介護	454,938	450,628	432,641
⑦通所リハビリテーション	154,474	153,691	145,761
⑧短期入所生活介護	182,873	180,565	165,983
⑨短期入所療養介護	9,153	9,158	7,376
⑩特定施設入居者生活介護	187,426	187,531	187,531
⑪福祉用具貸与	81,458	81,458	81,458
⑫特定福祉用具販売	3,176	3,176	3,176
⑬住宅改修	7,351	7,351	7,351
⑭居宅介護支援	156,306	156,972	149,109
介護予防サービス	105,759	106,394	107,313
①介護予防訪問介護			
②介護予防訪問入浴介護	10	10	10
③介護予防訪問看護	25,273	25,709	26,011
④介護予防訪問リハビリテーション	785	786	786
⑤介護予防居宅療養管理指導	928	928	1,000
⑥介護予防通所介護			
⑦介護予防通所リハビリテーション	27,807	27,822	28,088
⑧介護予防短期入所生活介護	2,743	2,745	2,745
⑨介護予防短期入所療養介護	104	104	104
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	8,007	8,012	8,012
⑪介護予防福祉用具貸与	12,686	12,686	12,686
⑫介護予防特定福祉用具販売	1,416	1,416	1,416
⑬介護予防住宅改修	8,452	8,452	8,452
⑭介護予防支援	17,548	17,724	18,003

(単位：千円)

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
施設サービス	1,358,431	1,396,911	1,514,581
①介護老人福祉施設	644,109	680,848	795,174
②介護老人保健施設	460,098	460,353	460,353
③介護療養型医療施設	71,418	54,696	12,451
④介護医療院	182,806	201,014	246,603

(単位：千円)

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
地域密着型サービス	662,119	693,782	769,705
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,043	6,047	6,047
②夜間対応型訪問介護	0	0	0
③認知症対応型通所介護	21,144	22,468	21,155
④小規模多機能型居宅介護	53,167	67,618	115,745
⑤認知症対応型共同生活介護	411,551	426,795	465,557
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	170,214	170,854	161,201

(単位：千円)

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
地域密着型介護予防サービス	5,358	6,261	6,713
①介護予防認知症対応型通所介護	1,320	1,321	1,321
②介護予防小規模多機能型居宅介護	1,351	2,251	2,703
③介護予防認知症対応型共同生活介護	2,687	2,689	2,689

(5) 介護保険料の設定

①介護給付費の見込み

第8期計画期間中の介護保険給付費の見込みは以下の表の通り、増加する傾向となっています。

(単位：千円)

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	合計
介護給付費計	3,695,916	3,758,371	3,862,954	11,317,241

【参考】

	2025 (令和7)年度	2040 (令和22)年度
介護給付費計	3,851,108	4,064,808

②介護予防給付費の見込み

第8期計画期間中の介護予防給付費の見込みは以下の表の通りです。

(単位：千円)

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	合計
介護予防給付費計	111,117	112,655	114,026	337,798

【参考】

	2025 (令和7)年度	2040 (令和22)年度
介護予防給付費計	115,541	117,785

③総給付費

第8期計画期間中の総給付費の見込みは以下の表の通り、年々増加する傾向となっています。

(単位：千円)

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	合計
総給付費	3,807,033	3,871,026	3,976,980	11,655,039

【参考】

	2025 (令和7)年度	2040 (令和22)年度
総給付費	3,966,649	4,182,593

④標準給付費と地域支援事業費

計画期間の標準給付費と地域支援事業費の合計は、12,979,989千円となっています。

(単位：千円)

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	合計
総給付費	3,807,033	3,871,026	3,976,980	11,655,039
特定入所者介護 サービス費等給付額	111,895	103,005	103,846	318,746
高額介護サービス費等給付額	87,742	88,784	89,016	265,542
高額医療合算介護 サービス費等給付額	19,061	19,288	19,393	57,742
算定対象審査支払手数料	5,544	5,544	5,544	16,632
標準給付費見込額	4,031,275	4,087,647	4,194,778	12,313,701

地域支援事業費	220,569	222,211	223,508	666,288
介護予防・日常生活支援 総合事業費	159,555	161,088	162,180	482,823
包括的支援事業(地域包括支援セ ンターの運営)及び任意事業費	55,288	55,386	55,570	166,244
包括的支援事業 (社会保障充実分)	5,726	5,737	5,758	17,221

【参考】

	2025 (令和7)年度	2040 (令和22)年度
総給付費	3,966,649	4,182,593
特定入所者介護 サービス費等給付額	108,150	115,100
高額介護サービス費等給付額	91,944	97,861
高額医療合算介護 サービス費等給付額	19,603	20,865
算定対象審査支払手数料	5,544	5,544
標準給付費見込額	4,191,890	4,421,963

地域支援事業費	219,254	216,038
介護予防・日常生活支援 総合事業費	163,057	164,875
包括的支援事業(地域包括支援セ ンターの運営)及び任意事業費	50,452	45,934
包括的支援事業 (社会保障充実分)	5,745	5,229

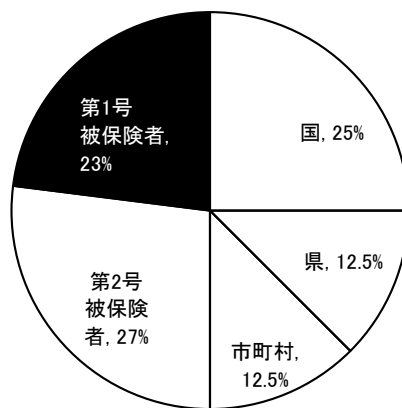
※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

(6) 第1号被保険者における保険料

①第1号被保険者の負担割合

介護保険の財源は、公費と保険料により賄われています。総給付費に対する第1号・第2号被保険者の保険料割合は50%と定められており、その内訳は第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合に基づいて設定されることになっています。総給付費に対する第1号被保険者の負担率は23%です。

第8期における介護保険の財源



(単位：千円)

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	合計
第1号被保険者 負担分相当額	977,924	991,267	1,016,206	2,985,397

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

調整交付金相当額{(標準給付費見込額+介護予防・日常生活支援総合事業費)×5%}と調整交付金見込額{(標準給付費見込額+介護予防・日常生活支援総合事業費)×6.66%}を算出しました。

※調整交付金は、65歳以上の人口割合や所得分布による市町村間の不均衡を是正する交付金であり、全国平均では5%ですが、本市では2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3年間の平均交付割合は6.66%と見込んでいます。

(単位：千円)

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	合計
調整交付金相当額	209,542	212,437	217,848	639,826
調整交付金見込交付割合	6.87%	6.70%	6.40%	
調整交付金見込額	287,910	284,665	278,845	851,420

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

2020(令和2)年度末見込みでの準備基金の残高が279,915千円あります。2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の3年間で58,800千円の取り崩しを予定しています。

保険料収納必要額(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)

第1号被保険者
負担分相当額 + 調整交付金
相当額 - 調整交付金
見込額 - 準備基金
取崩額 - 財政安定化
基金交付金

2,715,004 千円

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

<<所得段階に応じた保険料負担>>

第8期計画の所得段階は、国の標準9段階に設定します。

②所得段階別人数の推計

2020（令和2）年10月1日現在の所得段階別人数（9段階）をもとに、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度までの所得段階別人数を推計しました。

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
第1段階	2,162 人	2,167 人	2,175 人
第2段階	1,450 人	1,453 人	1,458 人
第3段階	1,121 人	1,123 人	1,127 人
第4段階	1,388 人	1,390 人	1,396 人
第5段階	1,839 人	1,842 人	1,849 人
第6段階	2,019 人	2,023 人	2,030 人
第7段階	1,400 人	1,403 人	1,408 人
第8段階	498 人	499 人	500 人
第9段階	411 人	412 人	414 人
合計	12,288 人	12,312 人	12,357 人
所得段階別加入者割合 補正後被保険者数(※)	11,786 人	11,809 人	11,852 人
合計：35,447 人			

※所得段階別加入者割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入人数を、各所得段階別の保険料率で補正したものです。

保険料収納必要額を保険料収納率（98.2％）で補正し、第8期の第1号被保険者の介護保険料の基準額（年額・百円単位）を算定しました。

第8期における第1号被保険者の介護保険料の基準額（年額）

＝保険料収納必要額÷収納率（98.2％）÷補正後被保険者数（35,447 人）

78,000 円（月額 6,500 円）

③第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料年額

第8期計画期間の所得段階別にみた第1号被保険者の介護保険料は以下のとおりとなっています。

8期 所得段階	対象となる人	保険料の 調整率	保険料 (年額)
第1段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者 ●本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額－年金収入に係る所得が80万円以下の者	$\times 0.5$ ($\times 0.3$)	39,000 円 (23,400 円)
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額－年金収入に係る所得が80万円超120万円以下の者	$\times 0.75$ ($\times 0.5$)	58,500 円 (39,000 円)
第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額－年金収入に係る所得が120万円超の者	$\times 0.75$ ($\times 0.7$)	58,500 円 (54,600 円)
第4段階	●本人が市民税非課税の者のうち課税年金収入額＋合計所得金額－年金収入に係る所得が80万円以下で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	$\times 0.9$	70,200 円
第5段階	●本人が市民税非課税の者のうち課税年金収入額＋合計所得金額－年金収入に係る所得が80万円超で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	基準額	78,000 円
第6段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	$\times 1.2$	93,600 円
第7段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	$\times 1.3$	101,400 円
第8段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	$\times 1.5$	117,000 円
第9段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上の者	$\times 1.7$	132,600 円

※第1、2、3段階については、国・県・市の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」による軽減が継続されることから、実質の負担割合はそれぞれ基準額の0.3、0.5、0.7となります。

※前年中に譲渡所得があり、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額を合計所得金額とします。

※このページは空白です。

第5章 計画の推進

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の連携

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービス等の保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや生涯学習など多岐にわたる施策が関連します。

このため、関係各課が連携し、一体となって取り組みを進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 関連団体、事業者等との連携

地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、民生委員、老人クラブなど保健・医療・福祉・介護等にかかわる各種団体等との連携を一層強化するとともに、高齢者を支援する各種ボランティア団体の育成に努め、地域に密着したきめ細やかな質の高い活動ができる環境づくりに取り組みます。

また、介護サービスや市が委託するその他の高齢者福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握、苦情対応、情報提供等について、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

2 計画の進行管理と評価

「伊予市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定審議会」において、年度ごとに計画の進行管理・進捗状況の点検及び評価を行います。

※このページは空白です。

第6章 参考資料

参考資料

1 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会条例

平成23年3月23日条例第5号

伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会条例

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関する調査及び審議並びにその円滑な実施等を図り、もって本市の高齢者福祉の向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく高齢者保健福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
- (4) その他高齢者の保健及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健に携わる者
- (2) 医療に携わる者
- (3) 福祉に携わる者
- (4) 公募による市民
- (5) 行政に携わる者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

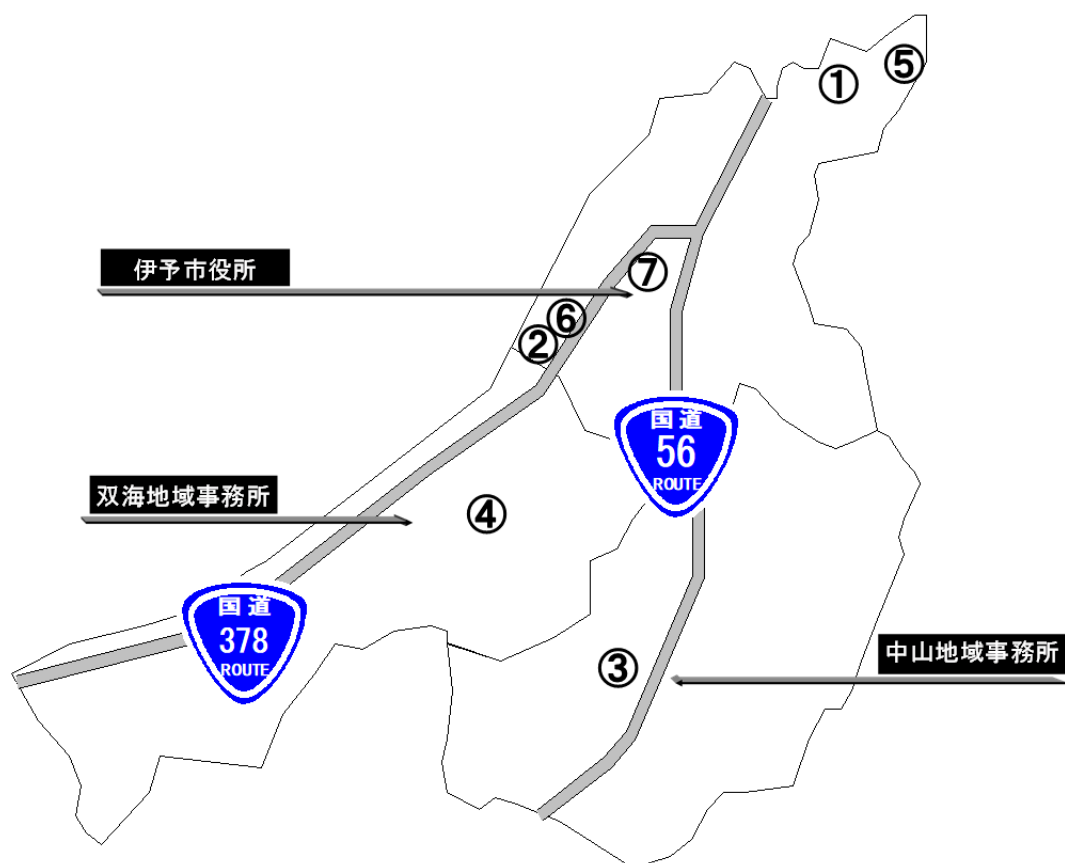
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会委員名簿

区 分	機関又は団体名等	役 職 名	氏 名
保健・医療 関 係	伊予医師会伊予市支部	支部長	田 中 美 和
	伊予歯科医師会	顧 問	佐々木 典 彦
	老人保健施設 伊予ヶ丘	事務長	徳 永 眞太郎
学識経験者	聖カタリナ大学	教 授	釜 野 鉄 平
福祉関係	老人福祉施設 伊予あいじゅ	施設長	池 田 育 生
	老人福祉施設 森の園	施設長	柳 沢 勘一郎
	老人福祉施設 なかやま幸梅園	施設長	権 田 哲 郎
	老人福祉施設 双海タナギ荘	施設長	長 尾 泰
	愛媛県地域密着型サービス協会	理事長	河 本 圭 仁
	伊予市社会福祉協議会	会 長	上 本 昌 幸
市民代表	伊予市広報区長協議会	会 長	中 井 淨
	伊予市民生児童委員協議会	会 長	水 本 説 男
	伊予市老人クラブ連合会	会 長	岡 本 正 満
	伊予市食生活改善推進協議会	会 長	友 澤 千 代
	公募委員	第2号被保険者	日 野 桂 子
行政	伊予市	副市長	山 先 森 繁
	伊予市市民福祉部	部 長	向 井 裕 臣

3 市内施設・事業所等略図

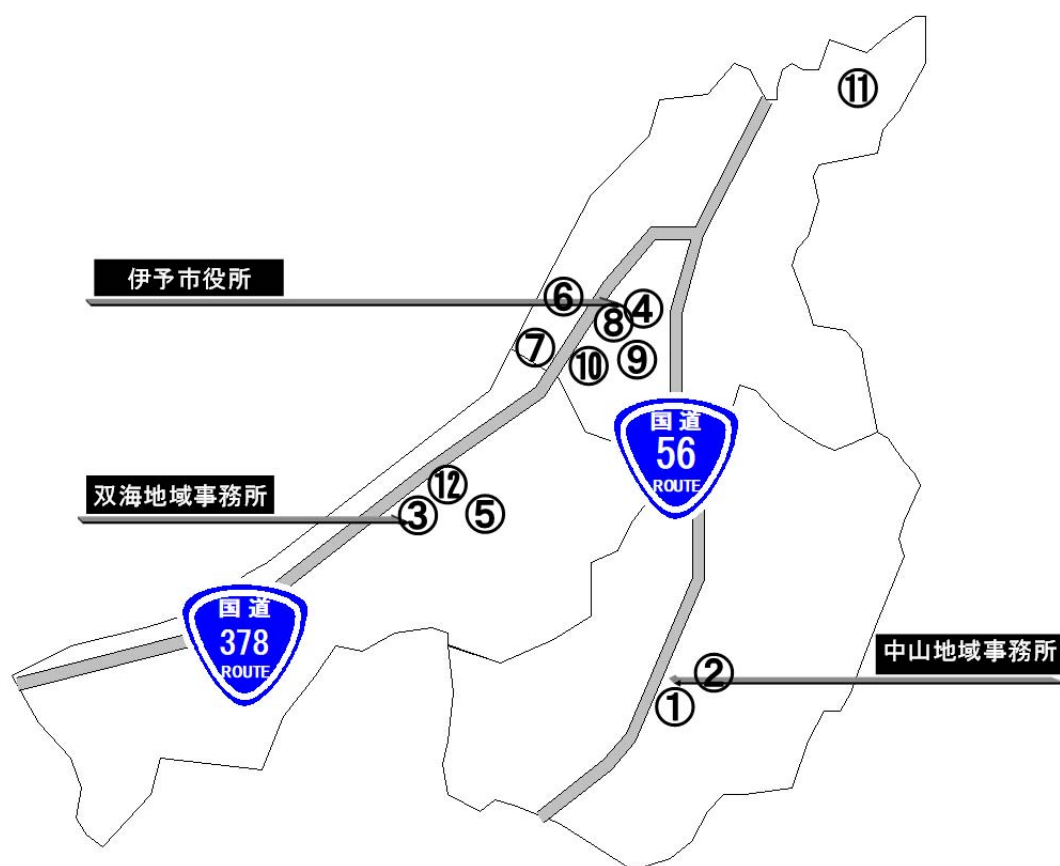
(1) 介護保険4施設



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
老人福祉施設	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800	50
	②	森の園	森甲440-1	982-7474	50
	③	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	30
	④	双海タナギ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	50
老健	⑤	伊予ヶ丘	八倉917-1	983-2223	100
医療院	⑥	エバーグリーン	灘町66	982-0008	44
療養	⑦	伊予診療所	米湊816-1	982-1170	16

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

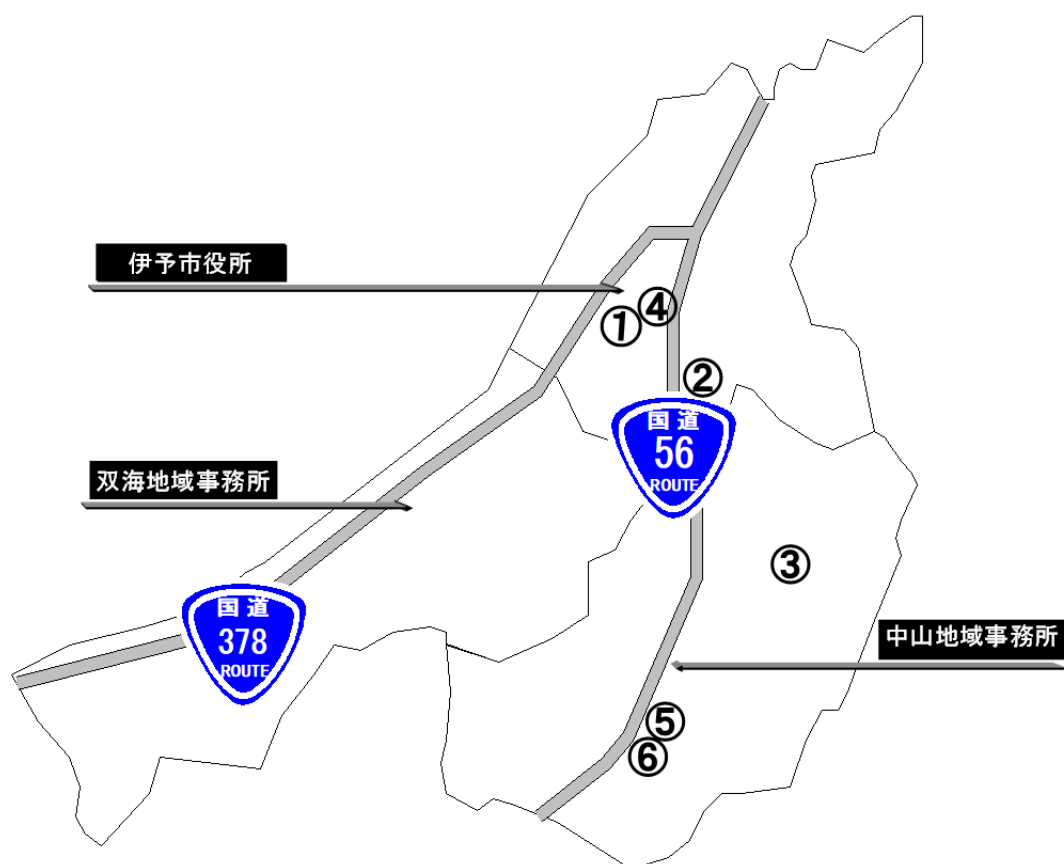
(2) (介護予防) 訪問介護



番号	事業所名	住所	電話番号
①	あい愛ライフ	中山町出淵2-44-3	967-5088
②	伊予市社協(中山)	中山町出淵2-138-1	967-0100
③	伊予市社協(双海)	双海町上灘甲5821-6	986-5777
④	伊予市社協	米湊723-1	983-6224
⑤	双海タナギ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055
⑥	たちばな	灘町136-2	983-0622
⑦	森の園	森甲440-1	982-7474
⑧	ごしき	米湊822-1	983-4400
⑨	和み	上三谷甲3577-1	989-4350
⑩	いよコスモス	尾崎9-6	908-8846
⑪	あいらんど	上野1267	995-8850
⑫	とにかく笑えれば	双海町上灘甲5812-2	989-4665

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

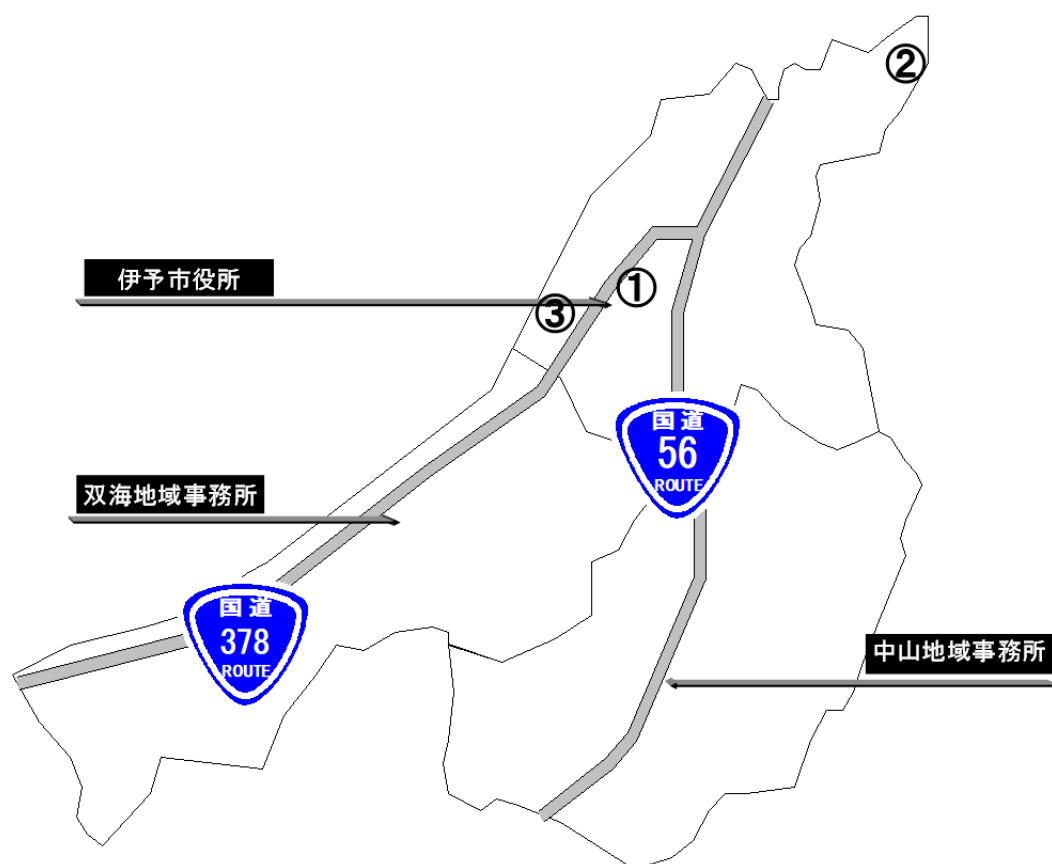
(3) (介護予防) 訪問看護



番号	事業所名	住所	電話番号
①	訪問看護ステーションごしき	米湊822-1	983-4400
②	訪問看護ステーションいちば	市場甲419-3	992-9909
③	佐礼谷診療所	佐礼谷甲816-1	968-0021
④	ぐんちゅう絆	米湊600-1	995-8918
⑤	古川医院	中山町出渚2-128	967-0043
⑥	中山クリニック	中山町出渚2-28-3	967-1182

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

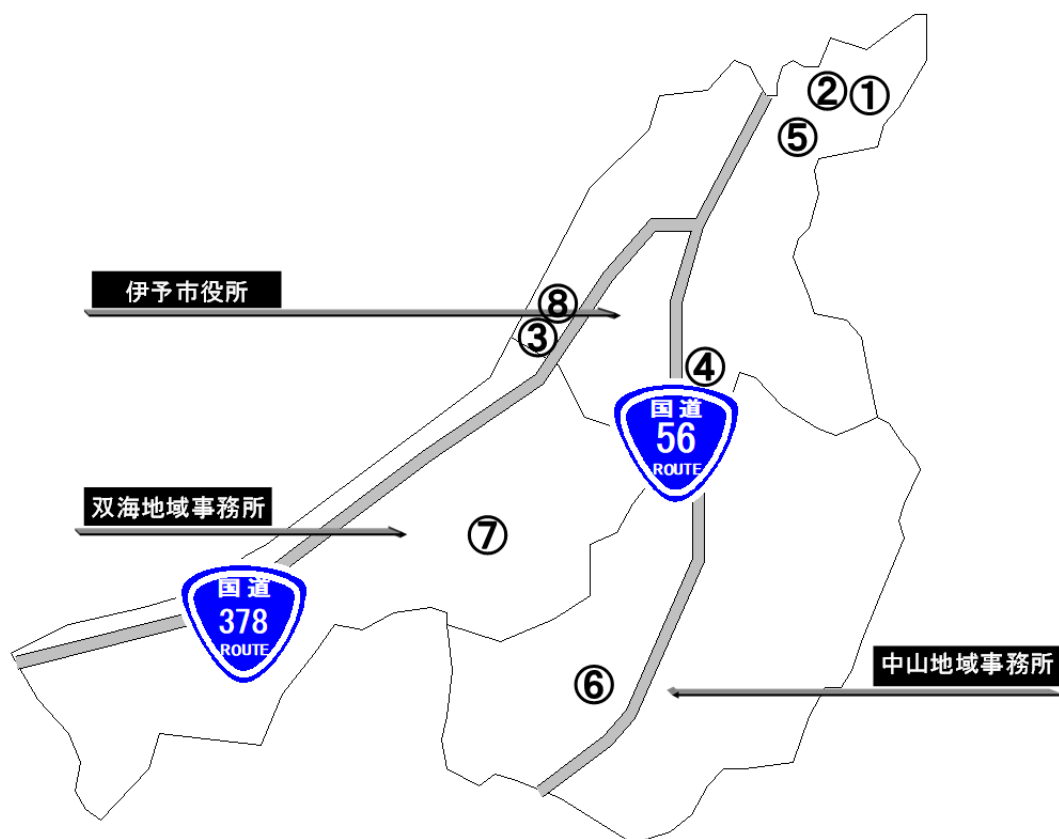
(4) (介護予防) 訪問リハビリテーション



番号	事業所名	住所	電話番号
①	伊予診療所	米湊816-1	982-1170
②	伊予ヶ丘	八倉917-2	983-2223
③	こんどうクリニック	灘町302-6	982-0338

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

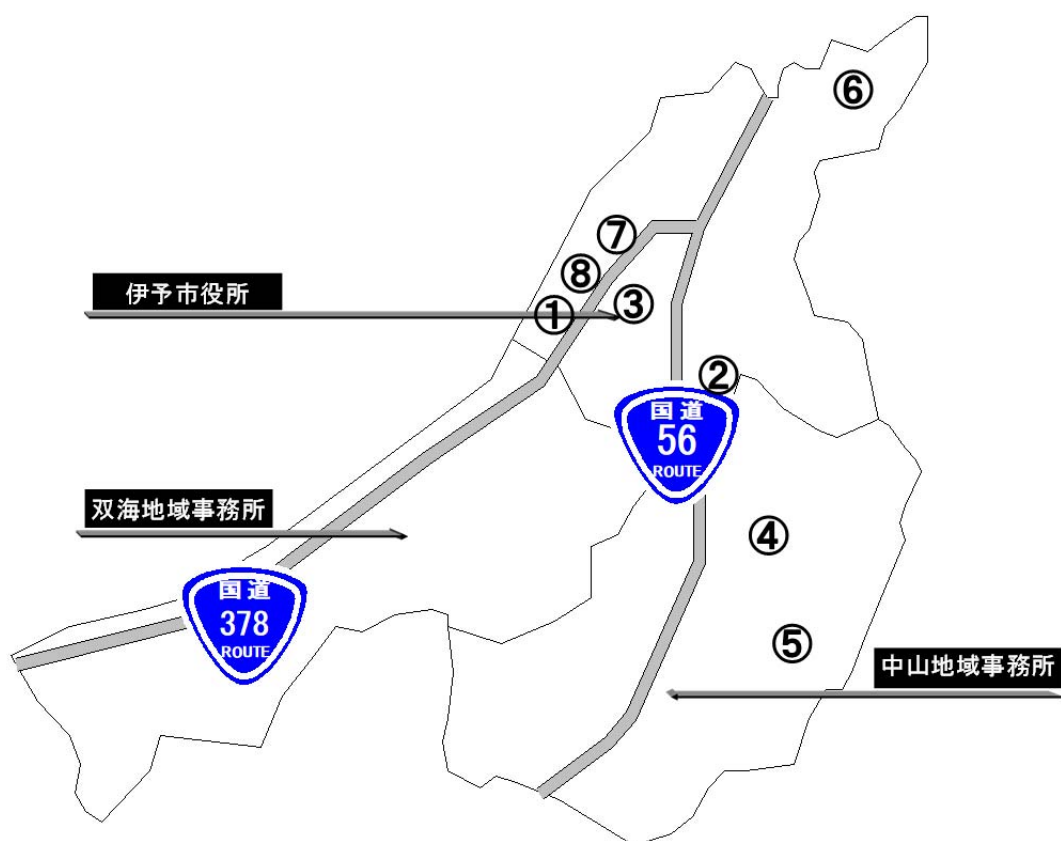
(5) (介護予防) 通所介護 (デイサービス)



番号	事業所名	住所	電話番号	定員数
①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800	40
②	もものさと	上野580	983-0011	30
③	森の園	森甲440-1	982-7474	35
④	ケアフル伊予	市場甲1021-3	982-7770	30
⑤	あがわ	下吾川119-1	997-3535	40
⑥	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	30
⑦	双海タナギ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	30
⑧	こんどうクリニック	灘町302-1	982-7259	15

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

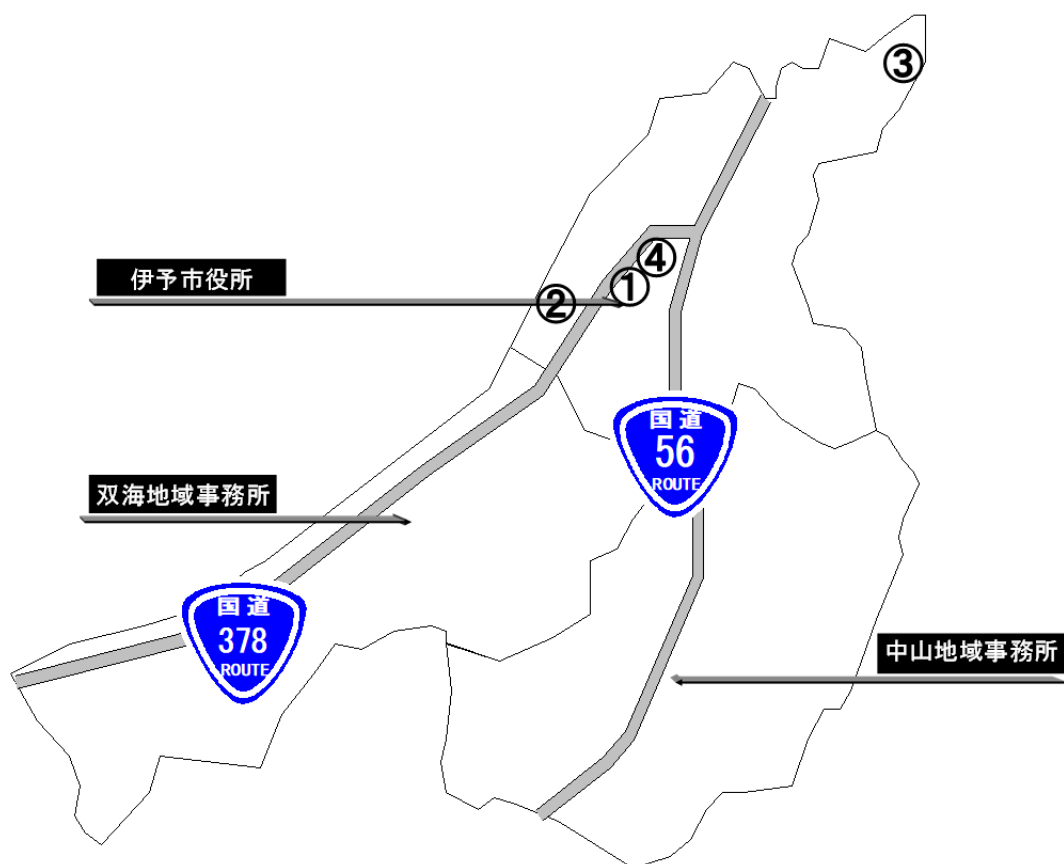
(6) (介護予防) 地域密着型通所介護 (デイサービス)



番号	事業所名	住所	電話番号	定員数
①	たちばな	灘町136-2	983-0622	18
②	ほほえみ	大平乙215-9	983-5392	10
③	ごしき	米湊736-3	983-4433	18
④	佐礼谷	中山町佐礼谷825-1	968-0600	18
⑤	野中	中山町出渕3-21	967-5610	16
⑥	あいらんど上野	上野1267	995-8850	18
⑦	陽だまりの家	下吾川1411-1	982-4475	13
⑧	宅老所かざぐるま	灘町22	994-8303	15

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

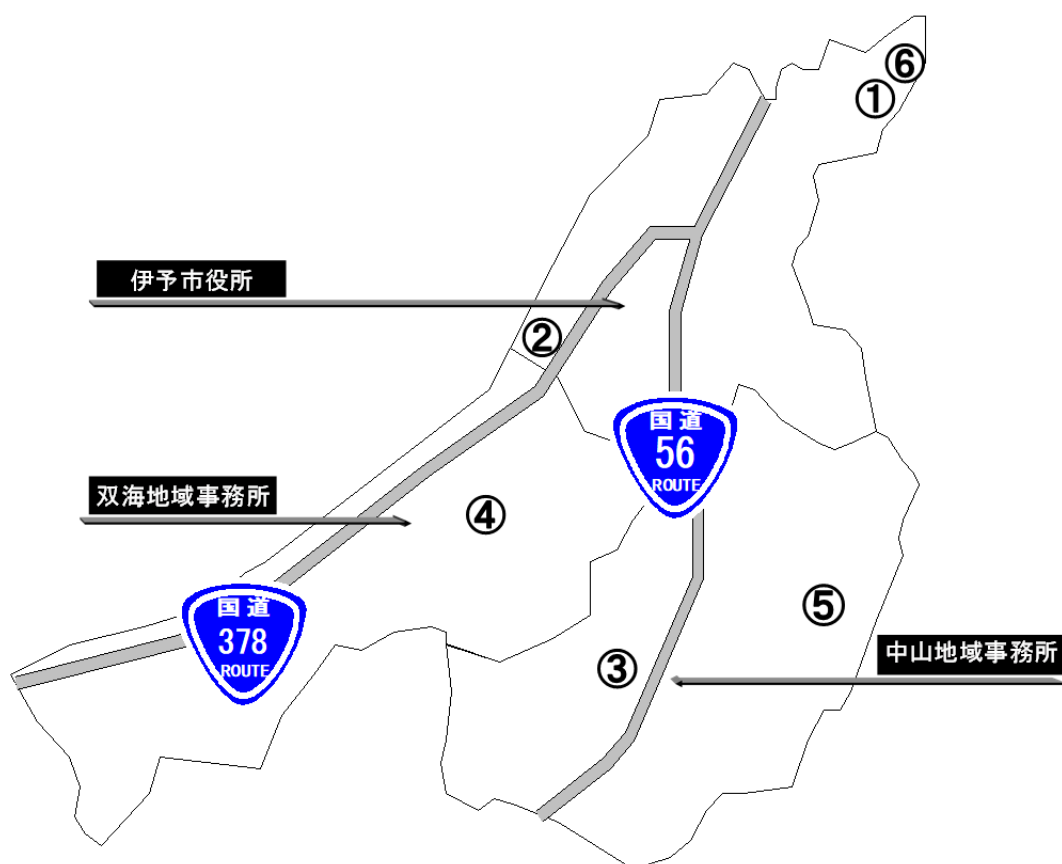
(7) (介護予防) 通所リハビリテーション



番号	事業所名	住所	電話番号
①	伊予診療所	米湊816-1	982-1170
②	こんどうクリニック	灘町302-1	982-7259
③	伊予ヶ丘	八倉917-1	983-2223
④	きはら整形外科	米湊815-1	989-7711

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

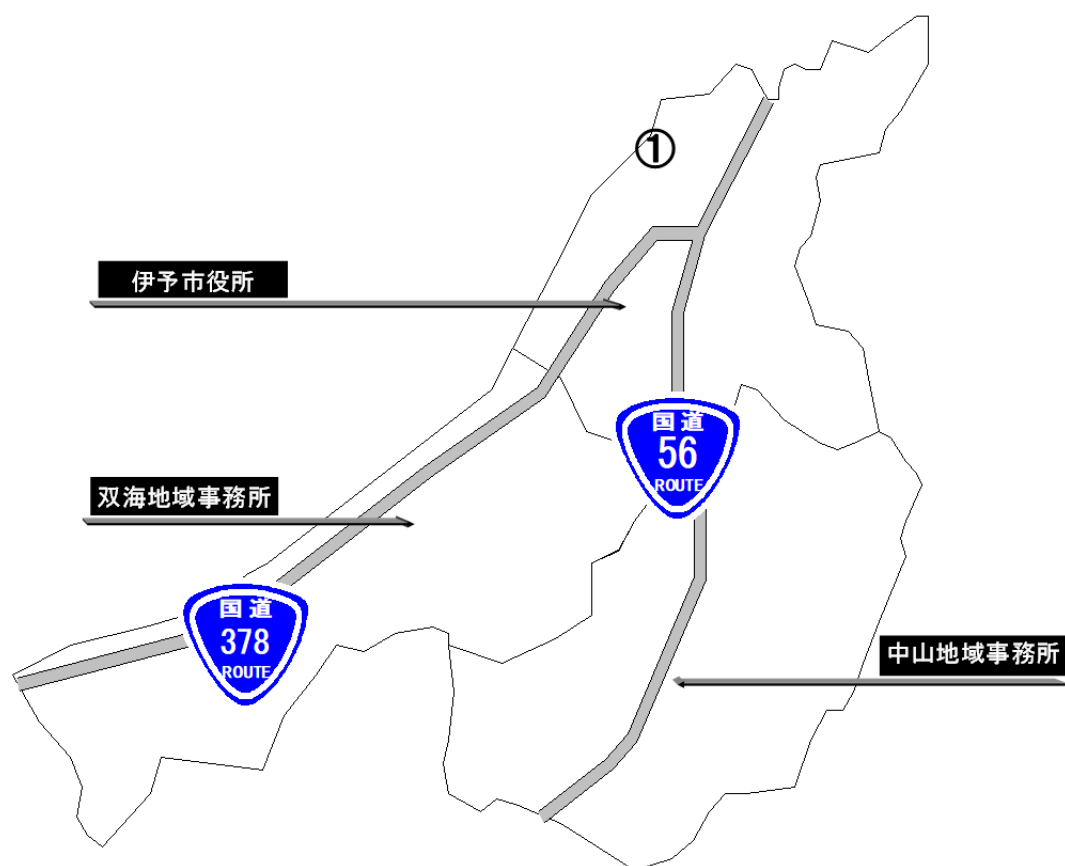
(8) (介護予防) 短期入所生活介護・(介護予防) 短期入所療養介護



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
生活介護	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800	20
	②	森の園	森甲440-1	982-7474	20
	③	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	10
	④	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	10
	⑤	野中	中山町出瀬3-21	967-5610	6
療養介護	⑥	伊予ヶ丘	八倉917-1	983-2223	2

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

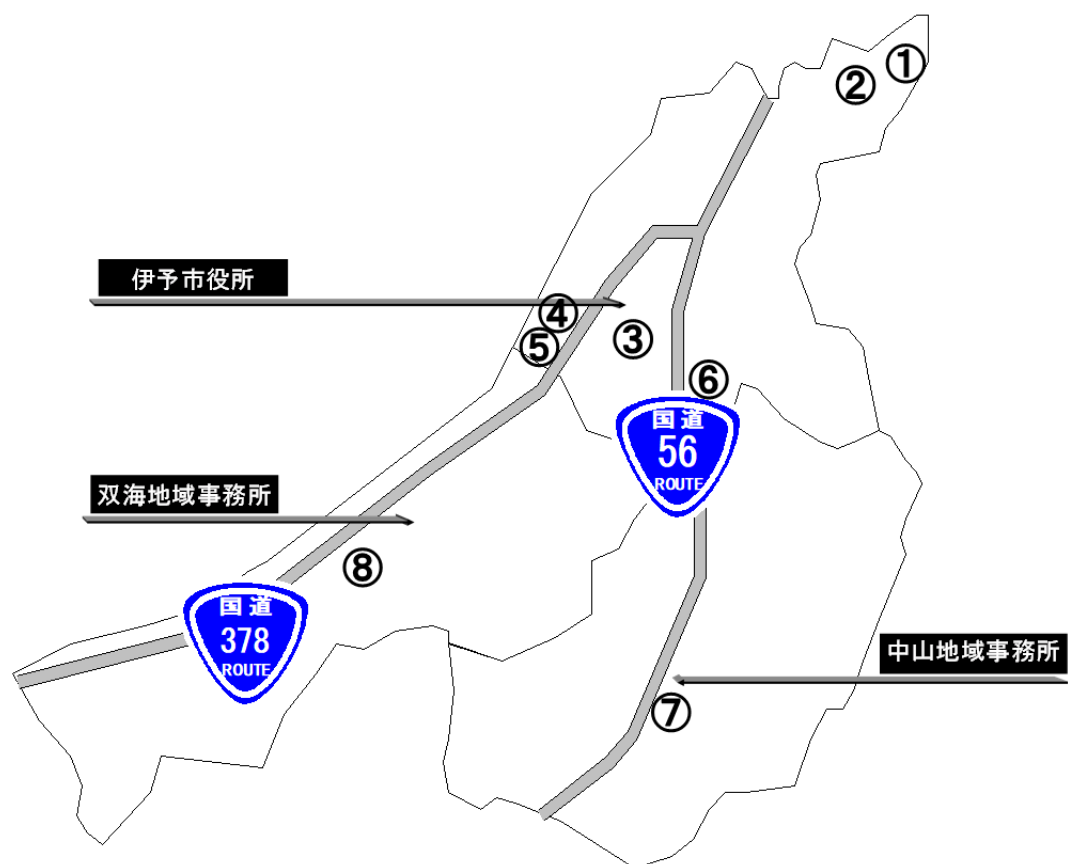
(9) 特定施設入居者生活介護



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
特定施設	①	あいじゅ新川	下吾川1781-1	989-6412	40

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

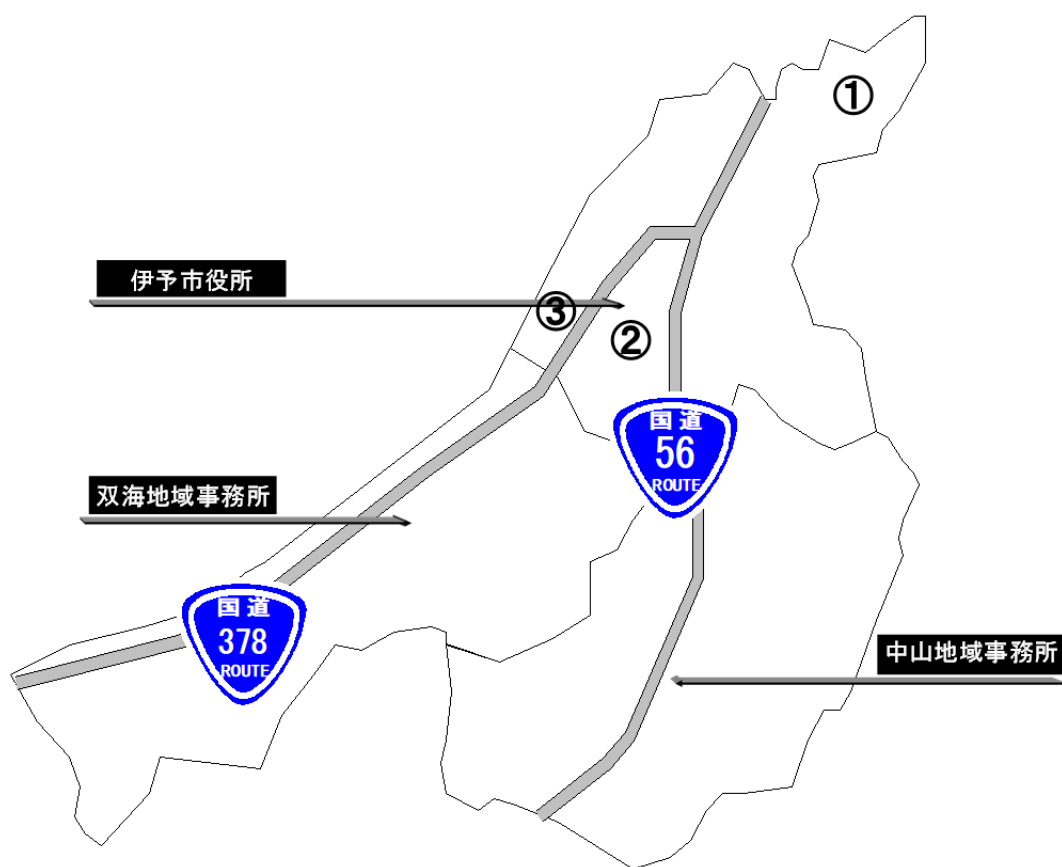
(10) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)



番号	施設名	住所	電話番号	定員数
①	伊予の郷	八倉919-5	983-2252	18
②	あいらんど	下三谷2278-1	983-3445	18
③	ユニットぐんちゅう	米湊1131-3	946-7677	18
④	ユニットいよ	灘町302-1	997-3250	18
⑤	森の園	森甲440-1	982-7474	18
⑥	土香里	大平甲225-1	983-6080	18
⑦	秦皇	中山町中山丑523-1	967-1688	18
⑧	ぽかぽか	双海町大久保甲974-8	987-0566	18

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

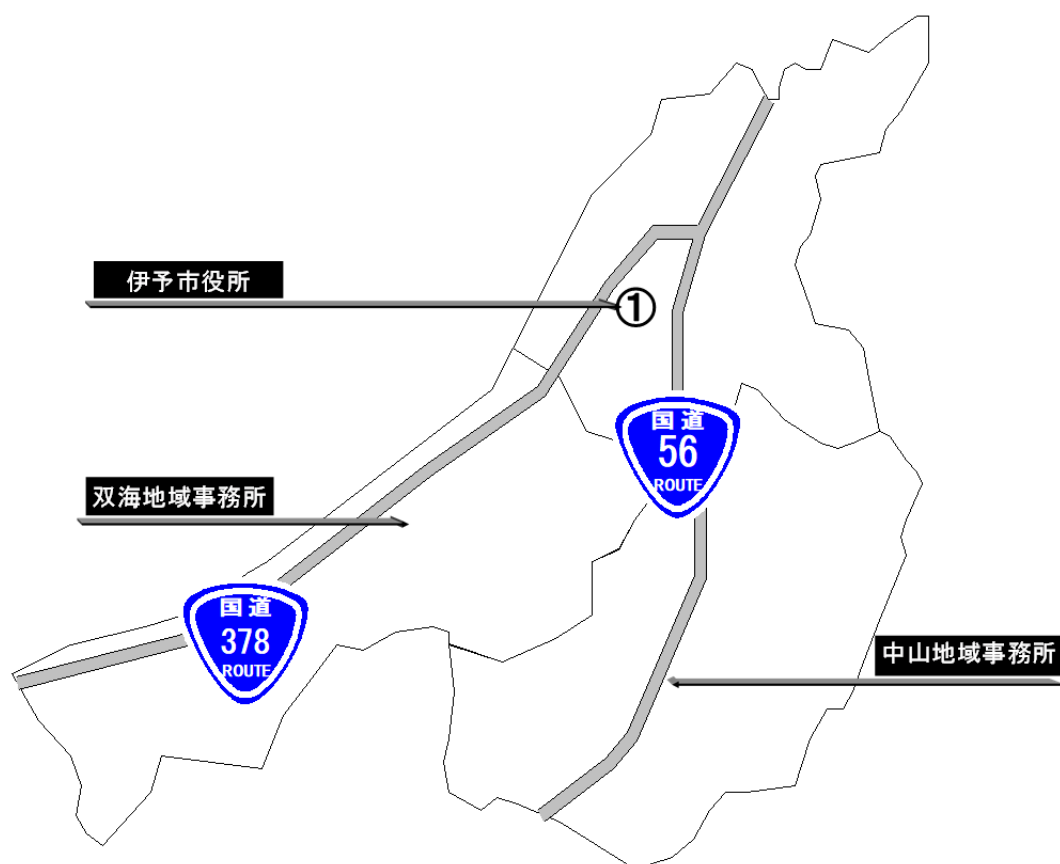
(11) (介護予防) 認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)



番号	事業所名	住所	電話番号	定員数
①	あいらんど	下三谷2420-4	987-1511	12
②	ユニットぐんちゅう	米湊1131-3	946-7677	3
③	ユニットいよ	灘町302-1	997-3250	3

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

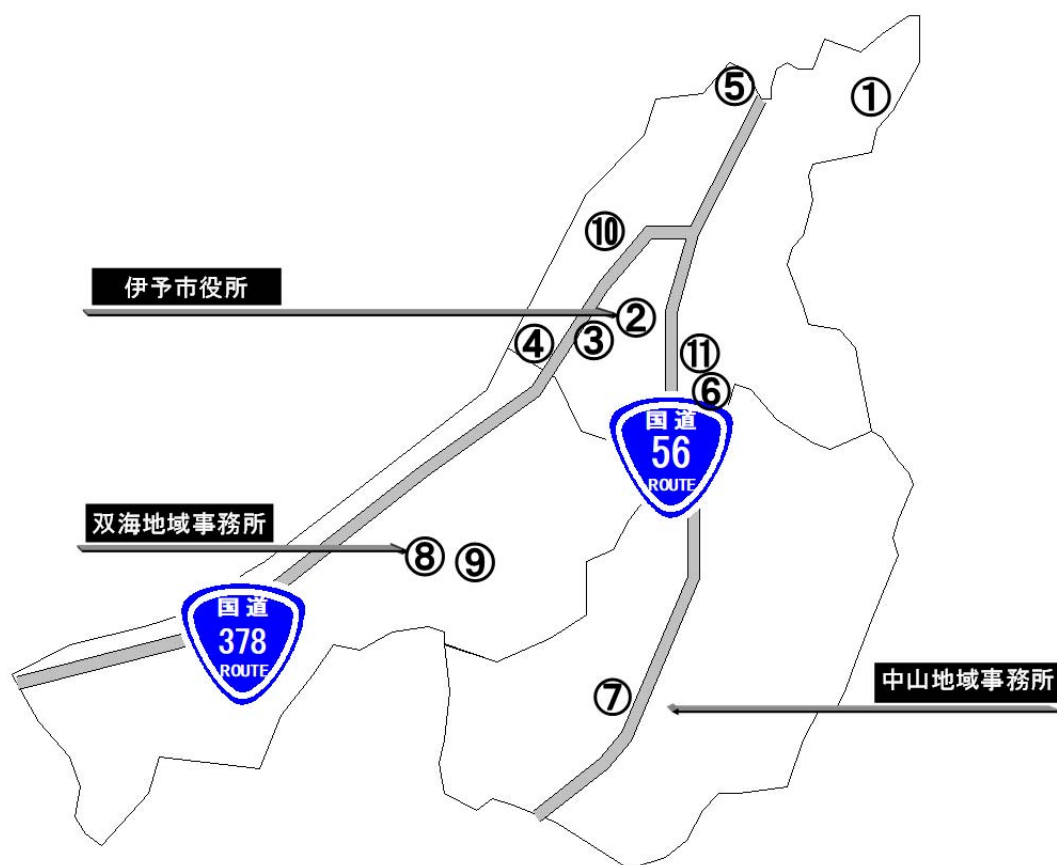
(12) 小規模多機能型居宅介護



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
小規模 多機能型	①	スマイルごしき	米湊736-5	983-4466	登録 29 人 通 18 人 泊 9人

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

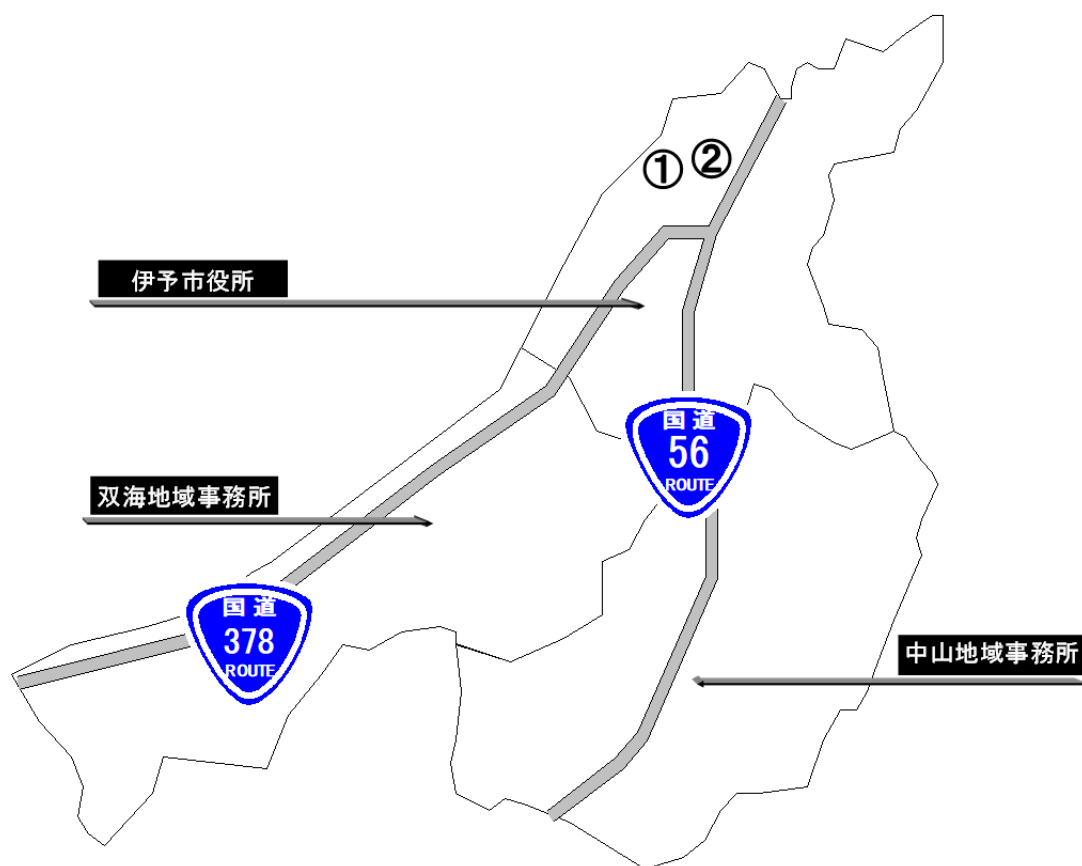
(13) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所



種別	番号	事業所名	住所	電話番号
居宅介護	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800
	②	伊予市社協	米湊723-1	983-6224
	③	伊予診療所	米湊822-1	983-4400
	④	森の園	森甲440-1	982-7474
	⑤	しんかわ	下吾川1226-5	982-0825
	⑥	ケアフル伊予	市場甲1021-3	982-7770
	⑦	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605
	⑧	伊予市社協(双海)	双海町上灘5821-6	986-5777
	⑨	双海タナギ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0131
	⑩	陽だまりの家	下吾川1411-1	982-4475
介護予防	⑪	伊予市地域包括支援センター	米湊1212-5	909-6260

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

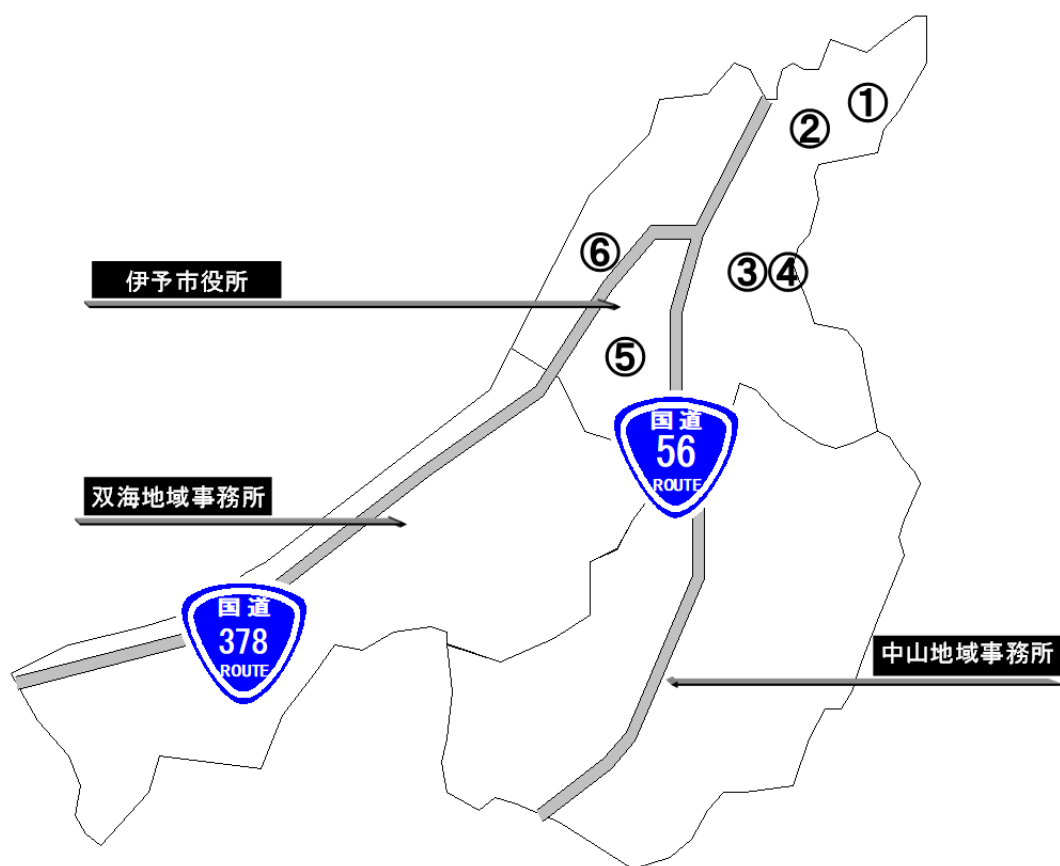
(14) 福祉用具貸与



番号	事業所名	住所	電話番号
①	アウラ	下吾川1634-3	946-7222
②	アクト・ヒューマンケア	下吾川2022-1	997-3020

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

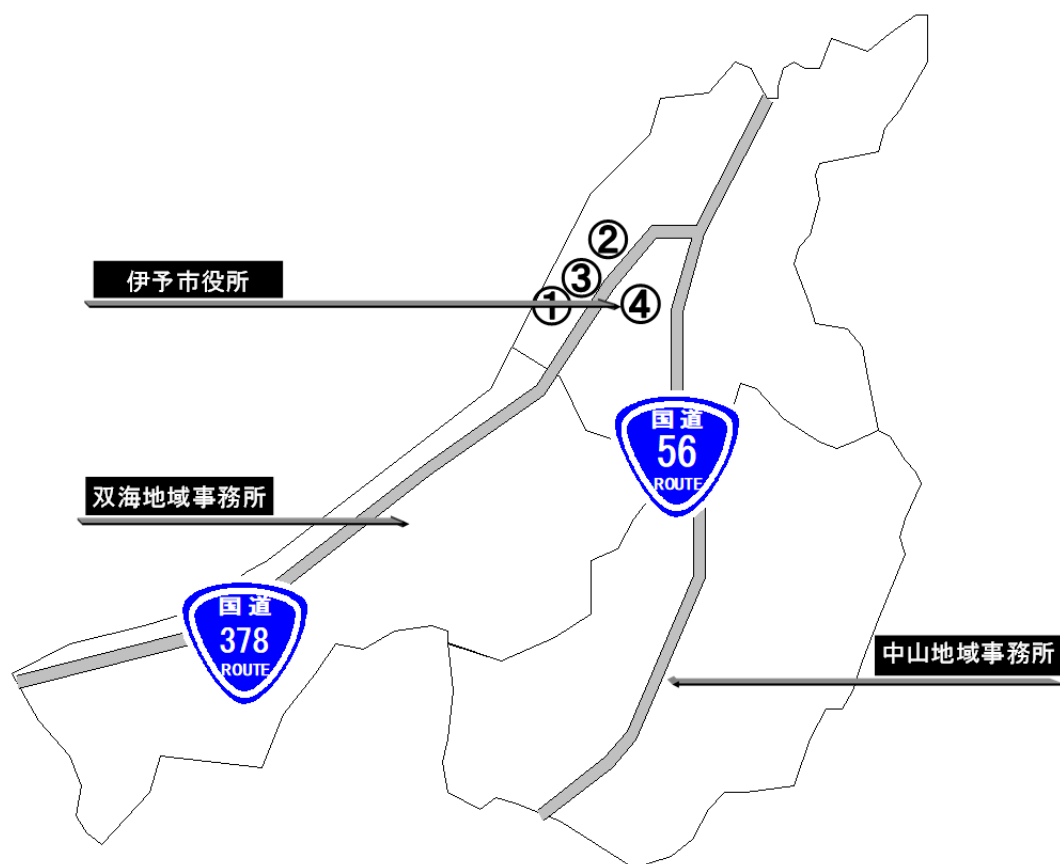
(15) サービス付高齢者向け住宅



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
サービス付 高齢者 住宅	①	あいらんど上野	上野1267	995-8850	28
	②	あがわの郷	下吾川119-1	997-3535	11
	③	シニアマンション伊予・下吾川Ⅰ	下吾川631-1	995-8892	16
	④	シニアマンション伊予・下吾川Ⅱ	下吾川631-3	995-8875	16
	⑤	和み	米湊1497	989-4350	24
	⑥	笑歩会伊予	湊町81-1	983-6301	16

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

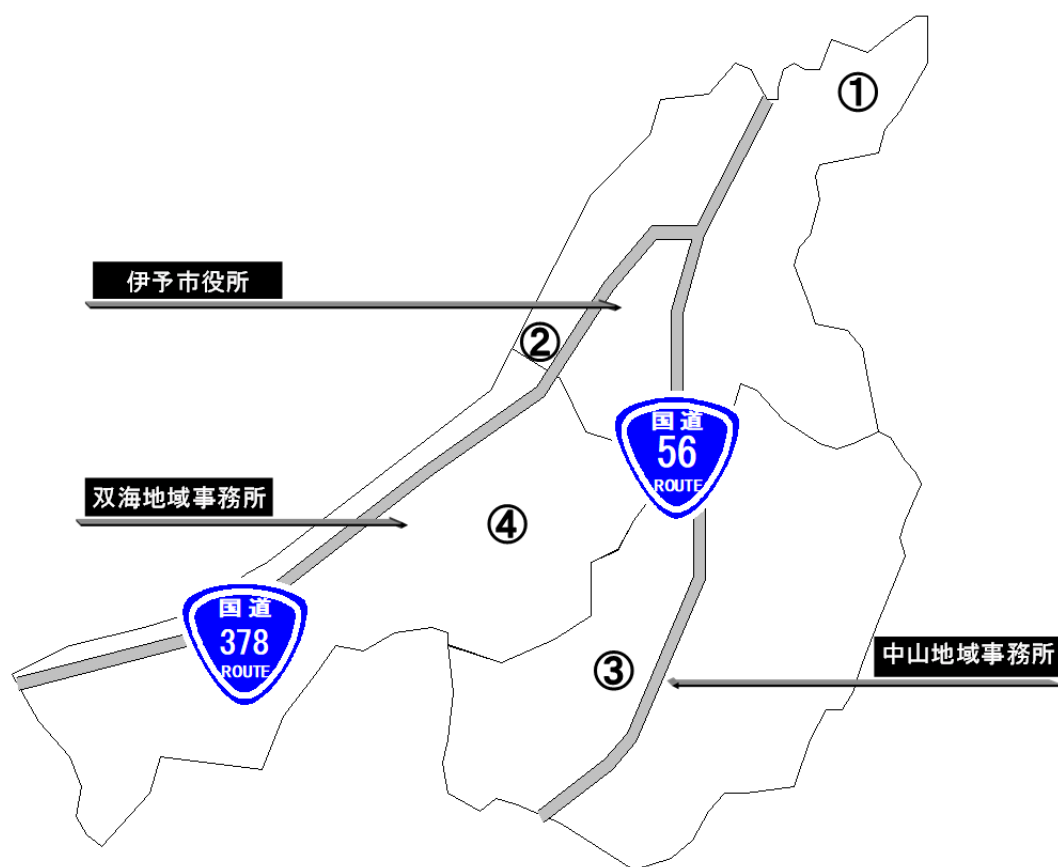
(16) 住宅型有料老人ホーム



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
住宅型 有料	①	たちばな	灘町136-2	983-0622	28
	②	笑歩会 伊予	湊町81-1	983-6301	25
	③	陽だまりの家	下吾川1411-1	982-4475	8
	④	ごしきの家	米湊736-5	983-4466	8

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

(17) 軽費老人ホーム（ケアハウス）



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
軽費老人ホーム	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800	30
	②	森の園	森甲440-1	982-7474	20
	③	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	15
	④	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	15

※記載している施設・事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

伊 予 市
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画
第 8 期介護保険事業計画

2021（令和 3）年 3 月発行

発 行 伊予市 市民福祉部 長寿介護課

〒799-3193

伊予市米湊 820 番地

TEL 089-982-1111

FAX 089-983-3681